工 事 仕 様 書

工事名称　　市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校外5校）

工事場所　　三原市宗郷一丁目外

工事内容　　防火設備の改修を行う。
［工事概要］
（1）田野浦小学校　防火戸2箇所　防火シャッター3箇所
（2）小泉小学校　防火戸2箇所
（3）深小学校　防火戸3箇所
（4）第二中学校　防火戸2箇所
（5）第五中学校　防火戸3箇所
（6）大和中学校　防火戸1箇所

準　則　　公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事偏・機械設備工事偏）最新版，
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事偏・機械設備工事偏）最新版，
建築物解体工事共通仕様書・最新版 （国土交通省官房官庁営繕部監修） に基づき施工する。

関係法令等　　この工事に当たっては，次の関係法令その他に基づいて施工する。
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律，同施行令，同施行規則
・労働安全衛生法，同施行令，同施行規則
・建設工事公衆災害防止対策要綱
・大気汚染防止法
・その他関係法令

疑義変更　　本設計図書は，設計の大要を示すものであり，詳細部等について技術的必要事項は明記なくとも完全に施工すること。
施工に際して疑義を生じた場合，または軽微な変更を必要とする場合には，速やかに係員と協議し，監督員の指示により施工すること。ただし，これらに於いて請負金額の増減はなきものとする。

提出書類　　施工に先立ち，工事工程表，仮設計画図及び監督員の指示する書類を提出し，監督員の承認を受けること。商品名及び製造者名が記載された材料については，当該商品又は同等品を使用するものとし，同等品を使用する場合は，監督員の承諾を受けるものとする。また，設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を提出して監督員の承諾を受けるものとする。

工　期　　本工事は請負契約締結の後，令和2年11月30日をもって工期とする。このうち検査期間として13日間を見込んでいる。

そ の 他　　・工事期間中は付近交通の安全を図ると共に，必要な場合には交通整理誘導員を配置し事故及び危険防止に努めること。
・官公署その他への手続きは受注者の負担で遅滞なく行うこと。
・第三者災害防止及び飛散防止対策のため，必要に応じて監督員の指示する範囲に，バリケード仮設間仕切り,養生等を設置すること，また苦情等発生した場合にはこれに対応すること。
・施工箇所周囲の備品，機器等の養生，清掃等については十分にこれを行うこと。
・工事に必要な電気・水等は，受注者で準備すること。
・工程については関係者及び監督員と協議すること。
・以下の設計図面は，A2版をA3版に縮小している。（縮小率約70.7％）

市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校外５校）
令和２年度

図面番号	図　面　名　称	縮　尺
A-00	タイトル・図面リスト	
tA-01	（田野浦小学校） 建築改修工事特記仕様書（１）	
tA-02	（田野浦小学校） 建築改修工事特記仕様書（２）	
tA-03	（田野浦小学校）工事概要，配置図，案内図	1/500
tA-04	（田野浦小学校）２階平面図，建具表	1/100　1/200
tA-05	（田野浦小学校）３，４階平面図	1/200
kA-01	（小泉小学校）　建築改修工事特記仕様書（１）	
kA-02	（小泉小学校）　建築改修工事特記仕様書（２）	
kA-03	（小泉小学校）　工事概要，配置図，案内図	1/500
kA-04	（小泉小学校）　１階平面図，建具表	1/100　1/200
kA-05	（小泉小学校）　３階平面図，建具表	1/100　1/200
fA-01	（深小学校）　建築改修工事特記仕様書（１）	
fA-02	（深小学校）　建築改修工事特記仕様書（２）	
fA-03	（深小学校）　工事概要，配置図，案内図	1/500
fA-04	（深小学校）　２階平面図	1/200
fA-05	（深小学校）　３階平面図，建具表	1/100　1/200
fA-06	（深小学校）　４階平面図	1/200

図面番号	図　面　名　称	縮　尺
2A-01	（第二中学校）建築改修工事特記仕様書（１）	
2A-02	（第二中学校）建築改修工事特記仕様書（２）	
2A-03	（第二中学校）付近見取図、配置図	1/500
2A-04	（第二中学校）１階平面図	1/200
2A-05	（第二中学校）２階平面図	1/200
2A-06	（第五中学校）　建具表	1/50
5A-01	（第五中学校）建築改修工事特記仕様書（１）	
5A-02	（第五中学校）建築改修工事特記仕様書（２）	
5A-03	（第五中学校）付近見取図、配置図	1/200
5A-04	（第五中学校）２階平面図	1/200
5A-05	（第五中学校体育施設）２階・３階平面図	1/200
5A-06	（第五中学校）　建具表	1/50
5A-07	（第五中学校体育施設）２階防火戸改修詳細図（１）（参考図）	1/20 1/2
5A-08	（第五中学校体育施設）２階防火戸改修詳細図（２）（参考図）	1/2
5A-09	（第五中学校体育施設）２階防火戸改修詳細図（３）（参考図）	1/2
5A-10	（第五中学校体育施設）３階防火戸改修詳細図（１）（参考図）	1/20 1/2
5A-11	（第五中学校体育施設）３階防火戸改修詳細図（２）（参考図）	1/2
5A-12	（第五中学校体育施設）３階防火戸改修詳細図（３）（参考図）	1/2
dA-01	（大和中学校）建築改修工事特記仕様書（１）	
dA-02	（大和中学校）建築改修工事特記仕様書（２）	
dA-03	（大和中学校）付近見取図、配置図	1/700
dA-04	（大和中学校）２階平面図	1/250
dA-05	（大和中学校）　建具表	1/50

特記事項	訂正事項

JOB. NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2020. 06.		市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校外５校）	A / 00	A-2：100%
CH. / PL.	DR.		NAME タイトル・図面リスト		A-3：71%
					A-4：50%

Ⅰ.工　事　概　要

1．工事名称：　市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校外５校）　　　仕　様　書
　　　　　　　田野浦小学校
2．工事場所：　三原市宗郷一丁目10番1号
3．敷地面積：
4．構造規模：［教室棟⑭］　RC造4階建　延床面積　1,838㎡

5．工事種目　　建具改修工事
6．別途工事
7．調査協力について

本工事は工事中及び竣工後，次の調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。
（１）公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票等の記入提出，発注者の調査実施への協力等）
（２）完成施設事後調査（第１次調査）…引渡後概ね６ヶ月後
（３）完成施設事後調査（第２次調査）…引渡後概ね１年目頃
（４）契約不適合調査…建設工事請負契約約款第４６条の５に定める期間内
（５）公共建築物木材利用事例調査票…工事中に実施（調査票の記入提出，発注者の調査実施への協力等）

8．公衆災害防止措置
（１）工事に際し，工事関係者以外の第三者の生命，身体及び財産の危機，並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること
（２）上記について，「建設工事公衆災害防止対策要綱（平成５年１月１２日付　建設事務次官通達）」に基づき実施すること

9．現状復旧
工事に際し，隣接建物等に損傷を与えた場合は，速やかに現状復旧を行うこと

１０．主要資材等
（１）主要資材を購入しようとする場合は，極力広島県内に営業所・本店を有する業者に発注するものとし，予め購入先の名称所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする
（２）当該工事に使用する砂については，海砂（県外産を含む）を使用しないこと
（３）この工事の施工に際し，やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は，原則として広島県内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする

Ⅱ.建築改修工事仕様

1．図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成３１年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
図面，本特記仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない事項は，国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編（平成３１年版）」以下、「標準仕様書」という。）による。

2．特記仕様
（１）項目は番号に○印のついたものを適用する
（２）特記事項は⊙印のついたものを適用する
　⊙印のつかない場合は、※印のついたものを適用する
　⊙印と ⊗ 印のついた場合は共に適用する
（３）項目に記載［　　］の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　（　　）の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（４）工事施工上必要な官公署その他への諸手続き及び届出は，全て受注者の負担において遅滞無く行うこと
（５）関係法令の改正等により（条例を含む）、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議すること。
（６）材料及び製造所等の記載は順不同である

章		項目	特記事項

1 一般共通事項

① 適用基準等

※公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版）
※建築工事標準詳細図　国土交通省官房官庁営繕部監修（最新版）
※建築工事公衆災害防止対策要綱　　※建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定）
※建築工事安全施工技術指針　　※再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定）
※県産木材の利用促進に関する指針

図面，本特記仕様書，標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。
※建築物解体工事共通仕様書　平成31年版　　国土交通省大臣官房官庁営繕部

2 電気保安技術者［1．3．3］

※配置する

3 工事実績情報の登録［1．1．4］

受注者は，受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について，工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき，受注，変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し，監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また，途中変更時の登録が必要な場合とは，工期の変更，技術者の変更があった場合とする。

④ 施工条件［1．3．5］

下記以外は現場説明書による。
⊙施工時間帯　　（　学校の生活に支障のない時間帯　）
・部位別の施工順序　（※図示　・　　　　　）
・工事車両の駐車場所　（※図示　・　　　　　）
・資機材置場　（※図示　・　　　　　）
・建設発生土仮置場　（※図示　・　　　　　）

⑤ 工事安全計画書

建築工事安全施工技術指針及び建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）を参考に、工事の施工に先立ち工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を監督職員に提出する

6 発生材の処理等［1．3．12］

・引渡しを要するもの（　　　　　　　　　）
・特別管理産業廃棄物（　　　　　　　　　）
　処理方法（　　　　　　　　　）
・現場において再利用を図るもの（　　　　　　　　　）
・再生資源化を図るもの
　・コンクリート塊　　・アスファルトコンクリート塊　　・建設発生木材
・PCB含有シーリング材の処理
　・第一次判定
　　現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。
　　　採取箇所数　　計　　箇所
　　　採取箇所　　※図示
　・第二次判定
　　専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。
　　　分析個数　　計　　箇所
　・除去処理工事
　　　除去範囲　　※図示
・せっこうボードの処理
　・石綿含有せっこうボード　改修特記仕様書第８章環境配慮改修工による
　・ひ素・カドミウム含有せっこうボード
　　・製造業者に回収委託
　　・埋立処分（管理型最終処分場）

・石綿含有、ひ素・カドミウム含有以外のせっこうボード
　・再生資源化（再資源化施設）　　・最終処分（管理型最終処分場）
（１）本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市，呉市，福山市）が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理することただし，建設廃棄物が破砕等（選別を含む）により有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理すること（原則，県内処分）
（２）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，前記（１）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から，運搬費と受入れ費（平日の受入れ費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き，再資源化に要する費用（単価）は変更しない
（３）本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので適正に処理すること。なお，広島県産業廃棄物埋立税は見込んでいる

7 建設発生土

※場外指示の場所に処分　・場外搬出適切処理　・場内指示の場所に敷き均し
・場内指示の場所に堆積
・当該工事により発生する建設発生土は，次の公の関与する埋立地に搬出するものとする
　搬出場所
※当該工事により発生する建設発生土は，「建設発生土処分先一覧表」に掲載されている施設のいずれかに搬出するものとする。また搬出先として，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地（一時堆積を含む）を見込んでいる。したがって，正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用は変更しない。なお，工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により，上記の仕様に拠り難い場合は，監督職員と協議するものとする

8 環境への配慮［1．4．1］

化学物質を放散させる建築材料等
本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の（１）から（４）を満たすものとする
（１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する
（２）接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する
（３）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する
（４）（１）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする
また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」 とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
①建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
②建築基準法施行令第２０条の第７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
④建築基準法施行令第２０条の第７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づき制定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については，他の特記事項及び図面表記の範囲内で，環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする

⑨ 材料の品質等［1．4．2～5］

材料・機材等の品質及び性能
（１）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする
（２）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。
（３）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする
（４）本工事に使用する材料のうち、（５）に指定する材料の製造業者等は、次の①～⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない
①品質及び性能に関する試験データを整備していること
②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること
③安定的な供給が可能であること
④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること
⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。
（５）製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型枠用鋼製デッキプレート	オーバーヘッドドア
鉄骨柱下無収縮モルタル	防水剤
無収縮グラウト材	現場発泡断熱材
乾式保護材	フリーアクセスフロア
既成調合モルタル	可動間仕切
ルーフドレン	移動間仕切
吸水調整材	トイレブース
アルミニウム製建具	煙突用成形ライニング材
鋼製建具	天井点検口
鋼製軽量建具	床点検口
ステンレス製建具	グレーチング
錠前類	屋上緑化システム
○クローザ類	トップライト
自動扉機構	エポキシ樹脂
自閉式上吊り引戸機構	ポリマーセメントモルタル
重量シャッター	既成調合目地材
軽量シャッター	鋳鉄製ふた

10 特別な材料の工法

標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品等の指定工法による

11 施工数量調査［1．5．2］

調査範囲　※外壁（庇，笠木共）　・屋根　　・図示
調査方法　※テストハンマーによる打診及び目視　　・図示
外壁調査は、外壁改修フローに対応する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う
屋根調査は、防水面のひび割れ、浮き、欠損部、目地欠損部及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。
また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督職員に２部提出する（必要に応じ写真等を添付する）

12 調査のための破壊部分の補修［1．5．3］

補修方法　※図示
補修範囲　※図示

13 技能士［1．6．2］

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	とび作業
防水改修工事	防水施工	アスファルト防水工事作業
		ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
		アクリルゴム系塗膜防水工事作業
		合成ゴム系シート防水工事作業
		塩化ビニル系シート防水工事作業
		セメント系防水工事作業
		シーリング防水工事作業
		改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
		ＦＲＰ防水工事作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業
	左官	左官作業
	タイル張り	タイル張り作業
建具改修工事	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	ガラス工事作業
	自動ドア施工	自動ドア施工作業
	ガラス用フィルム施工	建築フィルム作業
塗装改修工事	塗装	建築塗装作業
内装改修工事	タイル張り	タイル張り作業
	建築大工	大工工事作業
	建築板金	鋼製下地工事作業
		内外装板金作業
	左官	左官作業
	内装仕上施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
		カーペット系床仕上げ工事作業
		ボード仕上げ工事作業
	表装	壁装作業
耐震改修工事	とび	とび作業
	鉄筋施工	鉄筋組立作業
	型枠施工	型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
	鉄工	構造物鉄工作業
環境配慮改修工事	配管	・建築配管作業
	路面表示施工	・溶融ペイントハンドマーカー工事作業
		・加熱ペイントマシンマーカー工事作業
	造園	・造園工事作業

※技能士においては，積極的な活用を図ること。

14 化学物質の濃度測定［1．6．9］

（１）図示した室のホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する
測定箇所は仕上表により、施工方法は施工条件明示による
パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う
①３０分間換気
　測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する
②５時間閉鎖
　①の後、測定対象室のすべての窓及び扉を５時間閉鎖する
　ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする
③測定
　イ　②の状態のままで測定する
　ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する
　ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする
④分析
　測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する
⑤その他
　監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けること
（２）木材の防腐・防蟻処理剤は，クロルピリホス，ダイアノジン及びフェノブカルブを含有しない薬剤とし，加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い十分乾燥させた後現場に搬入する
（３）保温材，断熱材，緩衝材については，ホルムアルデヒドを発散しないか発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする
（４）塗料，壁紙，仕上塗材，合板，接着剤等で屋内に面するものについては，ホルムアルデヒドを発散しないか，発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする
（５）屋内に面して用いる材料は，上記（２）～（４）に適合した上で，揮発性有機化合物の発散が無い若しくは極めて少ないものを選択するように努め，（１）の規定を満たすこと

15 中間技術検査［1．7．2］

※行う（回数及び時期については監督職員の指示による）　・行わない

⑯ 工事写真等

下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の作成は「営繕工事写真作成要領」によるものとする
（１）工程写真
工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする
（２）工事中写真
水中又は地下に埋設される部分，その他完成後外部から検査・確認する事が出来なくなる部分，及びその他監督職員が指示する箇所は，Ａ４版写真台帳にまとめて完成検査日までに提出するものとする
【提出部数】：１部
（３）完成写真
【撮影箇所】建物外観各方向，主要箇所，主要室内その他監督職員が指示する箇所
【規格・提出部数】※Ａ４版クリアファイル　　部　　・Ａ４版写真台帳　　部
【完成写真の撮影業者】・監督職員の承諾する撮影業者
（４）その他の写真
隣接建物等に損傷のおそれがある場合は，施工前・施工後の写真（カラー・キャビネ版）を監督職員の指示により提出するものとする
（５）保管
工事写真のネガ・データは，受注者において工事完成後２年間保管すること

⑰ 完成時の提出図書

※提出を要する　　完成図書：１部
竣工図の種類（※全て　・　　　）
竣工図の作成方法　CAD（ＣＡＤデータの提出（※要　・不要））
原図　.※普通紙　　・ 不要
竣工図　二つ折製本（・ A1版　　部　・A2版　　部　・ A3版　　部）
竣工図は原則として原図にて修正を行い，施工図・保全に関する資料で必要なものの提出は監督職員の指示による
なお，１８　電子納品で対象工事である場合は，加えて電子成果品を　２部提出すること
・型式台帳
型式台帳は，監督職員が指定する様式で作成する。建物で使用する部材，機器を記入し提出すること。

18 電子納品

※電子納品対象工事とする
電子納品とは，「調査，設計，工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは，「営繕工事電子納品要領（以下，要領という）」に基づいて作成されたものを指す
成果品については，「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については，原則として電子データを提出する義務はないが，「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上，電子化の是非を決定する
また，成果品提出の際には，ウイルス対策を実施したうえで提出すること

19 工事中情報共有システム

（１）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること
（２）本工事で使用する情報共有システムは次とする
　広島県工事中情報共有システム（http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html）
（３）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする
（４）受注者は，監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合，協力しなければならない

⑳ 施工図及び施工計画書

提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする

21 設備工事との取合い

設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける

22 撤去部分

コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする

23 適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる
基準風速　　Ｖｏ＝　　　ｍ／ｓ
地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ
積雪区分　　平成12年5月31日建設省告示第１４５５号　別表（　　　　　）

㉔ 騒音・振動の防止

「低騒音型・低振動型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用する

㉕ 施工中の安全確保

・同一場所で別契約の関連工事が行われる場合は，労働安全衛生法第３０条第２項に基づき，当該工事について，同条第１項に規定する措置を講ずべき者として本工事現場代理人を指名する
・労働安全衛生法第１５条に基づく統括安全衛生責任者を選任したときは，本契約後直ちに「統括安全衛生責任者選任届出書」（任意様式）を提出すること

㉖ 実施工程表［1．2．1］

工事期間は建築設備を含んだ期間とし，工事全体を把握して作成し，監督職員の承諾を受ける

㉗ 工程報告

別紙様式による期間別工事工程報告書を毎月２回１部提出すること

28 保証書

次の工事について保証書を提出すること

工事区分	材料名	保証年数	備考
・防水改修工事	・アスファルト防水	年	
	・改質アスファルトシート防水	年	
	・合成高分子ルーフィング防水	年	
	・塗膜防水	年	
・外壁改修工事	・下地補修	年	
	・塗装	年	
		年	

2 仮設工事

1 騒音・粉じん等の対策　［2．1．3］

騒音・粉じん等の対策　・ 防音パネル　・ 防音シート
防音パネル、 防音シートを取り付ける足場の設置範囲
※ 工事に必要な範囲

2 足場等　［2．2．1］［表2．2．1］

「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
外部足場　・ 設置する（範囲　※ 工事に必要な範囲　・　　　　）　・ 設置しない
防護シート　・ 設置する（範囲　※ 工事に必要な範囲　・　　　　）　・ 設置しない
内部足場　・ 設置する（ ※ 脚立、足場板等　・　　　）　・ 設置しない
材料、撤去材等の運搬方法　・ Ａ種　※ Ｂ種　・ Ｃ種　・ Ｄ種　・ Ｅ種
　Ｃ種：利用可能なエレベーター（　　　　　）
　Ｄ種：利用可能なの階段（　　　　　）

③ 既存部分の養生　［2．3．1］

養生方法等
・ 既存部分の養生方法　※ ビニルシート、合板等による　・
・ 既存家具、既存設備等の養生方法　※ビニルシート等　・
・ 既存ブラインド、カーテン等の養生方法　※ ビニルシート等（取外し再取付を行う）

保管場所　※ 構内既存施設内　・
・ 固定された家具等（備品、机、ロッカー等）の移動　※ 行う（図示）
既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

4 仮設間仕切り　［2．3．2］

仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所　※ 図示
仮設間仕切りの種別と材質等
・ Ａ種　※ Ｂ種　・ Ｃ種　・ 図示
　Ａ、Ｂ種の仕上げ材
　　※ せっこうボード（GB-R 厚さ9.5mm）　・ 合板（普通合板 厚さ9mm）
　Ａ、Ｂ種の片面への塗装等　※ 行わない　・ 行う
　Ａ種のグラスウールの充填
　　※行う（ＪＩＳ　Ａ　６３０１グラスウール吸音材３２Ｋ厚５０mm）
　　・行わない
仮設扉の種別　※木製（合板張り程度）　・

5 監督職員事務所等　［2．4．1］

・ 設ける　　m2程度　　※ 設けない
現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示による

⑥ 工事用水

構内既存の施設　・ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償）　※ 利用できない

⑦ 工事用電力

構内既存の施設　・ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償）　※ 利用できない

8 仮囲い等の安全施設

別紙設計図による

9 工事現場の表示

現場の見えやすい位置に，監督職員が指示する次の表示板を設置する
※工事名等の表示板（900mm×600mm）　・工事概要等の説明看板（900mm×600mm）

⑩ 警備員

※配置する　　・配置しない
※大型車両進入時　（　　）人／日　　⊙常時配置　（ １ ）人／日
・（　　　　　　）作業期間　（　　）人／日

有限会社　元廣建築設計事務所 一級建築士事務所広島県登録 18(1) 第 0951 号	一級建築士登録 第 85366 号 元 廣 清 志	工事名： 市内小中学校防火戸等改修工事(田野浦小学校外５校) 田野浦小学校	図面名： 建築改修工事特記仕様書（１）	縮尺： ー A3版：100% A4版： 70%	査図：　部長：　課長：　主任：　担当：	日付： Ｒ２年	図番： tA ー 01

外壁改修フロー及び数量

・ コンクリート打放し仕上げ外壁の場合

既存仕上げ材の撤去 ・ 全面 ※ 図示

外 壁 調 査 （ 施 工 数 量 調 査 ）

- ひび割れ部改修
  - 樹脂注入工法（注１）
    - A）0.2以上0.3未満 0m
    - A）0.3以上0.5未満 0m
    - A）0.5以上1.0未満 0m
    - B） 0m
    - C） 0m
    - D） 0m
  - Uカットシール材充填工法 0m
  - シール工法 0m
- 欠損部改修
  - 充填工法 100×300×30mm 程度 0ヶ所
  - 鋼鉄筋部補修工法（改修標準仕様書6/3.3(b)） 幅100mm程度 0m

下地調整材 ・ 全面 ※ 図示

仕上塗材仕上げ ・ 全面 ※ 図示

・ モルタル塗り仕上げ外壁の場合

既存仕上げ材の撤去 ・ 全面 ※ 図示

外 壁 調 査 （ 施 工 数 量 調 査 ）

- ひび割れ部改修
  - 樹脂注入工法（注１）
    - A）0.2以上0.3未満 0m
    - A）0.3以上0.5未満 0m
    - A）0.5以上1.0未満 0m
    - B） 0m
    - C） 0m
    - D） 0m
  - Uカットシール材充填工法 0m
  - シール工法 0m
- 欠損部改修
  - 充填工法 0m2 カッター切り 0m
  - モルタル塗替え工法 0m2 カッター切り 0m
  - （工法名） 一般部分 0m2 指定部分 0m2
- 浮き部改修
  - アンカーピンニング注入工法

モルタル撤去 ・ しない ・ する

下地調整材 ※ 既存仕上げ面全体 ・ 図示

仕上塗材仕上げ ※ 既存仕上げ面全体 ・ 図示

・ タイル張り仕上げ外壁の場合

外 壁 調 査 （ 施 工 数 量 調 査 ）

- ひび割れ部改修
  - 樹脂注入工法（注１）
    - A）0.2以上0.3未満 0m
    - A）0.3以上0.5未満 0m
    - A）0.5以上1.0未満 0m
    - B） 0m
    - C） 0m
    - D） 0m
  - Uカットシール材充填工法 0m
  - タイル部分張替工法 0m2 カッター切り 0m
  - タイル張替工法 0m2 カッター切り 0m
- 欠損部改修
- 浮き部改修
  - （工法名） 一般部分 0m2 指定部分 0m2
- 目地改修
  - 目地ひび割れ改修 mm× mm 0m
  - 伸縮目地改修 mm× mm 0m
- タイル撤去 ・ する ・ しない
- アンカーピンニング注入工法

（注１）4-2.1、4-3.1及び4-4.2のひび割れ部改修工法における樹脂注入工法の種類を示す

5 建具改修工事

① 改修工法 ［5．1．3］

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
・アルミ製建具		・	・	※ 建具表による
・樹脂製建具		・	・	※ 建具表による
・鋼製建具	・外部	・	・	※ 建具表による
	・内部	・	・	※ 建具表による
・鋼製軽量建具		・	・	※ 建具表による
・ステンレス製建具		・	・	※ 建具表による

新規に建具を設ける場合

壁部分の開口の開け方 ※ 図示

新規建具周囲の補修工法及び範囲 ※ 図示 ・

② 防火戸 ・ 適用する 指定箇所（ ※ 建具表による ・ ） ［5．1．4］

3 建具見本の製作 ※ 製作しない ・ 製作する（ ・ 納まり等が分かる程度のもの ・ ） ［5．1．5］

4 防犯建物部品 ・ 適用する 適用箇所（ ※ 建具表による ・ ） ［5．1．7］

5 アルミニウム製建具 性能値等 ［5．2．2～5］［表5．2．2］

・ 耐風圧性の等級（ ）、気密性の等級（ ）、水密性の等級（ ）

※ 改修標準仕様書表5.2.1による種別

外部に面する建具の種別 ・ A種（建具符号： ・ 全て ・ 建具表による ・ ）

・ B種（建具符号： ・ 全て ・ 建具表による ・ ）

・ C種（建具符号： ・ 全て ・ 建具表による ・ ）

防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（ ）

（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（ ）

（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

耐震ドア 面内変形追従性の等級（ ）

（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1

枠の見込み寸法 ※ 建具表による ・

表面処理

外部に面する建具 種別 ・ BB-1種 ・ BB-2種 ・

色合等 ※ 標準色（ ） ・ 特注色（ ）

屋内の建具 種別 ・ BC-1種 ・ BC-2種 ・

色合等 ※ 標準色（ ） ・ 特注色（ ）

結露水の処理方法 ※ 図示 ・

水切り板、ぜん板 ※ 図示 ・

6 網戸等 ［5．2．3］

種類	材質	線径	網目
・防虫網	※ 合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス（SUS316）製	※ 0.25mm以上 ・	※ 16～18メッシュ ・
・防鳥網	ステンレス（SUS304）線材	1.5mm	網目寸法15mm

7 樹脂製建具 ［5．2．2］［5．3．2～5］

性能値等

・ 耐風圧性の等級（ ）、機密性の等級（ ）、水密性の等級（ ）

※ 改修標準仕様書表5.3.1による種別

外部に面する建具 ・ A種（建具符号： ・ 全て ・ 建具表による ・ ）

・ B種（建具符号： ・ 全て ・ 建具表による ・ ）

・ C種（建具符号： ・ 全て ・ 建具表による ・ ）

防音ドア、防音サッシの遮音性の等級 ・ T－1 ・ T－2

（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

断熱ドア、断熱サッシ の断熱性の等級 ・ H－4 ・ H－5 ・ H－6

（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

枠の見込み寸法 ※ 建具表による

表面色 ※標準色 ・ 特注色

水切り板、ぜん板 ※ 図示

ガラス ※ 複層ガラス

⑧ 鋼製建具 ［5．2．2］［5．4．2～4］［表5．4．2］

性能等級（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

簡易気密型ドアセット ・ 適用する

外部に面する面する建具の耐風圧性 ・ S－4

・ S－5

・ S－6

防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（ ）

断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（ ）

耐震ドア 面内変形追従性の等級（ ）

ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1

鋼板類の厚さ ※ 改修標準仕様書表5.4.2による

9 鋼製軽量建具 ［5．2．2］［5．5．2～4］

性能等級（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

簡易気密型ドアセット ・適用する

防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（ ）

断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（ ）

耐震ドア 面内変形追従性の等級（ ）

鋼板の材料 ※ 亜鉛めっき鋼板 ・ ビール被覆鋼板 ・ カラー鋼板 ・ ステンレス鋼板

ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1

鋼板類の厚さ ※ 改修標準仕様書表5.5.1による

召合せ、縦小口色み板の材質 ※ 鋼板

10 ステンレス製建具 ［5．2．2］［5．4．2］［5．6．2～5］［5．7．2、3］

性能等級（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

簡易気密型ドアセット ・ 適用する

外部に面する面する建具の耐風圧性 ・ S－4

・ S－5

・ S－6

防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（ ）

断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（ ）

耐震ドア 面内変形追従性の等級（ ）

ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 ・

表面仕上げ ※ ＨＬ ・ 鏡面仕上げ ・

ステンレス鋼板の曲げ加工 ※ 普通曲げ ・ 角出し曲げ（・ａ角 ・ ｂ角 ・ ｃ角）

⑪ 建具用金物

金物の種類及び見え掛り部の材質等

※ 改修標準仕様書表5.1.1及び適用は建具表による ・

金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※ 改修標準仕様書表5.7.2による

樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※ 標準仕様書表5.7.3による ・

握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置 ※ 建具表による ・

錠前類

【シリンダ箱錠及びシリンダ本締まり錠】

（品質）

デッドボルトの出寸法は17mm以上とする。 鍵付きのものはマスターキー、グランドマスターキー、コンストラクションキーなどのキーシステムが構築できるものとする。

（性能）

〈使用頻度による性能〉

1）（シリンダ箱錠のみ）ラッチボルトの開閉繰り返し試験（40万回）を行った後、ハンドルでの開閉操作力及びラッチング力が試験前の2倍未満であり、動作に支障がない。

2）キーにおけるデッドボルトの施解錠繰り返し試験（10万回）を行った後、 試験前の回転トルクの2倍未満であり、施解錠操作に支障がない。（シリンダ本締り錠のみ）シリンダ単体の施解錠繰り返しの評価は、シリンダ だけの回転トルクが10Ｎ・ｃｍ以下とする。

3）キーによる施錠機構の施解錠繰り返し試験（10万回）を行なった後、 試験前の回転トルクの2倍未満であり、施解錠操作に支障がない。

4）キーの抜き差し繰り返し試験（10万回）を行なった後、キーの抜き差 しに要する荷重は10Ｎ以下である。また、未使用の合鍵でシリンダが回転でき、かつ、1筋所1段差浅い刻みをもつ異なるキーでは、シリンダが回転しないこと。（キーに加えるトルクは、150Ｎ・ｃｍとする）

＜外力に対する性能 ＞

1）デッドボルトの押込み強度試験（10ＫＮ）を行なった後、荷重を除いたときのデッドボルトの出寸法は8mm以上であること。

2）デッドボルトの側圧強度試験（10ＫＮ）を行なった際、加圧板がデッドボルトを通過しない。

3）デッドボルトの押込み強度（衝撃荷重）試験（58.8ｊ）の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態（デッドボルトの突出量が8mm未満）にならないこと。

4）デッドボルトの側圧強度（衝撃荷重）試験（58.5ｊ）の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態（加圧板がデッドボルトを通過した状態）にならないこと。

5）（シリンダ本締り錠はグレード3以上の部品数の場合）ストライクプレートの厚さ1.5mm以上のステンレス鋼製とし、トロヨケは厚さ1.6mm以上の鋼製の一体板りとする。又はストライクの強度と同等以上の強度をもつものとする。

＜使用扉の質量に対する性能（シリンダ箱錠のみ）＞

1）ラッチボルトの側圧強度試験（4ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドル操作及びラッチングに支障がない。

2）レバーハンドルのねじり強度試験（3.5ＫＮ・ｃｍ）を行なった後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。

3）握り玉のねじり強度試験（3ＫＮ・ｃｍ）を行なった後、トルクを除いたとき、握り玉が正常に作動していること。また、施錠時握り玉が固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。

4）ハンドルの引張強度試験（2ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。

5）ハンドルの垂直荷重強度試験（2ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。

＜鍵＞

1）かぎ（鍵）数は、1.5万以上とする。ただし、異なるキーウェイ形状であっても、共通のキーセクションが存在する場合は、有効かぎ（鍵）違い数とみなさないものとする。

2）同一タンブラーの使用数は、60%以下とする。また、6本タンブラーにおいては、キーの同一刻みは、最大2連続までとしていること。

試験方法は、JIS A 1541-1（建築金物－錠－第１部：試験方法）による。

【レバーハンドル】

（性能）

＜ねじり強度＞

レバーハンドルのねじり強度試験（3.5ＫＮ・ｃｍ）を行なった後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。

＜引張り強度＞

ハンドルの引張強度試験（2ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドル が正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、 施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。

＜垂直荷重強度＞

ハンドルの垂直荷重強度試験（2ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障が ないこと。

試験方法は、JIS A 1541-1（建築金物－錠－第１部：試験方法）による。

クローザー類

（品質・性能）

区分 / 性能試験項目		① ドアクローザー		② ヒンジクローザー		③ フロアヒンジ	
	Grade2 番手	閉じモーメント（N・m）	効率（%）	閉じモーメント（N・m）	効率（%）	閉じモーメント（N・m）	効率（%）
初期値（注1）（注2）閉じ方及び効率による区分	1	5以上	30以上	5以上	30以上	5以上	30以上
	2	10以上	30以上	10以上	30以上	10以上	30以上
	3	15以上	35以上	15以上	35以上	15以上	35以上
	4	25以上	40以上	25以上	40以上	25以上	40以上
	5	35以上	45以上	35以上	45以上	35以上	45以上
	6	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上
閉じ速度（秒）		常温（5～35℃）無風状態において、開扉（70°）から全閉（0°）までの時間を5～8秒に調整できるべきこと。					
温度依存性（℃）		緩衝油の流動点は、JIS K 2269「原油及び石油製品の流動点並びに石油製品曇り点試験方法」により測定し、－15℃以下であること。					
ストップ力	ストップ入力	60Ｎ・ｍ以下 但し、コンシール型は200Ｎ・ｍ以下		100Ｎ・ｍ以下		100Ｎ・ｍ以下	
	ストップ解除力	8Ｎ・ｍ以上		3Ｎ・ｍ以上		10Ｎ・ｍ以上	
バックチェック性能（秒）（バックチェック機能を有する機種のみ適用）		ドア開扉方向に荷重60Ｎ/ｍ2を開扉50°から負荷する。バックチェック開始角度（70～85°）から更に20°まで継ぐ間の時間は0.8秒以上としていること。		—		—	
ディレードアクション性能（秒）ディレード アクション解除角度（60～75°）（ディレードアクション機能を有する機種のみ適用）		開扉90°の位置からディレードアクション解除角度までの時間が10秒以上確保でき、また、その時間の調整が可能であること。		—		—	
戸の閉鎖位置（中心吊り込み間自由のみに適用）		—		—		±3mm以内	
耐久性	繰返し開閉後の閉じモーメント（Ｎ・ｍ）	Grade2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。	耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	
	繰返し開閉後の効率（%）	Grade2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。	耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	
	繰返し開閉後の閉じ速度（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。				
	繰返し開閉後のバックチェック性能（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	—		—	
	繰返し開閉後のディレードアクション性能（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	—		—	
	繰り返し開閉後の戸閉鎖位置（mm）		—	—		耐久試験後±6mm以内	
耐久性の試験回数（繰り返し開閉回数）		Grade2	20万回	10万回		30万回	

注1．パラレル取付けは、右記の閉じモーメントの70%程度までとする。

注2．コンシールド型は右記の閉じモーメントの50%程度までとする。

Grade1を選定する場合は、図示による。

（試験方法）

1）性能試験は、JIS A 1510-3（建築用ドア金物の試験方法－第３部：フロアヒンジ、ドアクローザ及びピンクロローザ）に規定する試験方法による。

2）試験ドアの質量は、1番手は25ｋｇ、2番手は40ｋｇ、3番手は60ｋｇ、4番手は80ｋｇ、5番手は100ｋｇ、6番手は120ｋｇとする。

12 鍵 ［5．7．4］

マスターキー ※ 製作する（ 組） ・ 製作しない ・ 既存に組込む

鍵の製作本数 ※ 各室３本１組（室名札付き）

鍵箱 ・ 設ける（ 個用 組） ・ 設けない

13 自動ドア開閉装置 ［5．8．2、3］

引き戸用駆動装置

性能値

※ 改修標準仕様書表5.8.1による

種類 ・ SSLD-1 ・ SSLD-2 ・ DSLD-1 ・ DSLD-2

多機能トイレ出入口引き戸用駆動装置

性能値

・

※ 改修標準仕様書表5.8.2による

引き戸用検出装置の種類は、多機能トイレスイッチとする

引き戸用検出装置

性能値

・

※ 改修標準仕様書表5.8.3による

種類 ・ 光線（反射）センサー ・ 熱線センサー ・ 音波センサー ・ 光電センサー

・ 電波センサー ・ タッチスイッチ ・ 押しボタンスイッチ

戸の開閉方式 ※ 建具表による

防鼠 ・ 適用する ・ 適用しない

凍結防止措置 ・ 適用する ・ 適用しない

14 自閉式上吊り引戸装置 性能値等 ※ 標準仕様書表5.9.1による ［5．9．3］

（試験方法）

（１）耐久性（開閉繰り返し）試験

開口については外力によらず、試験体の自閉装置及び制御装置のみにより戸を開端位置から閉端位置までの作動を確認できる試験を行う。同試験に用いる試験体は片引戸とし、開口内法有効高さ2,000mm、幅は最大寸法とする。適用戸総質量の区分毎に試験を行う。自閉装置、制御装置は10万回以上の時点で1回のみ調整を行えるものとし、また、その他の制御装置についてはメーカーの耐久性能試験成績書において2万回以上の耐久性能を確認することで、試験に代えることができるものとする。

（２）耐衝撃性試験

落下高さ17ｃｍにて、ドアの中央部にドアが外れる方向に衝撃を与える。

耐衝撃性試験に用いる試験体は片引戸、開口内法有効寸法は高さ2,000mm、幅900mmとする。

適用戸総質量の区分毎に試験を行う。

（３）気密性能試験

JIS A 1516「建具の気密性試験方法」による。

⑮ 重量シャッター ［5．10．2、3］

シャッターの種類 ・ 管理用シャッター 耐風圧強度（ ）N/m2

○ 外壁用防火シャッター 耐風圧強度（ ）N/m2

・ 屋内用防火シャッター

・ 防煙シャッター

開閉方式の種類 ※ 上部電動式（手動併用） ・上部手動式

二重チェーン、急降下制動装置、急降下停止装置を設けた電動シャッターの設置箇所

※ 図示

障害物感知装置を設けた電動シャッターの設置箇所 ※ 図示 ・

屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止機構の設置箇所 ※図示

適用する危害防止機構 ※ 改修標準仕様書5.10.2(4)(ｴ)(a)かつ(c)

・ 改修標準仕様書5.10.2(4)(ｴ)(b)かつ(c)

管理用シャッターのシャッターケース ・ 設ける ・ 設けない

スラット及びシャッターケース用鋼板

鋼板の種類 ※ JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）

・ JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき及び鋼帯）

めっきの付着量 ※ Z12又はF12を満足するもの

ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 ・

16 軽量シャッター ［5．11．2～4］

開閉方式の種類 ※ 手動式 ・ 上部電動式（手動併用）

耐風圧強度 （ ）N/m2

スラットの材質の種類

※ JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼板）

めっきの付着量（ ※ Z06 又はF06を満足するもの ・ ）

・ JIS G 3312（塗装溶融５％アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼板）

めっきの付着量（ ※ AZ90を満足するもの ・ ）

スラットの形状 ※ インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形

シャッターケース ※ 設ける ・ 設けない

ガイドレール（中柱共）の材質 ※ ステンレス鋼板（SUS304） 厚さ1.0mm

座板の材質（屋外の場合） ※ ステンレス製既製品 ・

17 オーバーヘッドドア ［5．12．2、3］

セクション材料による区分	耐風圧性能区分（Pa）	開閉方式による区分	収納方式による区分	ガイドレールの材料
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・ 175（1750） ・ 125（1250） ・ 100（1000） ・ 75（750） ・ 50（500）	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板

電動式タイプで障害物感知装置を設ける箇所 ※図示 ・

18 木製建具 （16．7．2～4）

建具材の加工、組立時の含水率 ※ Ｂ種 ・

建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量

※ 規制対象外 ・

表面材の合板の種類

合板の種類	規格等	備考
・ 普通合板	表面の樹種 生地、透明塗料塗り （ ※ ラワン合板程度 ・ ） 不透明塗料塗り （ ※ しな合板程度 ・ ） 板面の品質（ ） 接着の程度（ ・ 1類 ・ 2類 ）	
・ 天然木化粧合板	樹種名（ ） 接着の程度（ ・ 1類 ・ 2類 ）	
・ 特殊加工化粧合板	化粧加工の方法 （ ・ オーバーレイ ・ プリント ・ 塗装） 表面性能（ ）タイプ 接着の程度（ ・ 1類 ・ 2類 ）	

表面板の厚さ ※標準仕様書表16.7.6による ・

・ かまち戸

かまち樹種（ ） 鏡板樹種（ ）

見込み寸法 ※建具表による ・

・ ふすま

張りの種別（ ・ Ｉ型 ・ Ⅱ型）

上張り（押入等の裏側以外） ・ 鳥の子 ・ 新鳥の子又はビニル紙程度

縁仕上げ ・ 塗り縁 ・ 生地縁（素地） ・ 生地縁（ウレタンクリヤー塗装）

見込み寸法 ※ 建具表による ・

・ 戸ぶすま 見込み寸法 ※ 建具表による ・

・ 紙張り障子 見込み寸法 ※ 建具表による ・

枠の材料 ※ 木製枠（６室内装改修工事による）

・ 鋼製枠（※亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板）

くつずりの材料 ※ ステンレス鋼板

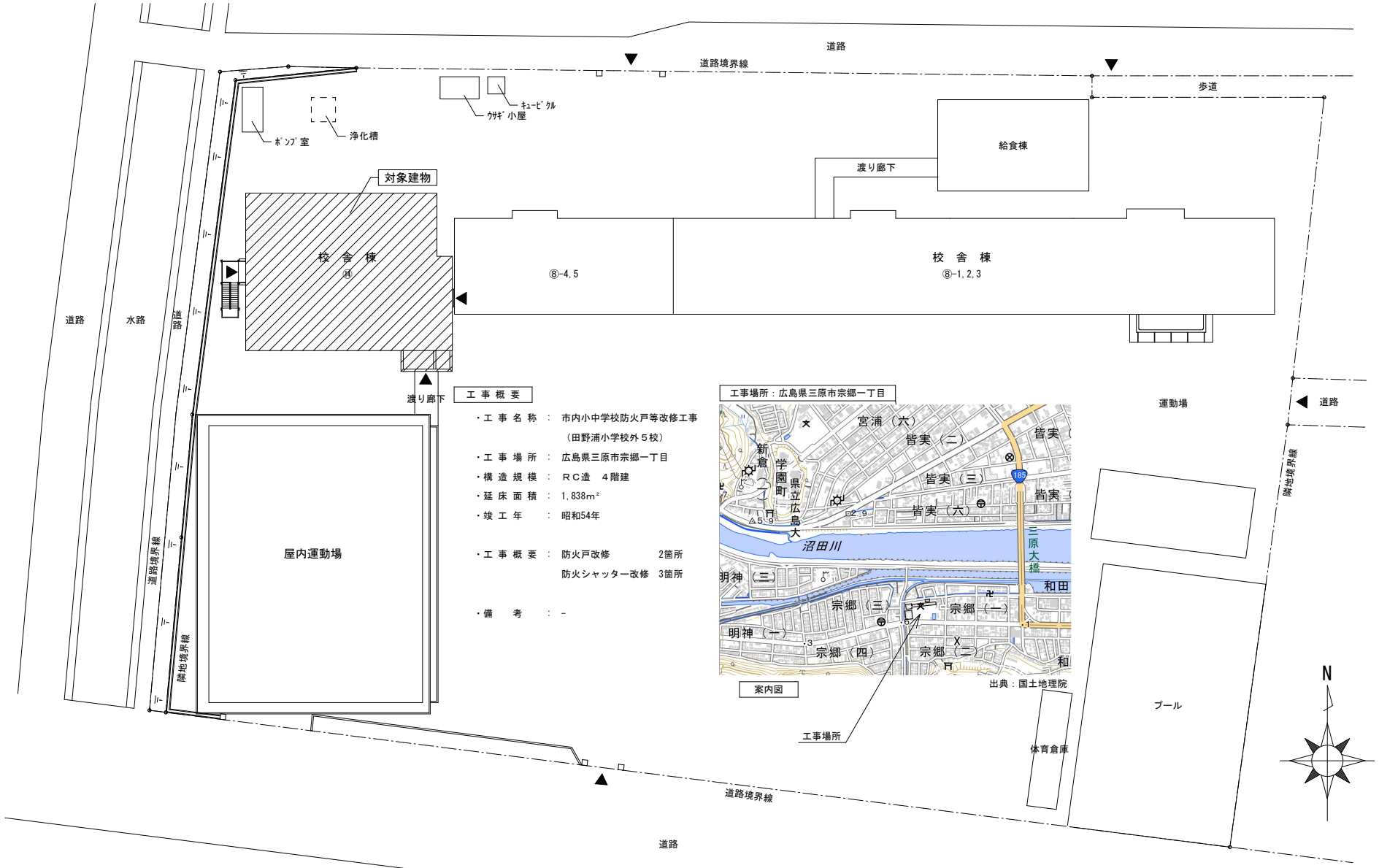

案内図

工 事 概 要

- ・工 事 名 称 ： 市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校外５校）
- ・工 事 場 所 ： 広島県三原市宗郷一丁目
- ・構 造 規 模 ： ＲＣ造　４階建
- ・延 床 面 積 ： 1,838m²
- ・竣 工 年 ： 昭和54年
- ・工 事 概 要 ： 防火戸改修　2箇所
  防火シャッター改修　3箇所
- ・備　　考 ： －

配置図　S=1：500

作業日には施設管理業務の警備員（１名/日）を見込む

有限会社　元廣建築設計事務所 一級建築士事務所広島県登録 18(1) 第 0951 号	一級建築士登録 第 85366 号 元 廣 清 志	工事名： 市内小中学校防火戸等改修工事(田野浦小学校外５校) 田野浦小学校	図面名： 工事概要、配置図、案内図	縮尺： 1:500 A3版：100% A4版：70%	査図：	部長：	課長：	主任：	担当：	日付： Ｒ２年	図番： tA － 03

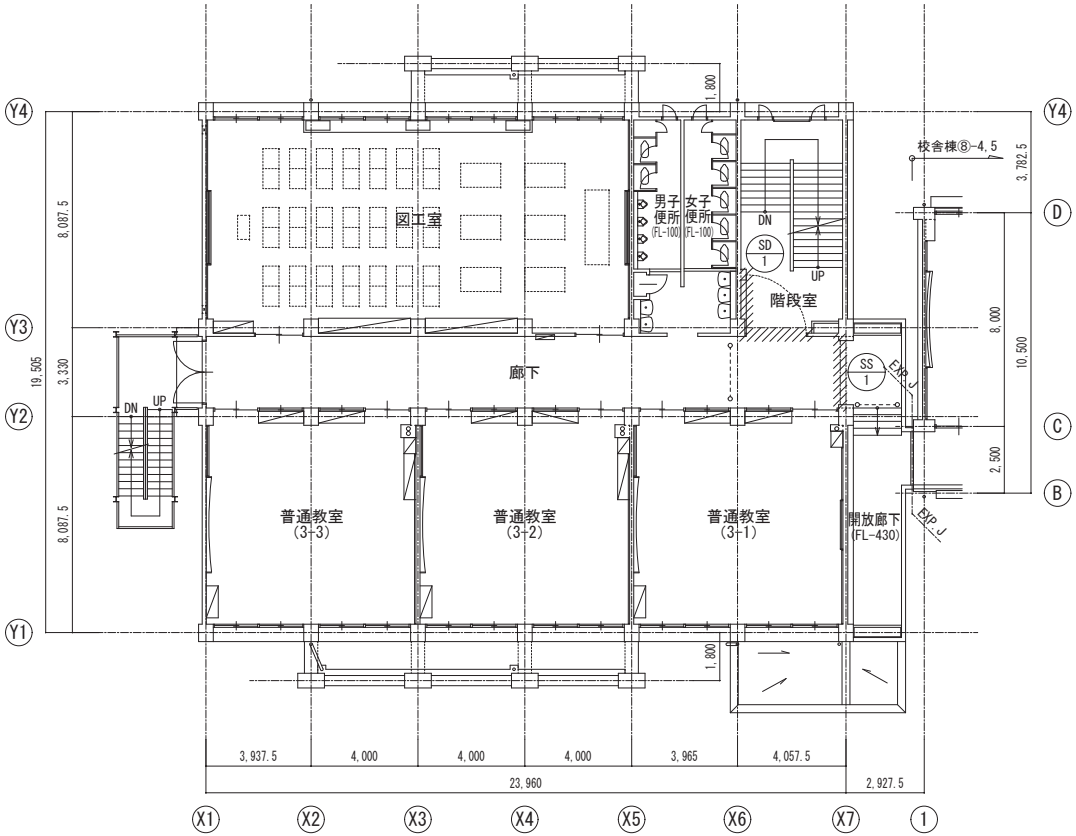

2階平面図　S=1:200

建具表　S=1:100

符号・名称	SD 1　くぐり戸付防火戸　[扉取外しのうえ 扉現場カット（枠取り合い部分）]		SD 1　くぐり戸付防火戸　[扉再取付 ドアチェック新設]	
位置・数量	2,3階　階段室	2	2,3階　階段室	2
姿図	（改修前） 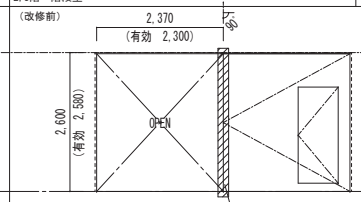		（改修後） 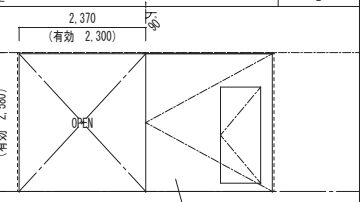	
扉仕上・扉厚	スチール製　SOP塗	40	スチール製　SOP塗	40
枠仕上・枠見込	スチール製　SOP塗	100	スチール製　SOP塗	100
沓摺・水切	―	―	―	―
硝子	―		―	
金物	ケースハンドル、フロアヒンジ 標準金物一式		ケースハンドル、フロアヒンジ ドアチェック、標準金物一式	
備考	―		ドアチェック　リョービB1005P同等品	
符号・名称	SS 1　防火防煙シャッター　[(3階)自動閉鎖装置撤去 (4階)ガイドレール調整]		SS 1　防火防煙シャッター　[(2～4階)危害防止装置新設 (3階)自動閉鎖装置新設　]	
位置・数量	2～4階　廊下	3	2～4階　廊下	3
姿図	（改修前） 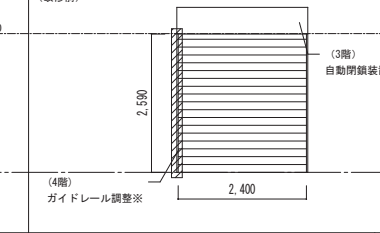		（改修後） 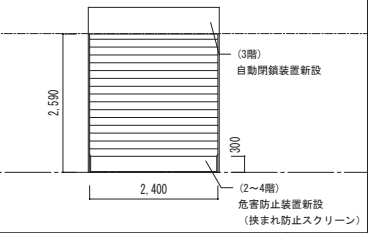	
扉仕上・扉厚	スチール製　アクリル焼付	―	スチール製　アクリル焼付	―
枠仕上・枠見込	―	―	―	―
沓摺・水切	―	―	―	―
硝子	―		―	
金物	ガイドレール 標準金物一式		ガイドレール 標準金物一式	
備考	―		自動閉鎖装置　三和シャッター工業ER-D-400同等品 危害防止装置　三和シャッター工業スクリーンセーバー同等品	

※ガイドレール内のゴムのふくれを解消する

凡例

…改修範囲を示す

…※参考
カラーコーン、ポールの設置位置を示す
実際の位置は監督職員との協議による

有限会社　元廣建築設計事務所 一級建築士事務所広島県登録 18(1) 第 0951 号	一級建築士登録 第 85366 号 元 廣 清 志	工事名： 市内小中学校防火戸等改修工事(田野浦小学校外５校) 田野浦小学校	図面名： ２階平面図、建具表	縮尺： 1:100, 1:200 A3版：100% A4版：70%	査図：	部長：	課長：	主任：	担当：	日付： Ｒ２年	図番： tA － 04

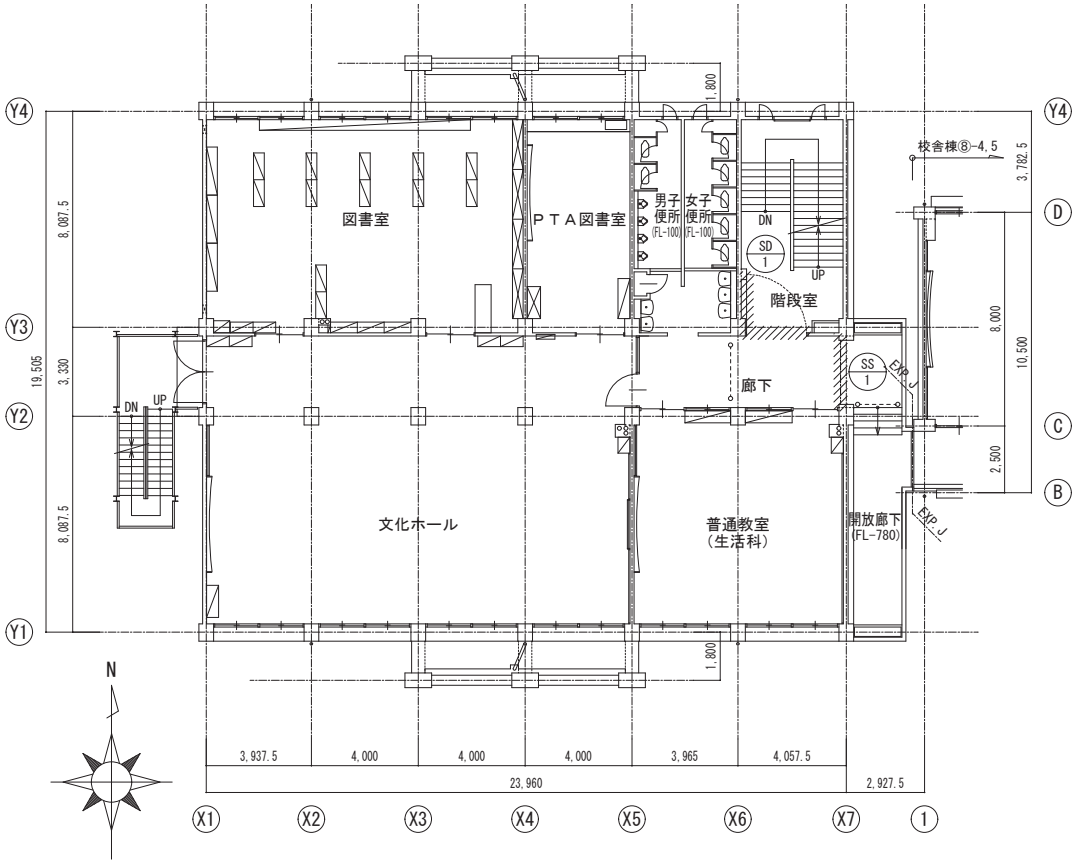

3階平面図　S=1:200

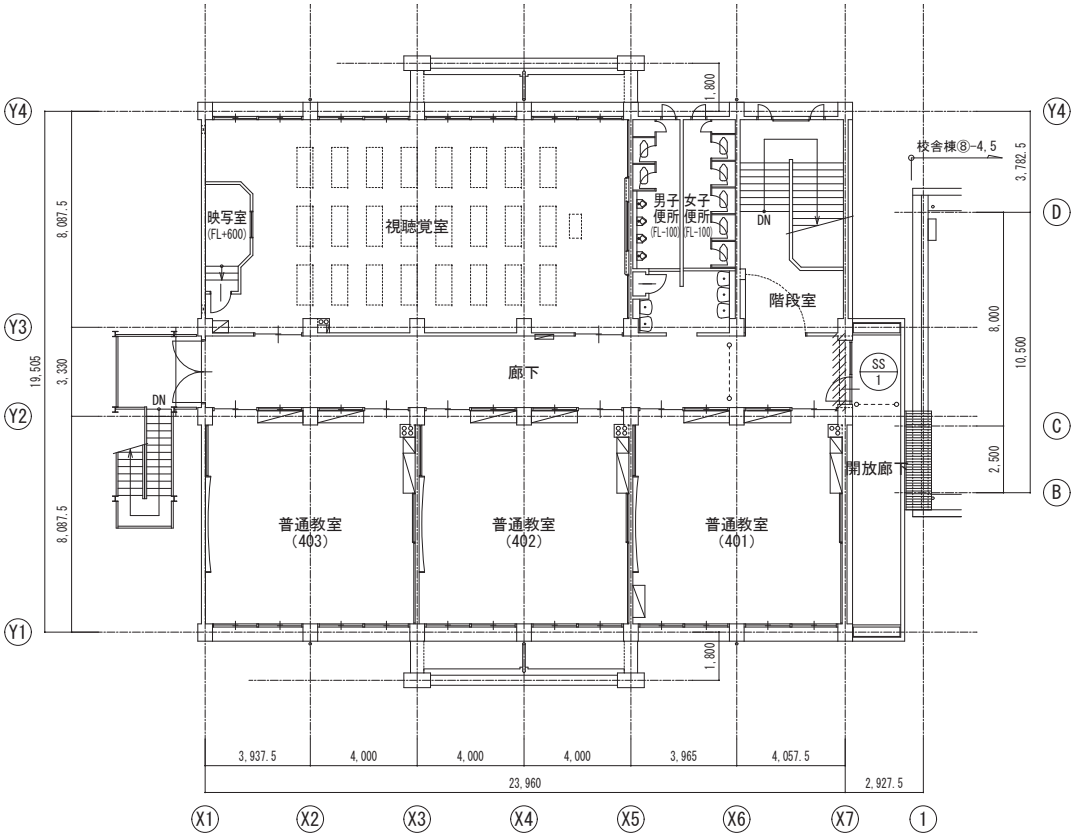

4階平面図　S=1:200

凡例

…改修範囲を示す

…※参考
カラーコーン、ポール
の設置位置を示す
実際の位置は監督職員
との協議による

有限会社　元廣建築設計事務所 一級建築士事務所広島県登録 18(1) 第 0951 号	一級建築士登録 第 85366 号 元 廣 清 志	工事名： 市内小中学校防火戸等改修工事(田野浦小学校外５校) 田野浦小学校	図面名： ３，４階平面図	縮尺： 1:200 A3版：100% A4版：70%	査図：　部長：　課長：　主任：　担当：	日付： Ｒ２年	図番： tA — 05

Ⅰ.工　事　概　要

1．工事名称：　市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校外５校）　　仕　様　書
　　小泉小学校
2．工事場所：　三原市小泉町4840-1
3．敷地面積：
4．構造規模：　［管理教室棟］　RC造3階建　延床面積　1,641㎡

5．工事種目　　建具改修工事
6．別途工事
7．調査協力について
　本工事は工事中及び竣工後，次の調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。
　（1）公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票等の記入は提出，発注者の調査実施への協力等）
　（2）完成施設事後調査（第１次調査）…引渡後概ね６ヶ月後
　（3）完成施設事後調査（第２次調査）…引渡後概ね１年目頃
　（4）契約不適合調査…建設工事請負契約約款第４６条の５に定める期間内
　（5）公共建築物木材利用事例調査票…工事中に実施（調査票の記入提出，発注者の調査実施への協力等）

8．公衆災害防止措置
　（1）工事に際し，工事関係者以外の第三者の生命，身体及び財産の危機，並びに逃惑を防止するために必要な措置をとること
　（2）上記について，「建設工事公衆災害防止対策要綱（平成５年１月１２日付　建設事務次官通達）」に基づき実施すること
9．現状復旧
　工事に際し，隣接建物等に損傷を与えた場合は，速やかに現状復旧を行うこと
10．主要資材等
　（1）主要資材を購入しようとする場合は，極力広島県内に営業所・本店を有する業者に発注するものとし，予め購入先の名称所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする
　（2）当該工事に使用する砂については，海砂（県外産を含む）を使用しないこと
　（3）この工事の施工に際し，やむを得ず工事の一部（主体の部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は，原則として広島県内にまたる営業所・本店を有する業者に発注するものとするものとする

Ⅱ.建築改修工事仕様

1．図面及び特記仕様書に記載されていない事項は，すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成３１年版）」（以下，「改修標準仕様書」という。）による。
　図面，本特記仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない事項は，国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編（平成３１年版）」以下，「標準仕様書」という。）による。
2．特記仕様
　（1）項目は番号に○印のついたものを適用する
　（2）特記事項は⊙印のついたものを適用する
　　⊙印のつかない場合は、※印のついたものを適用する
　　⊙印と ◎ 印のついた場合は共に適用する
　（3）項目に記載［　］の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　（4）（　）の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　（4）工事施工上必要な官公署その他への諸手続き及び届出は，全て発注者の負担において遅滞無く行うこと
　（5）関係法令の改正等により（条例を含む），工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議すること。
　（6）材料及び製造所等の記載は順不同である

章		項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	①	適用基準等	※公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版） ※建築工事標準詳細図　国土交通省官房官庁営繕部監修（最新版） ※建築工事公衆災害防止対策要綱　※建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定） ※建築工事安全施工技術指針　※再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定） ※県産木材の利用促進に関する指針 図面，本特記仕様書，標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。 ※建築物解体工事共通仕様書　平成31年版　国土交通省大臣官房官庁営繕部
	2	電気保安技術者 ［1．3．3］	※配置する
	3	工事実績情報の登録 ［1．1．4］	受注者は，受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について，工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき，受注，変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し，監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また，途中変更時の登録が必要な場合とは，工期の変更，技術者の変更があった場合とする。
	④	施工条件 ［1．3．5］	下記以外は現場説明書による。 ⊙施工時間帯　（　学校の生活に支障のない時間帯　） ・部位別の施工順序　（※図示　・　） ・工事車両の駐車場所　（※図示　・　） ・資機材置場　（※図示　・　） ・建設発生土仮置場　（※図示　・　）
	⑤	工事安全計画書	建築工事安全施工技術指針及び建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）を参考に、工事の施工に先立ち工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を監督職員に提出する
	6	発生材の処理等 ［1．3．12］	・引渡しを要するもの（　） ・特別管理産業廃棄物（　） 　処理方法（　） ・現場において再利用を図るもの（　） ・再生資源化を図るもの 　・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材 ・PCB含有シーリング材の処理 　・第一次判定 　　現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 　　採取箇所数　計　箇所 　　採取箇所　※図示 　・第二次判定 　　専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。 　　分析個数　計　箇所 　・除去処理工事 　　除去範囲　※図示 ・せっこうボードの処理 　・石綿含有せっこうボード　改修特記仕様書第８章環境配慮改修工による 　・ひ素・カドミウム含有せっこうボード 　　・製造業者に回収委託 　　・埋立処分（管理型最終処分場） ・石綿含有、ひ素・カドミウム含有以外のせっこうボード 　・再生資源化（再資源化施設）　・最終処分（管理型最終処分場） （1）本工事で発生した建設廃棄物は、広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市，呉市，福山市）が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理することただし，建設廃棄物が破砕等（選別を含む）により有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理すること（原則，県内処分） （2）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，前記（1）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から，運搬費と受入れ費（平日の受入れ費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き，再資源化に要する費用（単価）は変更しない （3）本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので適正に処理すること。なお，広島県産業廃棄物埋立税は見込んでいる

1 一般共通事項	7	建設発生土	※場外指示の場所に処分　・場外搬出通知処理　・場内指示の場所に敷き均し ・場内指示の場所に堆積 ・当該工事により発生する建設発生土は、次の公の関与する埋立地に搬出するものとする 　搬出場所 ※当該工事により発生する建設発生土は，「建設発生土処分先一覧表」に掲載されている施設のいずれかに搬出するものとする。また搬出先として，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地（一時堆積を含む）を見込んでいる。したがって，正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用は変更しない。なお，工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により，上記の仕様に拠り難い場合は，監督職員と協議するものとする
	8	環境への配慮 ［1．4．1］	化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の（1）から（4）を満たすものとする （1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する （2）接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する （3）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する （4）（1）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 　①建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 　②建築基準法施行令第２０条の第７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 　③建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 　④建築基準法施行令第２０条の第７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づき制定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする
	9	材料の品質等 ［1．4．2～5］	材料・機材等の品質及び性能 （1）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする （2）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 （3）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする （4）本工事に使用する材料のうち、（5）に指定する材料の製造業者等は、次の①～⑥の事項を満たすものとし、その証拠となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない 　①品質及び性能に関する試験データを整備していること 　②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること 　③安定的な供給が可能であること 　④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること 　⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること 　⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 （5）製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型枠用鋼製デッキプレート	オーバーヘッドドア
鉄骨柱下無収縮モルタル	防水剤
無収縮グラウト材	現場発泡断熱材
乾式保護材	フリーアクセスフロア
既成調合モルタル	可動間仕切
ルーフドレン	移動間仕切
吸水調整材	トイレブース
アルミニウム製建具	煙突用成形ライニング材
鋼製建具	天井点検口
鋼製軽量建具	床点検口
ステンレス製建具	グレーチング
錠前類	屋上緑化システム
クローザ類	トップライト
自動扉機構	エポキシ樹脂
自閉式上吊り引戸機構	ポリマーセメントモルタル
重量シャッター	既成調合目地材
軽量シャッター	鋳鉄製ふた

1 一般共通事項	10	特別な材料の工法
	11	施工数量調査 ［1．5．2］
	12	調査のための破壊部分の補修 ［1．5．3］
	13	技能士 ［1．6．2］

標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品等の指定工法による

調査範囲　※外壁（庇，笠木共）　・屋根　・図示
調査方法　※テストハンマーによる打診及び目視　・図示
外壁調査は、外壁改修フローに対応する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う
屋根調査は、防水面のひび割れ、浮き、欠損部、目地欠損部及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。
また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督職員に２部提出する（必要に応じ写真等を添付する）
補修方法　※図示
補修範囲　※図示

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	とび作業
防水改修工事	防水施工	アスファルト防水工事作業 ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業 セメント系防水工事作業 シーリング防水工事作業 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ＦＲＰ防水工事作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工 左官 タイル張り	樹脂接着剤注入工事作業 左官作業 タイル張り作業
建具改修工事	サッシ施工 ガラス施工 自動ドア施工 ガラス用フィルム施工	ビル用サッシ施工作業 ガラス工事作業 自動ドア施工作業 建築フィルム作業
塗装改修工事	塗装	建築塗装作業
内装改修工事	タイル張り 建築大工 建築板金 左官 内装仕上施工 表装	タイル張り作業 大工工事作業 鋼製下地工事作業 内外装板金作業 左官作業 プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業 ボード仕上げ工事作業 壁装作業
耐震改修工事	とび 鉄筋施工 型枠施工 コンクリート圧送施工 鉄工	とび作業 鉄筋組立作業 型枠工事作業 コンクリート圧送工事作業 構造物鉄工作業

※技能士においては，積極的な活用を図ること。

1 一般共通事項	14	化学物質の濃度測定 ［1．6．9］	（1）図示した室のホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する 　測定箇所は仕上表により、施工方法は施工条件明示による 　パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う 　①３０分間換気 　　測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する 　②５時間閉鎖 　　①の後、測定対象室のすべての窓及び扉を５時間閉鎖する 　　ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする 　③測定 　　イ　②の状態のままで測定する 　　ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する 　　ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする 　④分析 　　測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する 　⑤その他 　　監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けること （2）木材の防腐・防蟻処理剤は、クロルピリホス、ダイアノジンスなどフェノブカルブを含有しない薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い十分乾燥させた後現場に搬入する （3）保温材、断熱材、緩衝材については、ホルムアルデヒドを発散しないか発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする （4）塗料，壁紙，仕上塗材，合板，接着剤等で屋内に面するものについては、ホルムアルデヒドを発散しないか，発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする （5）屋内に面して用いる材料は、上記（2）～（4）に適合した上で，揮発性有機化合物の発散が無い若しくく極めて少ないものを選択するように努め，（1）の規定を満たすこと
	15	中間技術検査 ［1．7．2］	※行う（回数及び時期については監督職員の指示による）　・行わない
	⑯	工事写真等	下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の作成は「営繕工事写真作成要領」によるものとする （1）工程写真 　工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする （2）工事中写真 　水中又は地下に埋設される部分，その他完成後外部から検査・確認する事が出来なくなる部分，及びその他監督職員が指示する箇所は，Ａ４版写真台帳にまとめて完成検査日までに提出するものとする 　【提出部数】：１部 （3）完成写真 　【撮影箇所】建物外観各方向，主要箇所，主要室内その他監督職員が指示する箇所 　【規格・提出部数】※Ａ４版クリアファイル　部　・Ａ４版写真台帳　部 　【完成写真の撮影業者】・監督職員の承諾する撮影業者 （4）その他の写真 　隣接建物等に損傷のおそれがある場合は，施工前・施工後の写真（カラー・キャビネ版）を監督職員の指示により提出するものとする （5）保管 　工事写真のネガ・データは，受注者においてエ事完成後２年間保管すること
	⑰	完成時の提出図書	※提出を要する　完成図書：１部 　竣工図の種類（※全て　・　） 　竣工図の作成方法　CAD（ＣＡＤデータの提出（※要　・不要）） 　原図　※普通紙　・不要 　竣工図　二つ折製本（・Ａ１版　部　・Ａ２版　部　・Ａ３版　部） 　竣工図は原則として原図にて修正を行い、施工図・保全に関する資料で必要なものの提出は監督職員の指示による 　なお，１８　電子納品で対象工事である場合は，加えて電子成果品を　２部提出すること 　・型式台帳 　　型式台帳は，監督職員が指定する様式で作成する。建物で使用する部材，機器を記入し提出すること。
	18	電子納品	※電子納品対象工事とする 　電子納品とは，「調査，設計，工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは，「営繕工事電子納品要領（以下，要領という）」に基づいて作成されたものを指す 　成果品については，「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については，原則として電子データを提出する義務はないが，「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上，電子化の是非を決定する 　また，成果品提出の際には，ウイルス対策を実施したうえで提出すること
	19	工事中情報共有システム	（1）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること （2）本工事で使用する情報共有システムは次とする 　広島県工事中情報共有システム（http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html） （3）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする （4）受注者は，監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合，協力しなければならない
	20	施工図及び施工計画書	提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする
	21	設備工事との取合い	設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける
	22	撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の項目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする
	23	適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる 基準風速　Ｖｏ＝　ｍ／ｓ 地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ 積雪区分　平成12年5月31日建設省告示第１４５５号　別表（　）
	24	騒音・振動の防止	「低騒音型・低振動型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用する
	25	施工中の安全確保	・同一場所で別契約の関連工事が行われる場合は，労働安全衛生法第３０条第２項に基づき，当該工事について，同条第１項に規定する措置を講ずべき者として本工事現場代理人を指名する ・労働安全衛生法第１５条に基づく統括安全衛生責任者を選任したときは，本契約後直ちに『統括安全衛生責任者選任届出書』（任意様式）を提出すること
	26	実施工程表 ［1．2．1］	工事期間は建築設備を含んだ期間とし，工事全体を把握して作成し，監督職員の承諾を受ける
	27	工程報告	別紙様式による期間別工事工程報告書を毎月２回１部提出すること
	28	保証書	次の工事について保証書を提出すること

工事区分	材　料　名	保証年数	備　考
・防水改修工事	・アスファルト防水	年	
	・改質アスファルトシート防水	年	
	・合成高分子ルーフィング防水	年	
	・塗膜防水	年	
・外壁改修工事	・下地補修	年	
	・塗装	年	
		年	

2 仮設工事	1	騒音・粉じん等の対策	［2．1．3］ 騒音・粉じん等の対策　・防音パネル　・防音シート 防音パネル、防音シートを取り付ける足場の設置範囲 　※ 工事に必要な範囲
	2	足場等	［2．2．1］［表2．2．1］ 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 外部足場　・設置する（範囲　※ 工事に必要な範囲　・　）　・設置しない 防護シート　・設置する（範囲　※ 工事に必要な範囲　・　）　・設置しない 内部足場　・設置する（ ※ 脚立、足場板等　・　）　・設置しない 材料、撤去材等の運搬方法　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種 　Ｃ種：利用可能なエレベーター（　） 　Ｄ種：利用可能な階段（　）
	③	既存部分の養生	［2．3．1］ 養生方法等 ・既存部分の養生方法　※ ビニルシート、合板等による　・ ・既存家具、既存設備等の養生方法　※ビニルシート等　・ ・既存ブラインド、カーテン等の養生方法　※ ビニルシート等（取外し再取付を行う） 保管場所　※ 構内既存施設内　・ ・固定された家具等（備品、机、ロッカー等）の移動　※ 行う（図示） 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。
	4	仮設間仕切り	［2．3．2］ 仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所　※ 図示 仮設間仕切りの種別と材質等 ・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・図示 　Ａ、Ｂ種の仕上げ材 　　※ せっこうボード（GB-R 厚さ9.5mm）　・合板（普通合板 厚さ9mm） 　Ａ、Ｂ種の片面への塗装等 ※ 行わない　・ 行う 　Ａ種のグラスウールの充填 　　※行う（ＪＩＳ　Ａ　６３０１グラスウール吸音材３２Ｋ厚５０mm） 　　・行わない 仮設扉の種別　※木製（合板張り程度）　・
	5	監督職員事務所等	［2．4．1］ ・設ける　m2程度　※ 設けない 　現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示による
	⑥	工事用水	構内既存の施設　・利用できる（ ※ 有償　・ 無償）　※ 利用できない
	⑦	工事用電力	構内既存の施設　・利用できる（ ※ 有償　・ 無償）　※ 利用できない
	8	仮囲い等の安全施設	別紙設計図による
	9	工事現場の表示	現場の見えやすい位置に、監督職員が指示する次の表示板を設置する ※工事名等の表示板（900mm×600mm）　・工事概要等の説明看板（900mm×600mm）
	⑩	警備員	※配置する　・配置しない 　※大型車両進入時　（　）人／日　⊙常時配置　（ １ ）人／日 　・（　）作業期間　（　）人／日

有限会社　元廣建築設計事務所 一級建築士事務所広島県登録 18(1) 第 0951 号	一級建築士登録 第 85366 号 元 廣 清 志	工事名： 市内小中学校防火戸等改修工事(田野浦小学校外５校) 小泉小学校	図面名： 建築改修工事特記仕様書（１）	縮尺： ー A3版：100% A4版：70%	査図：　部長：　課長：　主任：　担当：	日付： Ｒ２年	図番： kA ー 01	

外壁改修フロー及び数量

・ コンクリート打放し仕上げ外壁の場合

既存仕上げ材の撤去 ・ 全面 ※ 図示

外 壁 調 査 （ 施 工 数 量 調 査 ）

- ひび割れ部改修
  - 樹脂注入工法（注１）
    - A）0.2以上0.3未満 0m
    - A）0.3以上0.5未満 0m
    - A）0.5以上1.0未満 0m
    - B） 0m
    - C） 0m
    - D） 0m
  - Uカットシール材充填工法 0m
  - シール工法 0m
- 欠損部改修
  - 充填工法 100×300×30mm 程度 0ヶ所
  - 鋼鉄筋部補修工法（改修標準仕様書6.3.3(b)） 幅100mm程度 0m

下地調整材 ・ 全面 ※ 図示

仕上塗材仕上げ ・ 全面 ※ 図示

・ モルタル塗り仕上げ外壁の場合

既存仕上げ材の撤去 ・ 全面 ※ 図示

外 壁 調 査 （ 施 工 数 量 調 査 ）

- ひび割れ部改修
  - モルタル撤去 ・ しない ・ する
  - 樹脂注入工法（注１）
    - A）0.2以上0.3未満 0m
    - A）0.3以上0.5未満 0m
    - A）0.5以上1.0未満 0m
    - B） 0m
    - C） 0m
    - D） 0m
  - Uカットシール材充填工法 0m
  - シール工法 0m
- 欠損部改修
  - 充填工法 0m2
  - モルタル塗替え工法 0m2
  - カッター切り 0m
- 浮き部改修
  - アンカーピンニング注入工法
    - カッター切り 0m
    - （工法名） 一般部分 0m2 指定部分 0m2

下地調整材 ※ 既存仕上げ面全体 ・ 図示

仕上塗材仕上げ ※ 既存仕上げ面全体 ・ 図示

・ タイル張り仕上げ外壁の場合

外 壁 調 査 （ 施 工 数 量 調 査 ）

- ひび割れ部改修
  - タイル撤去 ・ する ・ しない
  - 樹脂注入工法（注１）
    - A）0.2以上0.3未満 0m
    - A）0.3以上0.5未満 0m
    - A）0.5以上1.0未満 0m
    - B） 0m
    - C） 0m
    - D） 0m
  - Uカットシール材充填工法 0m
- 欠損部改修
  - タイル部分張替工法 0m2
  - タイル張替工法 0m2
  - カッター切り 0m
- 浮き部改修
  - アンカーピンニング注入工法
    - カッター切り 0m
    - （工法名） 一般部分 0m2 指定部分 0m2
- 目地改修
  - 目地ひび割れ改修 mm× mm 0m
  - 伸縮目地改修 mm× mm 0m

（注１）4-2.1、4-3.1及び4-4.2のひび割れ部改修工法における樹脂注入工法の種類を示す

5 建具改修工事

① 改修工法 ［5．1．3］

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
・アルミ製建具		・	・	※ 建具表による
・樹脂製建具		・	・	※ 建具表による
ⓢ 鋼製建具	・外部	・	・	※ 建具表による
	ⓘ 内部	・	・	※ 建具表による
・鋼製軽量建具		・	・	※ 建具表による
・ステンレス製建具		・	・	※ 建具表による

新規に建具を設ける場合

壁部分の開口の開け方 ※ 図示

新規建具周囲の補修工法及び範囲 ※ 図示 ・

② 防火戸 ・ 適用する 指定箇所（ ※ 建具表による ・ ） ［5．1．4］

3 建具見本の製作 ※ 製作しない ・ 製作する（ ・ 納まり等が分かる程度のもの ・ ） ［5．1．5］

4 防犯建物部品 ・ 適用する 適用箇所（ ※ 建具表による ・ ） ［5．1．7］

5 アルミニウム製建具 ［5．2．2～5］［表5．2．2］

性能値等

・ 耐風圧性の等級（ ）、気密性の等級（ ）、水密性の等級（ ）

※ 改修標準仕様書表5.2.1による種別

外部に面する建具の種別 ・ A種（建具符号： ・ 全て ・ 建具表による ・ ）

・ B種（建具符号： ・ 全て ・ 建具表による ・ ）

・ C種（建具符号： ・ 全て ・ 建具表による ・ ）

防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（ ）

（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（ ）

（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

耐震ドア 面内変形追従性の等級（ ）

（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1

枠の見込み寸法 ※ 建具表による ・

表面処理

外部に面する建具 種別 ・ BB-1種 ・ BB-2種 ・

色合等 ※ 標準色（ ） ・ 特注色（ ）

屋内の建具 種別 ・ BC-1種 ・ BC-2種 ・

色合等 ※ 標準色（ ） ・ 特注色（ ）

結露水の処理方法 ※ 図示 ・

水切り板、ぜん板 ※ 図示 ・

6 網戸等 ［5．2．3］

種類	材質	線径	網目
・ 防虫網	※ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス（SUS316）製	※ 0.25mm以上 ・	※ 16～18メッシュ ・
・ 防鳥網	ステンレス（SUS304）線材	1.5mm	網目寸法15mm

7 樹脂製建具 ［5．2．2］［5．3．2～5］

性能値等

・ 耐風圧性の等級（ ）、機密性の等級（ ）、水密性の等級（ ）

※ 改修標準仕様書表5.3.1による種別

外部に面する建具 ・ A種（建具符号： ・ 全て ・ 建具表による ・ ）

・ B種（建具符号： ・ 全て ・ 建具表による ・ ）

・ C種（建具符号： ・ 全て ・ 建具表による ・ ）

防音ドア、防音サッシの遮音性の等級 ・ T－1 ・ T－2

（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

断熱ドア、断熱サッシ の断熱性の等級 ・ H－4 ・ H－5 ・ H－6

（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

枠の見込み寸法 ※ 建具表による

表面色 ※標準色 ・ 特注色

水切り板、ぜん板 ※ 図示

ガラス ※ 複層ガラス

⑧ 鋼製建具 ［5．2．2］［5．4．2～4］［表5．4．2］

性能等級（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

簡易気密型ドアセット ・ 適用する

外部に面する面する建具の耐風圧性 ・ S－4

・ S－5

・ S－6

防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（ ）

断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（ ）

耐震ドア 面内変形追従性の等級（ ）

ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1

鋼板類の厚さ ※ 改修標準仕様書表5.4.2による

9 鋼製軽量建具 ［5．2．2］［5．5．2～4］

性能等級（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

簡易気密型ドアセット ・適用する

防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（ ）

断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（ ）

耐震ドア 面内変形追従性の等級（ ）

鋼板の材料 ※ 亜鉛めっき鋼板 ・ ビール被覆鋼板 ・ カラー鋼板 ・ ステンレス鋼板

ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1

鋼板類の厚さ ※ 改修標準仕様書表5.5.1による

召合せ、縦小口色み板の材質 ※ 鋼板

10 ステンレス製建具 ［5．2．2］［5．4．2］［5．6．2～5］［5．7．2、3］

性能等級（建具符号： ・ 建具表による ・ ）

簡易気密型ドアセット ・ 適用する

外部に面する面する建具の耐風圧性 ・ S－4

・ S－5

・ S－6

防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（ ）

断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（ ）

耐震ドア 面内変形追従性の等級（ ）

ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 ・

表面仕上げ ※ ＨＬ ・ 鏡面仕上げ ・

ステンレス鋼板の曲げ加工 ※ 普通曲げ ・ 角出し曲げ（・ａ角 ・ ｂ角 ・ ｃ角）

⑪ 建具用金物

金物の種類及び見え掛り部の材質等

※ 改修標準仕様書表5.1.1及び適用は建具表による ・

金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※ 改修標準仕様書表5.7.2による

樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※ 標準仕様書表5.7.3による ・

握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置 ※ 建具表による ・

錠前類

【シリンダ箱錠及びシリンダ本締まり錠】

（品質）

デッドボルトの出寸法は17mm以上とする。 鍵付きのものはマスターキー、グランドマスターキー、コンストラクションキーなどのキーシステムが構築できるものとする。

（性能）

<使用頻度による性能>

1）（シリンダ箱錠のみ）ラッチボルトの開閉繰り返し試験（40万回）を行った後、ハンドルでの開閉操作力及びラッチング力が試験前の2倍未満であり、動作に支障がない。

2）キーにおけるデッドボルトの施解錠繰り返し試験（10万回）を行った後、 試験前の回転トルクの2倍未満であり、施解錠操作に支障がない。（シリンダ本締り錠のみ）シリンダ単体の施解錠繰り返しの評価は、シリンダ だけの回転トルクが10N・cm以下とする。

3）キーによる施錠機構の施解錠繰り返し試験（10万回）を行なった後、 試験前の回転トルクの2倍未満であり、施解錠操作に支障がない。

4）キーの抜き差し繰り返し試験（10万回）を行なった後、キーの抜き差 しに要する荷重は10N以下である。また、未使用の合鍵でシリンダが回転でき、かつ、1筋所1段差浅い刻みをもつ異なるキーでは、シリンダが回転しないこと。（キーに加えるトルクは、150N・cmとする）

<外力に対する性能 >

1）デッドボルトの押込み強度試験（10ＫＮ）を行なった後、荷重を除いたときのデッドボルトの出寸法は8mm以上であること。

2）デッドボルトの側圧強度試験（10ＫＮ）を行なった際、加圧板がデッドボルトを通過しない。

3）デッドボルトの押込み強度（衝撃荷重）試験（58.8ｊ）の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態（デッドボルトの突出量が8mm未満）にならないこと。

4）デッドボルトの側圧強度（衝撃荷重）試験（58.5ｊ）の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態（加圧板がデッドボルトを通過した状態）にならないこと。

5）（シリンダ本締り錠はグレード3以上の部品数の場合）ストライクプレートの厚さ1.5mm以上のステンレス鋼製とし、トロヨケは厚さ1.6mm以上の鋼製の一体板りとする。又はストライクの強度と同等以上の強度をもつものとする。

<使用扉の質量に対する性能（シリンダ箱錠のみ）>

1）ラッチボルトの側圧強度試験（4ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドル操作及びラッチングに支障がない。

2）レバーハンドルのねじり強度試験（3.5ＫＮ・ｃｍ）を行なった後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。

3）握り玉のねじり強度試験（3ＫＮ・ｃｍ）を行なった後、トルクを除いたとき、握り玉が正常に作動していること。また、施錠時握り玉が固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。

4）ハンドルの引張強度試験（2ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。

5）ハンドルの垂直荷重強度試験（2ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。

<鍵>

1）かぎ（鍵）数は、1.5万以上とする。ただし、異なるキーウェイ形状であっても、共通のキーセクションが存在する場合は、有効かぎ（鍵）違い数とみなさないものとする。

2）同一タンブラーの使用数は、60%以下とする。また、6本タンブラーにおいては、キーの同一刻みは、最大2連続までとしていること。

試験方法は、JIS A 1541-1（建築金物－錠－第１部：試験方法）による。

【レバーハンドル】

（性能）

<ねじり強度>

レバーハンドルのねじり強度試験（3.5ＫＮ・ｃｍ）を行なった後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。

<引張り強度>

ハンドルの引張強度試験（2ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドル が正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、 施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。

<垂直荷重強度>

ハンドルの垂直荷重強度試験（2ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障が ないこと。

試験方法は、JIS A 1541-1（建築金物－錠－第１部：試験方法）による。

クローザー類

（品質・性能）

性能試験項目 ＼ 区分			① ドアクローザー		② ヒンジクローザー		③ フロアヒンジ	
	Grade2	番手	閉じモーメント（N・m）	効率（%）	閉じモーメント（N・m）	効率（%）	閉じモーメント（N・m）	効率（%）
初期値（注1）（注2）閉じ力及び効率による区分		1	5以上	30以上	5以上	30以上	5以上	30以上
		2	10以上	30以上	10以上	30以上	10以上	30以上
		3	15以上	35以上	15以上	35以上	15以上	35以上
		4	25以上	40以上	25以上	40以上	25以上	40以上
		5	35以上	45以上	35以上	45以上	35以上	45以上
		6	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上
閉じ速度（秒）			常温（5～35℃）無風状態において、開扉（70°）から全閉（0°）までの時間を5～8秒に調整できるべきこと。					
温度依存性（℃）			緩衝油の流動点は、JIS K 2269「原油及び石油製品の流動点並びに石油製品曇り点試験方法」により測定し、－15℃以下であること。					
ストップ及びラッチ	ストップ入力		60N・m以下 但し、コンシールド型は200N・m以下		100N・m以下		100N・m以下	
	ストップ解除力		8N・m以上		3N・m以上		10N・m以上	
バックチェック性能（秒）（バックチェック機能を有する機種のみ適用）			ドア開扉方向に荷重60N/m2を開扉50°から負荷する。バックチェック開始角度（70～85°）から更に20°まで閉く間の時間は0.8秒以上としていること。		—		—	
ディレードアクション性能（秒）ディレード アクション解除角度（60～75°）（ディレードアクション機能を有する機種のみ適用）			開扉90°の位置からディレードアクション解除角度までの時間が10秒以上確保でき、また、その時間の調整が可能であること。		—		—	
戸の閉鎖位置（中心吊り込み間自由のみに適用）			—		—		±3mm以内	
耐久性	繰返し開閉後の閉じモーメント（N・m）	Grade2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	
	繰返し開閉後の効率（%）	Grade2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	
	繰返し開閉後の閉じ速度（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。					
	繰返し開閉後のバックチェック性能（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		—		—	
	繰返し開閉後のディレードアクション性能（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		—		—	
	繰り返し開閉後の戸閉鎖位置（mm）		—		—		耐久試験後±6mm以内	
耐久性の試験回数（繰り返し開閉回数）		Grade2	20万回		10万回		30万回	

注1．パラレル取付けは、右記の閉じモーメントの70%程度までとする。

注2．コンシールド型は右記の閉じモーメントの50%程度までとする。

Grade1を選定する場合は、図示による。

（試験方法）

1）性能試験は、JIS A 1510-3（建築用ドア金物の試験方法－第３部：フロアヒンジ、ドアクローザ及びヒンジクローザ）に規定する試験方法による。

2）試験ドアの質量は、1番手は25ｋｇ、2番手は40ｋｇ、3番手は60ｋｇ、4番手は80ｋｇ、5番手は100ｋｇ、6番手は120ｋｇとする。

12 鍵 ［5．7．4］

マスターキー ※ 製作する（ 組） ・ 製作しない ・ 既存に組込む

鍵の製作本数 ※ 各室３本１組（室名札付き）

鍵箱 ・ 設ける（ 個用 組） ・ 設けない

13 自動ドア開閉装置 ［5．8．2、3］

引き戸用駆動装置

性能値

※ 改修標準仕様書表5.8.1による

種類 ・ SSLD-1 ・ SSLD-2 ・ DSLD-1 ・ DSLD-2

多機能トイレ出入口引き戸用駆動装置

性能値

・

※ 改修標準仕様書表5.8.2による

引き戸用検出装置の種類は、多機能トイレスイッチとする

引き戸用検出装置

性能値

・

※ 改修標準仕様書表5.8.3による

種類 ・ 光線（反射）センサー ・ 熱線センサー ・ 音波センサー ・ 光電センサー

・ 電波センサー ・ タッチスイッチ ・ 押しボタンスイッチ

戸の開閉方式 ※ 建具表による

防鼠 ・ 適用する ・ 適用しない

凍結防止措置 ・ 適用する ・ 適用しない

14 自閉式上吊り引戸装置 ［5．9．3］

性能値等 ※ 標準仕様書表5.9.1による

（試験方法）

（１）耐久性（開閉繰り返し）試験

開口については外力によらず、試験体の自閉装置及び制御装置のみにより戸を開端位置から閉端位置までの作動を確認できる試験を行う。同試験に用いる試験体は片引戸とし、開口内法有効高さ2,000mm、幅は最大寸法とする。適用戸総質量の区分毎に試験を行う。自閉装置、制御装置は10万回以上の時点で1回のみ調整を行えるものとし、また、その他の制御装置についてはメーカーの耐久性能試験成績書において2万回以上の耐久性能を確認することで、試験に代えることができるものとする。

（２）耐衝撃性試験

落下高さ17ｃｍにて、ドアの中央部にドアが外れる方向に衝撃を与える。

耐衝撃性試験に用いる試験体は片引戸、開口内法有効寸法は高さ2,000mm、幅900mmとする。

適用戸総質量の区分毎に試験を行う。

（３）気密性能試験

JIS A 1516「建具の気密性試験方法」による。

15 重量シャッター ［5．10．2、3］

シャッターの種類 ・ 管理用シャッター 耐風圧強度（ ）N/m2

・ 外壁用防火シャッター 耐風圧強度（ ）N/m2

・ 屋内用防火シャッター

・ 防煙シャッター

開閉方式の種類 ※ 上部電動式（手動併用） ・上部手動式

二重チェーン、急降下制動装置、急降下停止装置を設けた電動シャッターの設置箇所

※ 図示

障害物感知装置を設けた電動シャッターの設置箇所 ※ 図示 ・

屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止機構の設置箇所 ※図示

適用する危害防止機構 ※ 改修標準仕様書5.10.2(4)(ｉ)(a)かつ(c)

・ 改修標準仕様書5.10.2(4)(ｉ)(b)かつ(c)

管理用シャッターのシャッターケース ・ 設ける ・ 設けない

スラット及びシャッターケース用鋼板

鋼板の種類 ※ JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）

・ JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき及び鋼帯）

めっきの付着量 ※ Z12又はF12を満足するもの

ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 ・

16 軽量シャッター ［5．11．2～4］

開閉方式の種類 ※ 手動式 ・ 上部電動式（手動併用）

耐風圧強度 （ ）N/m2

スラットの材質の種類

※ JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼板）

めっきの付着量（ ※ Z06 又はF06を満足するもの ・ ）

・ JIS G 3312（塗装溶融５％アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼板）

めっきの付着量（ ※ AZ90を満足するもの ・ ）

スラットの形状 ※ インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形

シャッターケース ※ 設ける ・ 設けない

ガイドレール（中柱共）の材質 ※ ステンレス鋼板（SUS304） 厚さ1.0mm

座板の材質（屋外の場合） ※ ステンレス製既製品 ・

17 オーバーヘッドドア ［5．12．2、3］

セクション材料による区分	耐風圧性能区分（Pa）	開閉方式による区分	収納方式による区分	ガイドレールの材料
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・ 175（1750） ・ 125（1250） ・ 100（1000） ・ 75（750） ・ 50（500）	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板

電動式タイプで障害物感知装置を設ける箇所 ※図示 ・

18 木製建具 （16．7．2～4）

建具材の加工、組立時の含水率 ※ Ｂ種 ・

建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量

※ 規制対象外 ・

表面材の合板の種類

合板の種類	規格等	備考
・ 普通合板	表面の樹種 生地、透明塗料塗り （ ※ ラワン合板程度 ・ ） 不透明塗料塗り （ ※ しな合板程度 ・ ） 板面の品質（ ） 接着の程度（ ・ 1類 ・ 2類 ）	
・ 天然木化粧合板	樹種名（ ） 接着の程度（ ・ 1類 ・ 2類 ）	
・ 特殊加工化粧合板	化粧加工の方法 （ ・ オーバーレイ ・ プリント ・ 塗装） 表面性能（ ）タイプ 接着の程度（ ・ 1類 ・ 2類 ）	

表面板の厚さ ※標準仕様書表16.7.6による ・

・ かまち戸

かまち樹種（ ） 鏡板樹種（ ）

見込み寸法 ※建具表による ・

・ ふすま

張りの種別（ ・ Ｉ型 ・ Ⅱ型）

上張り（押入等の裏側以外） ・ 鳥の子 ・ 新鳥の子又はビニル紙程度

縁仕上げ ・ 塗り縁 ・ 生地縁（素地） ・ 生地縁（ウレタンクリヤー塗装）

見込み寸法 ※ 建具表による ・

・ 戸ぶすま 見込み寸法 ※ 建具表による ・

・ 紙張り障子 見込み寸法 ※ 建具表による ・

枠の材料 ※ 木製枠（６室内装改修工事による）

・ ・ 鋼製枠（※亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板）

くつずりの材料 ※ ステンレス鋼板

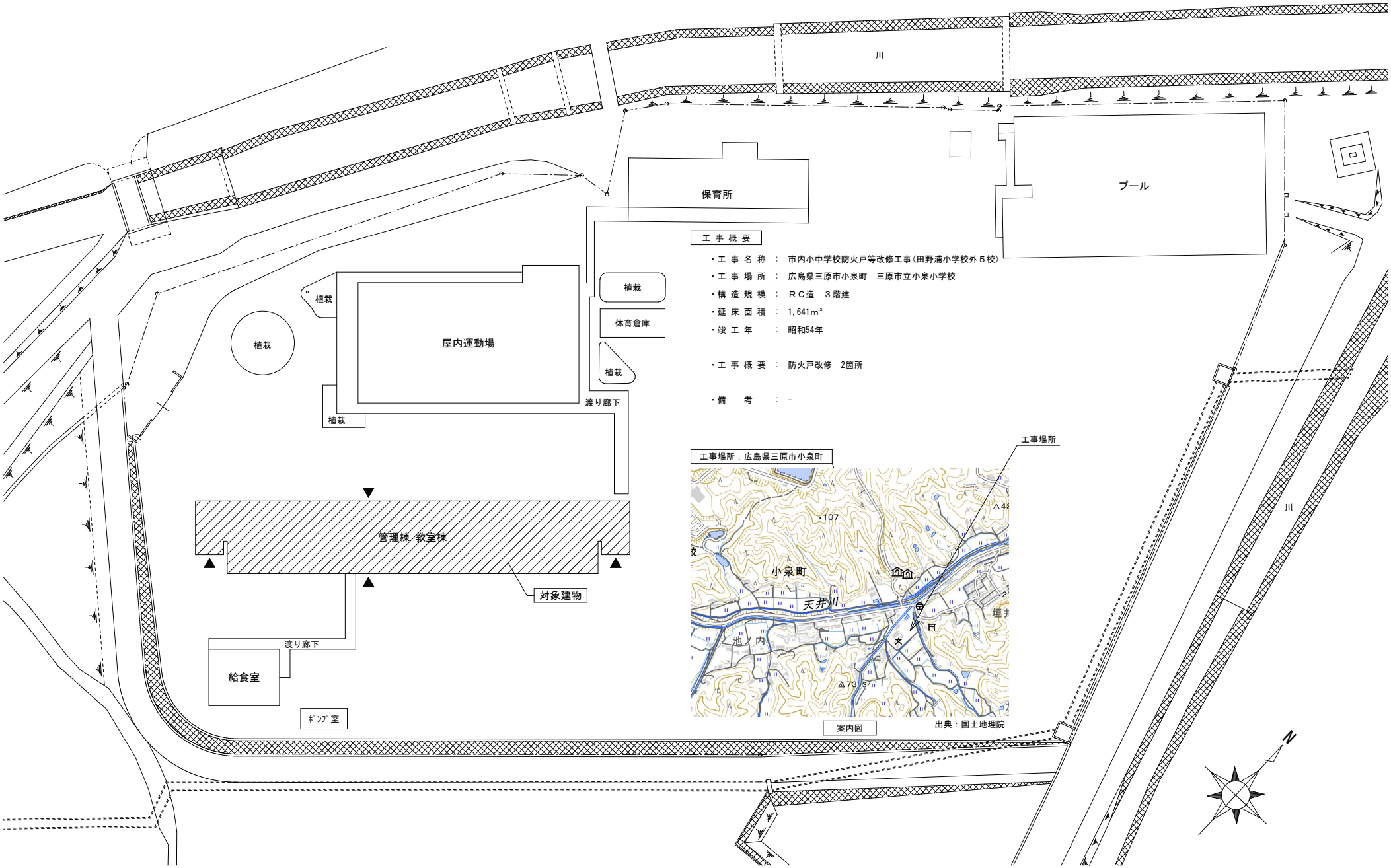

工 事 概 要

・工 事 名 称 ： 市内小中学校防火戸等改修工事(田野浦小学校外５校)
・工 事 場 所 ： 広島県三原市小泉町　三原市立小泉小学校
・構 造 規 模 ： ＲＣ造　３階建
・延 床 面 積 ： 1,641m²
・竣 工 年 ： 昭和54年

・工 事 概 要 ： 防火戸改修　2箇所

・備　　考 ： －

配置図　S=1：500

作業日には施設管理業務の警備員（１名/日）を見込む

有限会社　元廣建築設計事務所 一級建築士事務所広島県登録 18(1) 第 0951 号	一級建築士登録 第 85366 号 元 廣 清 志	工事名： 市内小中学校防火戸等改修工事(田野浦小学校外５校) 小泉小学校	図面名： 工事概要、配置図、案内図	縮尺： 1:500 A3版：100% A4版：70%	査図：	部長：	課長：	主任：	担当：	日付： Ｒ２年	図番： kA － 03

建具表　S=1:100

符号・名称	SD 1	くぐり戸付防火戸 [扉取外しのうえ 扉下部現場カット]	SD 1	くぐり戸付防火戸 [扉再取付]
位置・数量	1階　廊下	1	1階　廊下	1
姿図	(改修前)	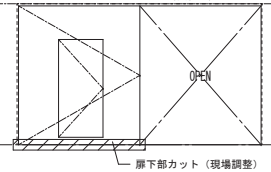	(改修後)	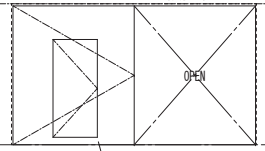
扉仕上・扉厚	スチール製　SOP塗	40	スチール製　SOP塗	40
枠仕上・枠見込	スチール製　SOP塗	100	スチール製　SOP塗	100
沓摺・水切	―	―	―	―
硝子	―		―	
金物	ケースハンドル、フロアヒンジ 標準金物一式		ケースハンドル、フロアヒンジ 標準金物一式	
備考	―		―	

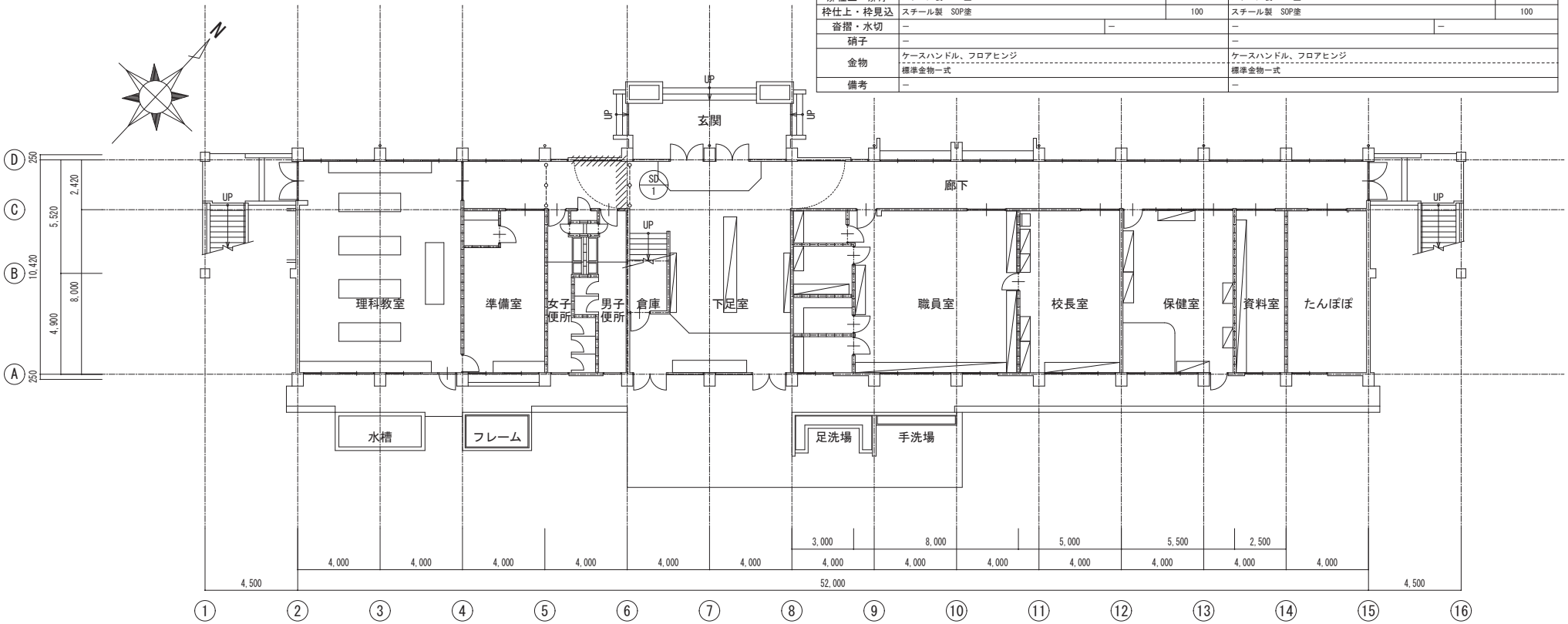

1階平面図　S=1:200

凡例

…改修範囲を示す

…※参考
カラーコーン、ポールの設置位置を示す
実際の位置は監督職員との協議による

有限会社　元廣建築設計事務所 一級建築士事務所広島県登録 18(1) 第 0951 号	一級建築士登録 第 85366 号 元 廣 清 志	工事名： 市内小中学校防火戸等改修工事(田野浦小学校外５校) 小泉小学校	図面名： １階平面図、建具表	縮尺： 1:100, 1:200 A3版：100% A4版：70%	査図：　部長：　課長：　主任：　担当：	日付： Ｒ２年	図番： kA ― 04

建具表　S=1:100

符号・名称	SD 2	くぐり戸付防火戸 [扉取外しのうえ 扉下部現場カット]	SD 2	くぐり戸付防火戸 [扉再取付]
位置・数量	3階　階段室	1	3階　階段室	1
姿図	(改修前)	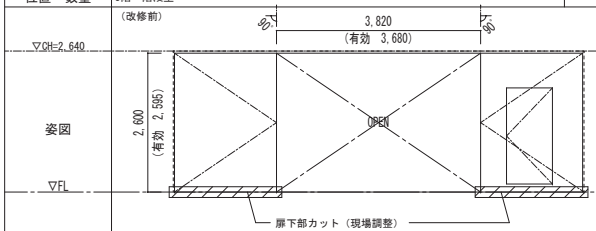	(改修後)	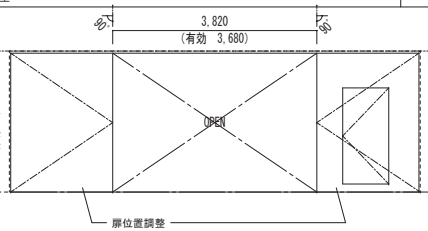
扉仕上・扉厚	スチール製　SOP塗	40	スチール製　SOP塗	40
枠仕上・枠見込	スチール製　SOP塗	100	スチール製　SOP塗	100
沓摺・水切	—	—	—	—
硝子	—		—	
金物	ケースハンドル、フロアヒンジ 標準金物一式		ケースハンドル、フロアヒンジ 標準金物一式	
備考	—		—	

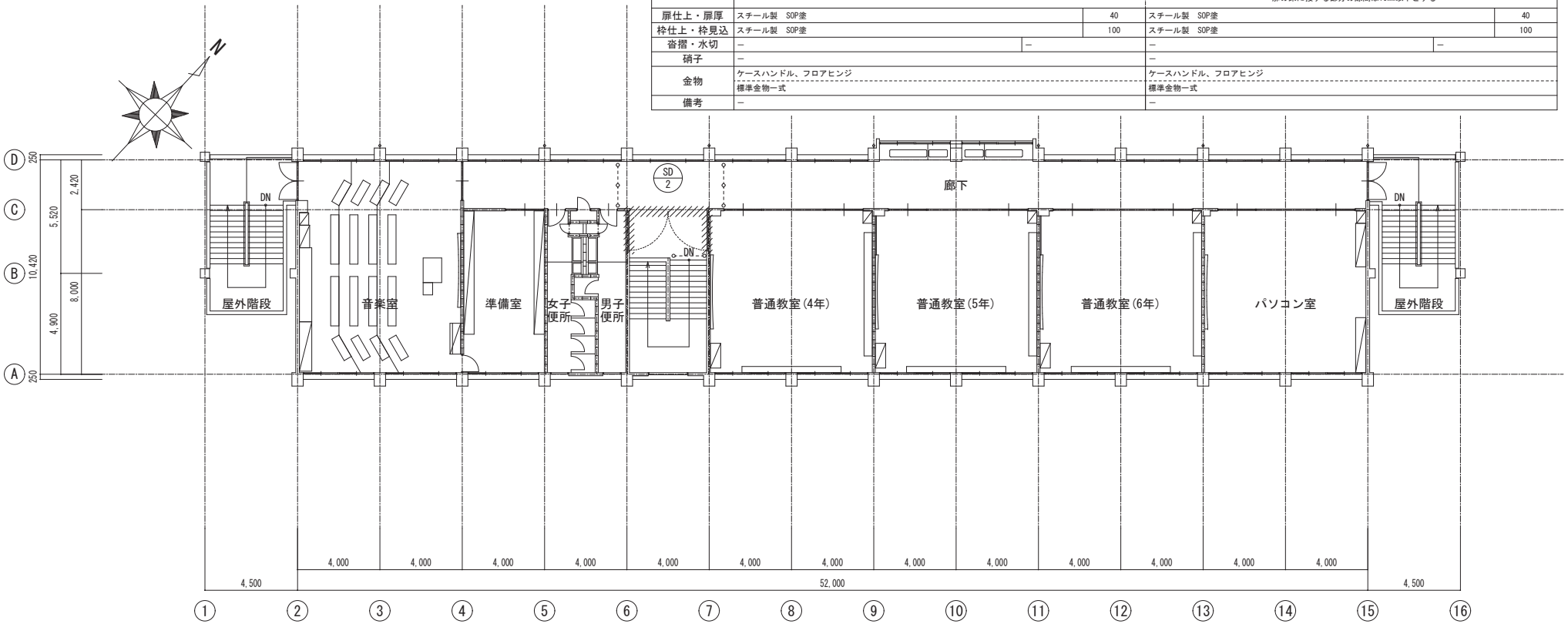

3階平面図　S=1:200

凡例

▨ …改修範囲を示す

○----○ …※参考
カラーコーン、ポールの設置位置を示す
実際の位置は監督職員との協議による

有限会社　元廣建築設計事務所 一級建築士事務所広島県登録 18(1) 第 0951 号	一級建築士登録 第 85366 号 元 廣 清 志	工事名： 市内小中学校防火戸等改修工事(田野浦小学校外５校) 小泉小学校	図面名： ３階平面図、建具表	縮尺： 1:100, 1:200 A3版：100% A4版：70%	査図：　部長：　課長：　主任：　担当：	日付： Ｒ２年	図番： kA — 05

Ⅰ.工　事　概　要

1．工事名称：　市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校外５校）　　仕　様　書
　　深小学校
2．工事場所：　三原市深町1589番地
3．敷地面積：
4．構造規模：　［管理教室棟］　RC造4階建　延床面積　1,598㎡

5．工事種目　建具改修工事
6．別途工事
7．調査協力について
　本工事は工事中及び竣工後，次の調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。
　（1）公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票等の記入と提出，発注者の調査実施への協力等）
　（2）完成施設事後調査（第１次調査）…引渡後概ね６ヶ月後
　（3）完成施設事後調査（第２次調査）…引渡後概ね１年目頃
　（4）契約不適合調査…建設工事請負契約約款第４６条の５に定める期間内
　（5）公共建築物木材利用事例調査票…工事中に実施（調査票の記入提出，発注者の調査実施への協力等）

8．公衆災害防止措置
　（1）工事に際し，工事関係者以外の第三者の生命，身体及び財産の危機，並びに逃惑を防止するために必要な措置をとること
　（2）上記について，「建設工事公衆災害防止対策要綱（平成５年１月１２日付　建設事務次官通達）」に基づき実施すること
9．現状復旧
　工事に際し，隣接建物等に損傷を与えた場合は，速やかに現状復旧を行うこと
10．主要資材等
　（1）主要資材を購入しようとする場合は，極力広島県内に営業所・本店を有する業者に発注するものとし，予め購入先の名称所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする
　（2）当該工事に使用する砂については，海砂（県外産を含む）を使用しないこと
　（3）この工事の施工に際し，やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は，原則として広島県内にまたる営業所・本店を有する業者に発注するものとする

Ⅱ.建築改修工事仕様

1．図面及び特記仕様書に記載されていない事項は，すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成３１年版）」（以下，「改修標準仕様書」という。）による。
　図面，本特記仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない事項は，国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編（平成３１年版）」以下，「標準仕様書」という。）による。
2．特記仕様
　（1）項目は番号に○印のついたものを適用する
　（2）特記事項は⊙印のついたものを適用する
　　⊙印のつかない場合は、※印のついたものを適用する
　　⊙印と ◎ 印のついた場合は共に適用する
　（3）項目に記載［　］の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　（4）（　）の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　（4）工事施工上必要な官公署その他への諸手続き及び届出は，全て発注者の負担において遅滞無く行うこと
　（5）関係法令の改正等により（条例を含む），工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議すること。
　（6）材料及び製造所等の記載は順不同である

章		項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	①	適用基準等	※公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版） ※建築工事標準詳細図　国土交通省官房官庁営繕部監修（最新版） ※建築工事公衆災害防止対策要綱　※建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定） ※建築工事安全施工技術指針　※再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定） ※県産木材の利用促進に関する指針 図面，本特記仕様書，標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。 ※建築物解体工事共通仕様書　平成31年版　国土交通省大臣官房官庁営繕部
	2	電気保安技術者 ［1．3．3］	※配置する
	3	工事実績情報の登録 ［1．1．4］	受注者は，受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について，工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき，受注，変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し，監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また，途中変更時の登録が必要な場合とは，工期の変更，技術者の変更があった場合とする。
	④	施工条件 ［1．3．5］	下記以外は現場説明書による。 ⊙施工時間帯　（　学校の生活に支障のない時間帯　） ・部位別の施工順序　（※図示　・　） ・工事車両の駐車場所　（※図示　・　） ・資機材置場　（※図示　・　） ・建設発生土仮置場　（※図示　・　）
	⑤	工事安全計画書	建築工事安全施工技術指針及び建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）を参考に、工事の施工に先立ち工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を監督職員に提出する
	6	発生材の処理等 ［1．3．12］	・引渡しを要するもの（　） ・特別管理産業廃棄物（　） 　処理方法（　） ・現場において再利用を図るもの（　） ・再生資源化を図るもの 　・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材 ・PCB含有シーリング材の処理 　・第一次判定 　現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 　採取箇所数　計　箇所 　採取箇所　※図示 　・第二次判定 　専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。 　分析個数　計　箇所 　・除去処理工事 　除去範囲　※図示 ・せっこうボードの処理 　・石綿含有せっこうボード　改修特記仕様書第８章環境配慮改修工による 　・ひ素・カドミウム含有せっこうボード 　・製造業者に回収委託 　・埋立処分（管理型最終処分場） ・石綿含有、ひ素・カドミウム含有以外のせっこうボード 　・再生資源化（再資源化施設）　・最終処分（管理型最終処分場） （1）本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市，呉市，福山市）が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理することただし，建設廃棄物が破砕等（選別を含む）により有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理すること（原則，県内処分） （2）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，前記（1）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から，運搬費と受入れ費（平日の受入れ費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き，再資源化に要する費用（単価）は変更しない （3）本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので適正に処理すること。なお，広島県産業廃棄物埋立税は見込んでいる

1 一般共通事項	7	建設発生土	※場外指示の場所に処分　・場外搬出通知処理　・場内指示の場所に敷き均し ・場内指示の場所に堆積 ・当該工事により発生する建設発生土は、次の公の関与する埋立地に搬出するものとする 　搬出場所 ※当該工事により発生する建設発生土は，「建設発生土処分先一覧表」に掲載されている施設のいずれかに搬出するものとする。また搬出先として，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地（一時堆積を含む）を見込んでいる。したがって，正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用は変更しない。なお，工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により，上記の仕様に拠り難い場合は，監督職員と協議するものとする
	8	環境への配慮 ［1．4．1］	化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の（1）から（4）を満たすものとする （1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する （2）接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する （3）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する （4）（1）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」 とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 　①建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 　②建築基準法施行令第２０条の第７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 　③建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 　④建築基準法施行令第２０条の第７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づき制定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする
	9	材料の品質等 ［1．4．2～5］	材料・機材等の品質及び性能 （1）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする （2）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 （3）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする （4）本工事に使用する材料のうち、（5）に指定する材料の製造業者等は、次の①～⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない 　①品質及び性能に関する試験データを整備していること 　②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること 　③安定的な供給が可能であること 　④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること 　⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること 　⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 （5）製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型枠用鋼製デッキプレート	オーバーヘッドドア
鉄骨柱下無収縮モルタル	防水剤
無収縮グラウト材	現場発泡断熱材
乾式保護材	フリーアクセスフロア
既成調合モルタル	可動間仕切
ルーフドレン	移動間仕切
吸水調整材	トイレブース
アルミニウム製建具	煙突用成形ライニング材
鋼製建具	天井点検口
鋼製軽量建具	床点検口
ステンレス製建具	グレーチング
錠前類	屋上緑化システム
クローザ類	トップライト
自動扉機構	エポキシ樹脂
自閉式上吊り引戸機構	ポリマーセメントモルタル
重量シャッター	既成調合目地材
軽量シャッター	鋳鉄製ふた

10 特別な材料の工法	標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品等の指定工法による	
11 施工数量調査 ［1．5．2］	調査範囲　※外壁（庇，笠木共）　・屋根　・図示 調査方法　※テストハンマーによる打診及び目視　・図示 外壁調査は、外壁改修フローに対応する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う 屋根調査は、防水面のひび割れ、浮き、欠損部、目地欠損部及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。 また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督職員に２部提出する（必要に応じ写真等を添付する） 補修方法　※図示 補修範囲　※図示	
12 調査のための破壊部分の補修 ［1．5．3］		
13 技能士 ［1．6．2］		

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	とび作業
防水改修工事	防水施工	アスファルト防水工事作業 ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業 セメント系防水工事作業 シーリング防水工事作業 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ＦＲＰ防水工事作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工 左官 タイル張り	樹脂接着剤注入工事作業 左官作業 タイル張り作業
建具改修工事	サッシ施工 ガラス施工 自動ドア施工 ガラス用フィルム施工	ビル用サッシ施工作業 ガラス工事作業 自動ドア施工作業 建築フィルム作業
塗装改修工事	塗装	建築塗装作業
内装改修工事	タイル張り 建築大工 建築板金 左官 内装仕上施工 表装	タイル張り作業 大工工事作業 鋼製下地工事作業 内外装板金作業 左官作業 プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業 ボード仕上げ工事作業 壁装作業
耐震改修工事	とび 鉄筋施工 型枠施工 コンクリート圧送施工 鉄工	とび作業 鉄筋組立作業 型枠工事作業 コンクリート圧送工事作業 構造物鉄工作業

※技能士においては，積極的な活用を図ること。

1 一般共通事項	14 化学物質の濃度測定 ［1．6．9］	（1）図示した室のホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する 測定箇所は仕上表により、施工方法は施工条件明示による パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う ①３０分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する ②５時間閉鎖 ①の後、測定対象室のすべての窓及び扉を５時間閉鎖する ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする ③測定 イ　②の状態のままで測定する ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする ④分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する ⑤その他 監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けること （2）木材の防腐・防蟻処理剤は、クロルピリホス、ダイアノジンおよびフェノブカルブを含有しない薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い十分乾燥させた後現場に搬入する （3）保温材、断熱材、緩衝材については、ホルムアルデヒドを発散しないか発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする （4）塗料，壁紙，仕上塗材，合板，接着剤等で屋内に面するものについては、ホルムアルデヒドを発散しないか，発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする （5）屋内に面して用いる材料は、上記（2）～（4）に適合した上で，揮発性有機化合物の発散が無い若しくく極めて少ないものを選択するように努め，（1）の規定を満たすこと
	15 中間技術検査 ［1．7．2］	※行う（回数及び時期については監督職員の指示による）　・行わない
	⑯ 工事写真等	下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の作成は「営繕工事写真作成要領」によるものとする （1）工程写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする （2）工事中写真 水中又は地下に埋設される部分，その他完成後外部から検査・確認する事が出来なくなる部分，及びその他監督職員が指示する箇所は，Ａ４版写真台帳にまとめて完成検査日までに提出するものとする 【提出部数】：１部 （3）完成写真 【撮影箇所】建物外観各方向，主要箇所，主要室内その他監督職員が指示する箇所 【規格・提出部数】※Ａ４版クリアファイル　部　・Ａ４版写真台帳　部 【完成写真の撮影業者】・監督職員の承諾する撮影業者 （4）その他の写真 隣接建物等に損傷のおそれがある場合は，施工前・施工後の写真（カラー・キャビネ版）を監督職員の指示により提出するものとする （5）保管 工事写真のネガ・データは，受注者においてエ事完成後２年間保管すること
	⑰ 完成時の提出図書	※提出を要する　完成図書：１部 竣工図の種類（※全て　・　） 竣工図の作成方法　CAD（ＣＡＤデータの提出（※要　・不要）） 原図　※普通紙　・不要 竣工図　二つ折製本（・Ａ１版　部　・Ａ２版　部　・Ａ３版　部） 竣工図は原則として原図にて修正を行い，施工図・保全に関する資料で必要なものの提出は監督職員の指示による なお，１８　電子納品で対象工事である場合は，加えて電子成果品を　２部提出すること ・型式台帳 型式台帳は，監督職員が指定する様式で作成する。建物で使用する部材，機器を記入し提出すること。
	18 電子納品	※電子納品対象工事とする 電子納品とは，「調査，設計，工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは，「営繕工事電子納品要領（以下，要領という）」に基づいて作成されたものを指す 成果品については，「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については，原則として電子データを提出する義務はないが，「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上，電子化の是非を決定する また，成果品提出の際には，ウイルス対策を実施したうえで提出すること
	19 工事中情報共有システム	（1）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること （2）本工事で使用する情報共有システムは次とする 広島県工事中情報共有システム（http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html） （3）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする （4）受注者は，監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合，協力しなければならない
	20 施工図及び施工計画書	提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする
	21 設備工事との取合い	設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける
	22 撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする
	23 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる 基準風速　Ｖｏ＝　ｍ／ｓ 地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ 積雪区分　平成12年5月31日建設省告示第１４５５号　別表（　）
	24 騒音・振動の防止	「低騒音型・低振動型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用する
	25 施工中の安全確保	・同一場所で別契約の関連工事が行われる場合は，労働安全衛生法第３０条第２項に基づき，当該工事について，同条第１項に規定する措置を講ずべき者として本工事現場代理人を指名する ・労働安全衛生法第１５条に基づく統括安全衛生責任者を選任したときは，本契約後直ちに『統括安全衛生責任者選任届出書』（任意様式）を提出すること
	26 実施工程表 ［1．2．1］	工事期間は建築設備を含んだ期間とし，工事全体を把握して作成し，監督職員の承諾を受ける
	27 工程報告	別紙様式による期間別工事工程報告書を毎月２回１部提出すること
	28 保証書	次の工事について保証書を提出すること

工事区分	材　料　名	保証年数	備　考
・防水改修工事	・アスファルト防水	年	
	・改質アスファルトシート防水	年	
	・合成高分子ルーフィング防水	年	
	・塗膜防水	年	
・外壁改修工事	・下地補修	年	
	・塗装	年	
		年	

2 仮設工事	1 騒音・粉じん等の対策	騒音・粉じん等の対策　・防音パネル　・防音シート 防音パネル、防音シートを取り付ける足場の設置範囲 ※ 工事に必要な範囲 ［2．1．3］
	2 足場等	「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 外部足場　・設置する（範囲　※ 工事に必要な範囲　・　）　・設置しない 防護シート　・設置する（範囲　※ 工事に必要な範囲　・　）　・設置しない 内部足場　・設置する（ ※ 脚立、足場板等　・　）　・設置しない 材料、撤去材等の運搬方法　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種 Ｃ種：利用可能なエレベーター（　） Ｄ種：利用可能な階段（　） ［2．2．1］［表2．2．1］
	③ 既存部分の養生	養生方法等 ・既存部分の養生方法　※ ビニルシート、合板等による　・ ・既存家具、既存設備等の養生方法　※ビニルシート等　・ ・既存ブラインド、カーテン等の養生方法　※ ビニルシート等（取外し再取付を行う） 保管場所　※ 構内既存施設内　・ ・固定された家具等（備品、机、ロッカー等）の移動　※ 行う（図示） 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。 ［2．3．1］
	4 仮設間仕切り	仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所　※ 図示 仮設間仕切りの種別と材質等 ・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・図示 Ａ、Ｂ種の仕上げ材 ※ せっこうボード（GB-R 厚さ9.5mm）　・合板（普通合板 厚さ9mm） Ａ、Ｂ種の片面への塗装等 ※ 行わない　・ 行う Ａ種のグラスウールの充填 ※行う（ＪＩＳ　Ａ　６３０１グラスウール吸音材３２Ｋ厚５０mm） ・行わない 仮設扉の種別　※木製（合板張り程度）　・ ［2．3．2］
	5 監督職員事務所等	・設ける　m2程度　※ 設けない 現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示による ［2．4．1］
	⑥ 工事用水	構内既存の施設　・利用できる（ ※ 有償　・無償）　※ 利用できない
	⑦ 工事用電力	構内既存の施設　・利用できる（ ※ 有償　・無償）　※ 利用できない
	8 仮囲い等の安全施設	別紙設計図による
	9 工事現場の表示	現場の見えやすい位置に、監督職員が指示する次の表示板を設置する ※工事名等の表示板（900mm×600mm）　・工事概要等の説明看板（900mm×600mm）
	⑩ 警備員	※配置する　・配置しない ※大型車両進入時　（　）人／日　⊙常時配置　（ 1 ）人／日 ・（　）作業期間　（　）人／日

外壁改修フロー及び数量

・ コンクリート打放し仕上げ外壁の場合

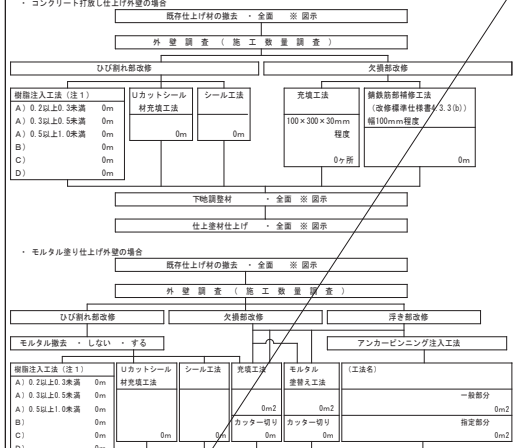

・ モルタル塗り仕上げ外壁の場合

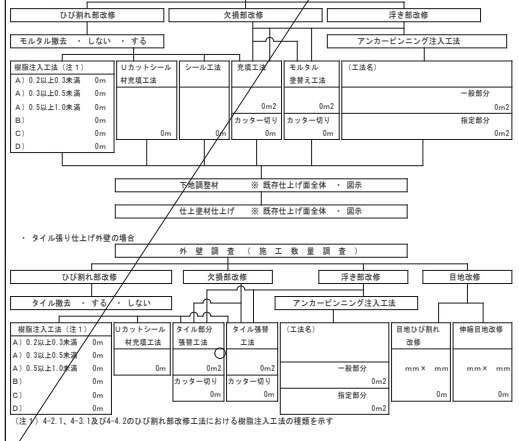

・ タイル張り仕上げ外壁の場合

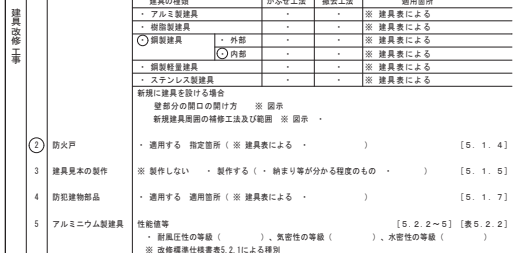

（注 ）4-2.1、4-3.1及び4-4.2のひび割れ部改修工法における樹脂注入工法の種類を示す

5 建具改修工事

① 改修工法 ［5．1．3］

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
・ アルミ製建具		・	・	※ 建具表による
・ 樹脂製建具		・	・	※ 建具表による
・ 鋼製建具	・ 外部	・	・	※ 建具表による
	・ 内部	・	・	※ 建具表による
・ 鋼製軽量建具		・	・	※ 建具表による
・ ステンレス製建具		・	・	※ 建具表による

新規に建具を設ける場合
　壁部分の開口の開け方　※ 図示
　新規建具周囲の補修工法及び範囲　※ 図示 ・

② 防火戸 ・ 適用する　指定箇所（ ※ 建具表による ・ ） ［5．1．4］

3 建具見本の製作 ※ 製作しない　・ 製作する（ ・ 納まり等が分かる程度のもの ・ ） ［5．1．5］

4 防犯建物部品 ・ 適用する　適用箇所（ ※ 建具表による ・ ） ［5．1．7］

5 アルミニウム製建具 ［5．2．2～5］［表5．2．2］

性能値等
・ 耐風圧性の等級（ ）、気密性の等級（ ）、水密性の等級（ ）
※ 改修標準仕様書表5.2.1による種別
　外部に面する建具の種別 ・ A種（建具符号： ・ 全て ・ 建具表による ・ ）
　・ B種（建具符号： ・ 全て ・ 建具表による ・ ）
　・ C種（建具符号： ・ 全て ・ 建具表による ・ ）
防音ドア、防音サッシの遮音性の等級 ・ T－1 ・ T－2
　（建具符号： ・ 建具表による ・ ）
断熱ドア、断熱サッシ の断熱性の等級 ・ H－4 ・ H－5 ・ H－6
　（建具符号： ・ 建具表による ・ ）
枠の見込み寸法 ※ 建具表による
表面色 ※標準色 ・ 特注色
水切り板、ぜん板 ※ 図示
ガラス ※ 複層ガラス

⑧ 鋼製建具 ［5．2．2］［5．4．2～4］［表5．4．2］

性能等級（建具符号： ・ 建具表による ・ ）
　簡易気密型ドアセット ・ 適用する
　外部に面する面する建具の耐風圧性 ・ S－4
　・ S－5
　・ S－6
　防音ドア、防音サッシ　遮音性の等級（ ）
　断熱ドア、断熱サッシ　断熱性の等級（ ）
　耐震ドア　面内変形追従性の等級（ ）
ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1
鋼板類の厚さ ※ 改修標準仕様書表5.4.2による

9 鋼製軽量建具 ［5．2．2］［5．5．2～4］

性能等級（建具符号： ・ 建具表による ・ ）
　簡易気密型ドアセット ・適用する
　防音ドア、防音サッシ　遮音性の等級（ ）
　断熱ドア、断熱サッシ　断熱性の等級（ ）
　耐震ドア　面内変形追従性の等級（ ）
鋼板の材料 ※ 亜鉛めっき鋼板 ・ ビール被覆鋼板 ・ カラー鋼板 ・ ステンレス鋼板
ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1
鋼板類の厚さ ※ 改修標準仕様書表5.5.1による
召合せ、縦小口色み板の材質 ※ 鋼板

10 ステンレス製建具 ［5．2．2］［5．4．2］［5．6．2～5］［5．7．2、3］

性能等級（建具符号： ・ 建具表による ・ ）
　簡易気密型ドアセット ・ 適用する
　外部に面する面する建具の耐風圧性 ・ S－4
　・ S－5
　・ S－6
　防音ドア、防音サッシ　遮音性の等級（ ）
　断熱ドア、断熱サッシ　断熱性の等級（ ）
　耐震ドア　面内変形追従性の等級（ ）
ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 ・
表面仕上げ ※ ＨＬ ・ 鏡面仕上げ ・
ステンレス鋼板の曲げ加工 ※ 普通曲げ ・ 角出し曲げ（・ a角 ・ b角 ・ c角）

⑪ 建具用金物

金物の種類及び見え掛り部の材質等
　※ 改修標準仕様書表5.1.1及び適用は建具表による ・
金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※ 改修標準仕様書表5.7.2による
樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※ 標準仕様書表5.7.3による ・
握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置 ※ 建具表による ・

錠前類
【シリンダ箱錠及びシリンダ本締まり錠】
（品質）
　デッドボルトの出寸法は17mm以上とする。 鍵付きのものはマスターキー、グランドマスターキー、コンストラクションキーなどのキーシステムが構築できるものとする。
（性能）
<使用頻度による性能>
　1）（シリンダ箱錠のみ）ラッチボルトの開閉繰り返し試験（40万回）を行った後、ハンドルでの開閉操作力及びラッチング力が試験前の2倍未満であり、動作に支障がない。
　2）キーにおけるデッドボルトの施解錠繰り返し試験（10万回）を行った後、 試験前の回転トルクの2倍未満であり、施解錠操作に支障がない。（シリンダ本締り錠のみ）シリンダ単体の施解錠繰り返しの評価は、シリンダ だけの回転トルクが10Ｎ・ｃｍ以下とする。
　3）キーには施錠機構の施解錠繰り返し試験（10万回）を行なった後、 試験前の回転トルクの2倍未満であり、施解錠操作に支障がない。
　4）キーの抜き差し繰り返し試験（10万回）を行なった後、キーの抜き差 しに要する荷重は10Ｎ以下である。また、未使用の合鍵でシリンダが回転でき、かつ、1箇所1段差浅い刻みをもつ異なるキーでは、シリンダが回転しないこと。（キーに加えるトルクは、150Ｎ・ｃｍとする）
<外力に対する性能 >
　1）デッドボルトの押込み強度試験（10ＫＮ）を行なった後、荷重を除い ときのデッドボルトの出寸法は8mm以上であること。
　2）デッドボルトの側圧強度試験（10ＫＮ）を行なった際、加圧板がデッドボルトを通過しない。
　3）デッドボルトの押込み強度（衝撃荷重）試験（58.8ｊ）の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態（デッドボルトの突出量が8mm未満）にならないこと。
　4）デッドボルトの側圧強度（衝撃荷重）試験（58.5ｊ）の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態（加圧板がデッドボルトを通過した状態）にならないこと。
　5）（シリンダ本締り錠はグレード3以上の部品数の場合）ストライクプレートの厚さ1.5mm以上のステンレス鋼製とし、トロヨケは厚さ1.6mm以上の鋼製の一体板りとする。又はストライクの強度と同等以上の強度をもつものとする。
<使用扉の質量に対する性能（シリンダ箱錠のみ）>
　1）ラッチボルトの側圧強度試験（4ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドル操作及びラッチングに支障がない。
　2）レバーハンドルのねじり強度試験（3.5ＫＮ・ｃｍ）を行なった後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
　3）握り玉のねじり強度試験（3ＫＮ・ｃｍ）を行なった後、トルクを除いたとき、握り玉が正常に作動していること。また、施錠時握り玉が固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
　4）ハンドルの引張強度試験（2ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
　5）ハンドルの垂直荷重強度試験（2ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
<鍵>
　1）かぎ（鍵）数は、1.5万以上とする。ただし、異なるキーウェイ形状であっても、共通のキーセクションが存在する場合は、有効かぎ（鍵）違い数とみなさないものとする。
　2）同一タンブラーの使用数は、60%以下とする。また、６本タンブラーにおいては、キーの同一刻みは、最大2連続までとしていること。
　試験方法は、JIS A 1541-1（建築金物－錠－第１部：試験方法）による。
【レバーハンドル】
（性能）
<ねじり強度>
　レバーハンドルのねじり強度試験（3.5ＫＮ・ｃｍ）を行なった後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。
<引張り強度>
　ハンドルの引張強度試験（2ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドル が正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、 施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。
<垂直荷重強度>
　ハンドルの垂直荷重強度試験（2ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障が ないこと。
試験方法は、JIS A 1541-1（建築金物－錠－第１部：試験方法）による。

クローザー類
（品質・性能）

区分			① ドアクローザー		② ヒンジクローザー		③ フロアヒンジ	
性能試験項目	Grade2	番手	閉じモーメント（N・m）	効率（%）	閉じモーメント（N・m）	効率（%）	閉じモーメント（N・m）	効率（%）
初期値（注1）（注2）閉じ方及び効率による区分		1	5以上	30以上	5以上	30以上	5以上	30以上
		2	10以上	30以上	10以上	30以上	10以上	30以上
		3	15以上	35以上	15以上	35以上	15以上	35以上
		4	25以上	40以上	25以上	40以上	25以上	40以上
		5	35以上	45以上	35以上	45以上	35以上	45以上
		6	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上
閉じ速度（秒）			常温（5～35℃）無風状態において、開扉（70°）から全閉（0°）までの時間を5～8秒に調整できるべきこと。					
温度依存性（℃）			緩衝油の流動点は、JIS K 2269「原油及び石油製品の流動点並びに石油製品曇り点試験方法」により測定し、－15℃以下であること。					
ストップ力	ストップ入力		60Ｎ・ｍ以下 但し、コンシールド型は200Ｎ・ｍ以下		100Ｎ・ｍ以下		100Ｎ・ｍ以下	
	ストップ解除力		8Ｎ・ｍ以上		3Ｎ・ｍ以上		10Ｎ・ｍ以上	
バックチェック性能（秒）（バックチェック機能を有する機種のみ適用）			ドア開扉方向に荷重60Ｎ/ｍ2を開扉50°から負荷する。バックチェック開始角度（70～85°）から更に20°まで閉く間の時間は0.8秒以上としていること。		—		—	
ディレードアクション性能（秒）ディレード アクション解除角度（60～75°）（ディレードアクション機能を有する機種のみ適用）			開扉90°の位置からディレードアクション解除角度までの時間が10秒以上確保でき、また、その時間の調整が可能であること。		—		—	
戸の閉鎖位置（中心吊り込み間自由のみ適用）			—		—		±3mm以内	
耐久性	繰返し開閉後の閉じモーメント（Ｎ・ｍ）	Grade2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	
	繰返し開閉後の効率（%）	Grade2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	
	繰返し開閉後の閉じ速度（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。					
	繰返し開閉後のバックチェック性能（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		—		—	
	繰返し開閉後のディレードアクション性能（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		—		—	
	繰り返し開閉後の戸閉鎖位置（mm）		—		—		耐久試験後±6mm以内	
耐久性の試験回数（繰り返し開閉回数）		Grade2	20万回		10万回		30万回	

注1．パラレル取付けは、右記の閉じモーメントの70%程度までとする。
注2．コンシールド型は右記の閉じモーメントの50%程度までとする。
Grade1を選定する場合は、図示による。
（試験方法）
　1）性能試験は、JIS A 1510-3（建築用ドア金物の試験方法－第３部：フロアヒンジ、ドアクローザ及びヒンジクローザ）に規定する試験方法による。
　2）試験ドアの質量は、1番手は25ｋｇ、2番手は40ｋｇ、3番手は60ｋｇ、4番手は80ｋｇ、5番手は100ｋｇ、6番手は120ｋｇとする。

12 鍵 ［5．7．4］

マスターキー ※ 製作する（ 組） ・ 製作しない ・ 既存に組込む
鍵の製作本数 ※ 各室３本１組（室名札付き）
鍵箱 ・ 設ける（ 個用 組） ・ 設けない

13 自動ドア開閉装置 ［5．8．2、3］

引き戸用駆動装置
　性能値

　※ 改修標準仕様書表5.8.1による
　　種類 ・ SSLD-1 ・ SSLD-2 ・ DSLD-1 ・ DSLD-2

多機能トイレ出入口引き戸用駆動装置
　性能値
　・
　※ 改修標準仕様書表5.8.2による
　引き戸用検出装置の種類は、多機能トイレスイッチとする

引き戸用検出装置
　性能値
　・
　※ 改修標準仕様書表5.8.3による
　種類 ・ 光線（反射）センサー ・ 熱線センサー ・ 音波センサー ・ 光電センサー
　・ 電波センサー ・ タッチスイッチ ・ 押しボタンスイッチ

戸の開閉方式 ※ 建具表による
防鼠 ・ 適用する ・ 適用しない
凍結防止措置 ・ 適用する ・ 適用しない

14 自閉式上吊り引戸装置 ［5．9．3］

性能値等 ※ 標準仕様書表5.9.1による
（試験方法）
　（1）耐久性（開閉繰り返し）試験
　　開については外力によらず、試験体の自閉装置及び制御装置のみにより戸を開端位置から閉端位置までの作動を確認できる試験を行う。同試験に用いる試験体は片引戸とし、開口内法有効高さ2,000mm、幅は最大寸法とする。適用戸総質量の区分毎に試験を行う。自閉装置、制御装置は10万回以上の時点で1回のみ調整を行えるものとし、また、その他の制御装置についてはメーカーの耐久性能試験成績書において2万回以上の耐久性能を確認することで、試験に代えることができるものとする。
　（2）耐衝撃性試験
　　落下高さ17ｃｍにて、ドアの中央部にドアが外れる方向に衝撃を与える。
　　耐衝撃性試験に用いる試験体は片引戸、開口内法有効寸法は高さ2,000mm、幅900mmとする。
　　適用戸総質量の区分毎に試験を行う。
　（3）気密性能試験
　　JIS A 1516「建具の気密性試験方法」による。

15 重量シャッター ［5．10．2、3］

シャッターの種類 ・ 管理用シャッター 耐風圧強度（ ）N/m2
　・ 外壁用防火シャッター 耐風圧強度（ ）N/m2
　・ 屋内用防火シャッター
　・ 防煙シャッター
開閉方式の種類 ※ 上部電動式（手動併用） ・上部手動式
二重チェーン、急降下制動装置、急降下停止装置を設けた電動シャッターの設置箇所
　※ 図示
障害物感知装置を設けた電動シャッターの設置箇所 ※ 図示 ・
屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止機構の設置箇所 ※図示
　適用する危害防止機構 ※ 改修標準仕様書5.10.2(4)(ｉ)(a)かつ(c)
　・ 改修標準仕様書5.10.2(4)(ｉ)(b)かつ(c)
管理用シャッターのシャッターケース ・ 設ける ・ 設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板
　鋼板の種類 ※ JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
　・ JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき及び鋼帯）
　めっきの付着量 ※ Z12又はF12を満足するもの
ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 ・

16 軽量シャッター ［5．11．2～4］

開閉方式の種類 ※ 手動式 ・ 上部電動式（手動併用）
耐風圧強度 （ ）N/m2
スラットの材質の種類
　※ JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼板）
　　めっきの付着量（ ※ Z06 又はF06を満足するもの ・ ）
　・ JIS G 3312（塗装溶融５％アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼板）
　　めっきの付着量（ ※ AZ90を満足するもの ・ ）
スラットの形状 ※ インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形
シャッターケース ※ 設ける ・ 設けない
ガイドレール（中柱共）の材質 ※ ステンレス鋼板（SUS304） 厚さ1.0mm

座板の材質（屋外の場合） ※ ステンレス製既製品 ・

17 オーバーヘッドドア ［5．12．2、3］

セクション材料による区分	耐風圧性能区分（Ｐａ）	開閉方式による区分	収納方式による区分	ガイドレールの材料
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・ 175（1750） ・ 125（1250） ・ 100（1000） ・ 75（750） ・ 50（500）	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板

電動式タイプで障害物感知装置を設ける箇所 ※図示 ・

18 木製建具 （16．7．2～4）

建具材の加工、組立時の含水率 ※ Ｂ種 ・
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
　※ 規制対象外 ・

表面材の合板の種類

合板の種類	規格等	備考
・ 普通合板	表面の樹種 生地、透明塗料塗り （ ※ ラワン合板程度 ・ ） 不透明塗料塗り （ ※ しな合板程度 ・ ） 板面の品質（ ） 接着の程度（ ・ 1類 ・ 2類 ）	
・ 天然木化粧合板	樹種名（ ） 接着の程度（ ・ 1類 ・ 2類 ）	
・ 特殊加工化粧合板	化粧加工の方法 （ ・ オーバーレイ ・ プリント ・ 塗装） 表面性能（ ）タイプ 接着の程度（ ・ 1類 ・ 2類 ）	

表面板の厚さ ※標準仕様書表16.7.6による ・
・ かまち戸
　かまち樹種（ ） 鏡板樹種（ ）
　見込み寸法 ※建具表による ・
・ ふすま
　張りの種別（ ・ Ｉ型 ・ Ⅱ型）
　上張り（押入等の裏側以外） ・ 鳥の子 ・ 新鳥の子又はビニル紙程度
　縁仕上げ ・ 塗り縁 ・ 生地縁（素地） ・ 生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
　見込み寸法 ※ 建具表による ・
・ 戸ぶすま 見込み寸法 ※ 建具表による ・
・ 紙張り障子 見込み寸法 ※ 建具表による ・
枠の材料 ※ 木製枠（６室内装改修工事による）
　・ 鋼製枠（※亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板）
くつずりの材料 ※ ステンレス鋼板

工 事 概 要

・工 事 名 称 ： 市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校外５校）
・工 事 場 所 ： 広島県三原市深町　三原市立深小学校
・構 造 規 模 ： ＲＣ造　４階建
・延 床 面 積 ： 1,598m²
・竣 工 年 ： 昭和55年

・工 事 概 要 ： 防火戸改修　３箇所

・備　　考 ： －

工事場所：広島県三原市深町

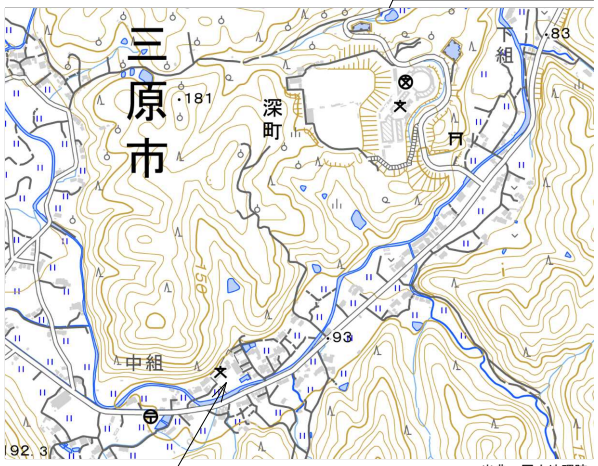

出典：国土地理院

案内図

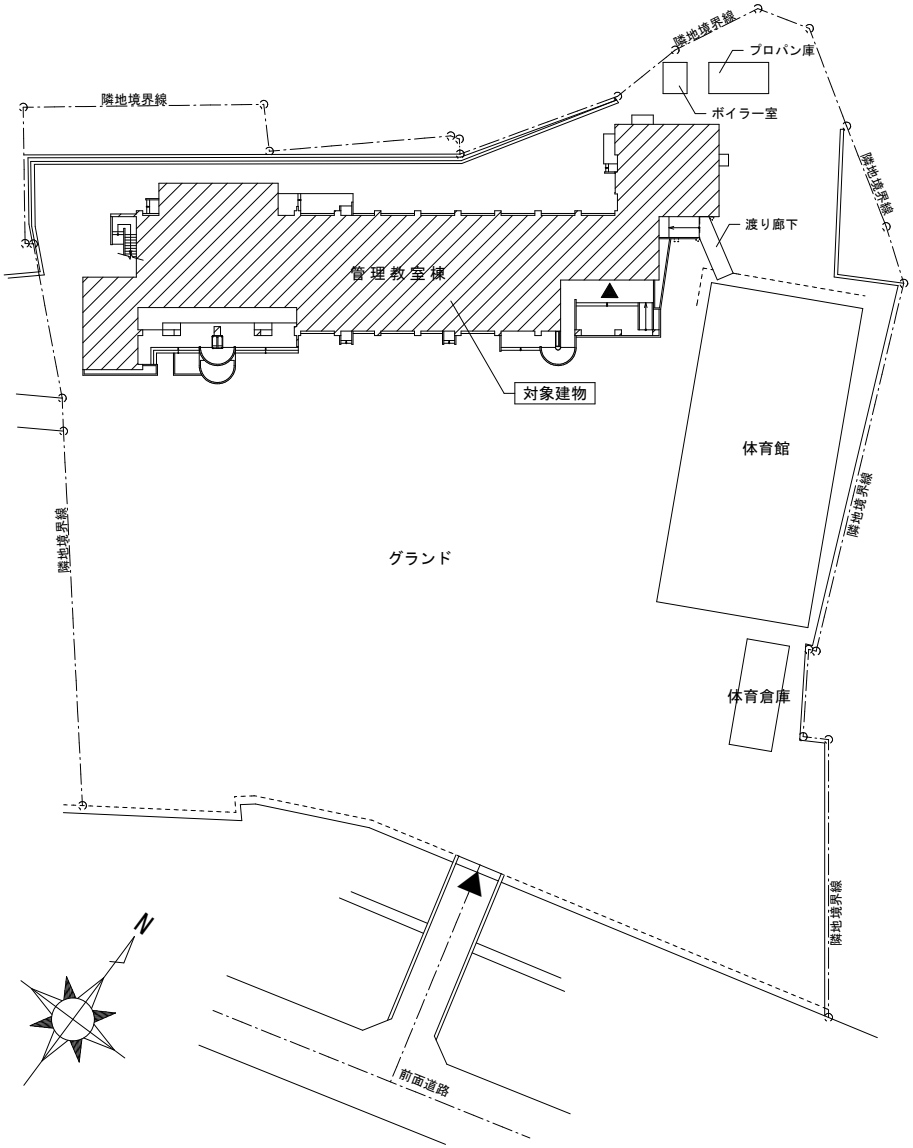

配置図　S=1:500

作業日には施設管理業務の警備員（１名/日）を見込む

有限会社　元廣建築設計事務所 一級建築士事務所広島県登録 18(1) 第 0951 号	一級建築士登録 第 85366 号 元 廣 清 志	工事名： 市内小中学校防火戸等改修工事(田野浦小学校外５校) 深小学校	図面名： 工事概要、配置図、案内図	縮尺： 1:500 A3版：100% A4版：70%	査図：　部長：　課長：　主任：　担当：	日付： Ｒ２年	図番： fA － 03

建具表　S=1:100

符号・名称	SD 1　くぐり戸付防火戸		SD 1　くぐり戸付防火戸　順位調整器新設	
位置・数量	2階　階段室	1	2階　階段室	1
姿図	（改修前） 3,150（有効 2,995） 2,000（有効 1,990） OPEN ▽CH=2,050 ▽FL		（改修後） 3,150（有効 2,995） 2,000（有効 1,990） OPEN	
扉仕上・扉厚	スチール製　SOP塗	40	スチール製　SOP塗	40
枠仕上・枠見込	スチール製　SOP塗	100	スチール製　SOP塗	100
沓摺・水切	－	－	－	－
硝子	－		－	
金物	ケースハンドル、フロアヒンジ 標準金物一式		ケースハンドル、フロアヒンジ、順位調整器 標準金物一式	
備考	－		順位調整器　リョービJCN-250同等品	

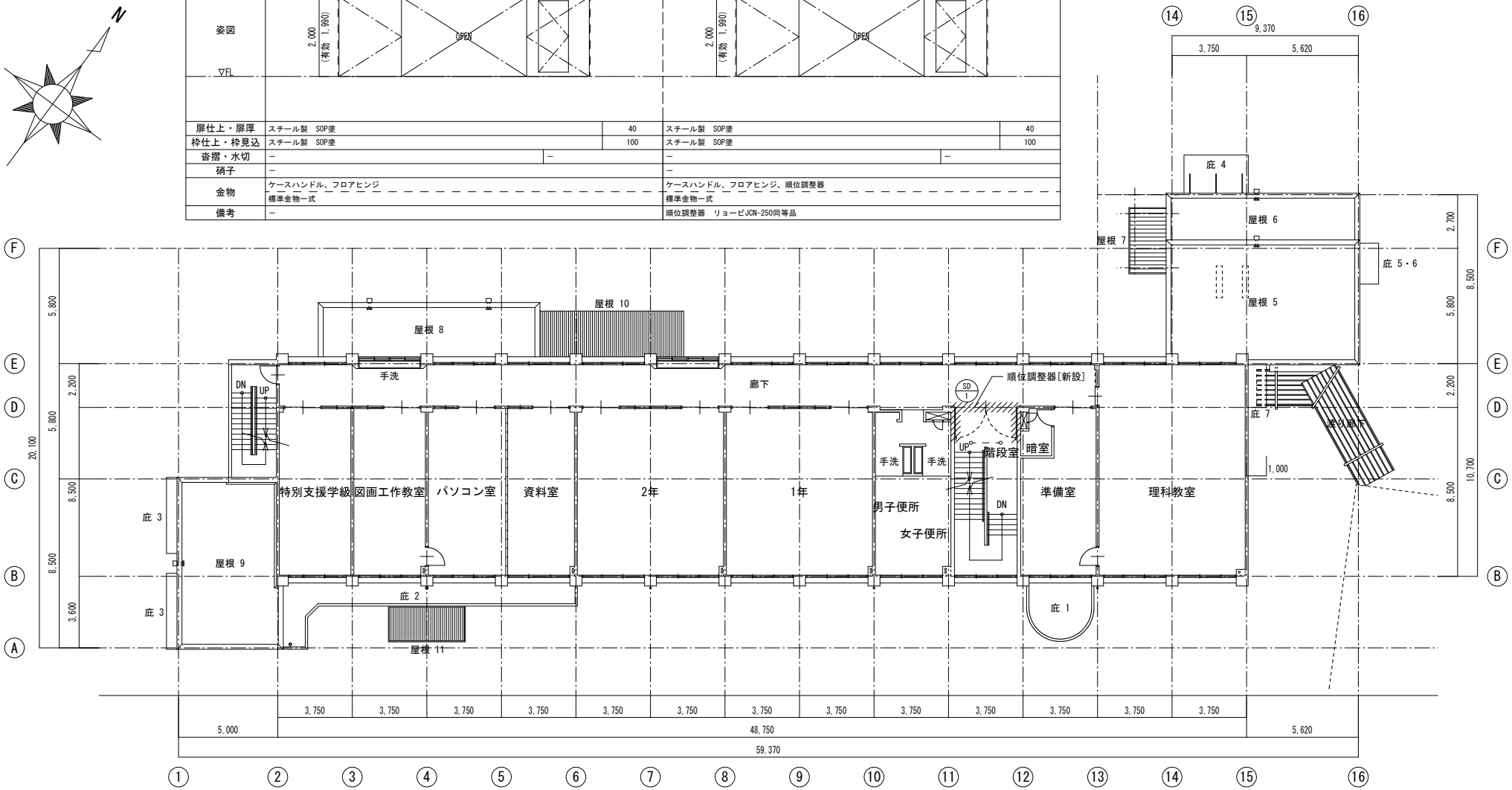

2階平面図　S=1:200

凡例
▨…改修範囲を示す
⊶…※参考
カラーコーン、ポールの設置位置を示す
実際の位置は監督職員との協議による

有限会社　元廣建築設計事務所 一級建築士事務所広島県登録 18(1) 第 0951 号	一級建築士登録 第 85366 号 元 廣 清 志	工事名： 市内小中学校防火戸等改修工事(田野浦小学校外５校) 深小学校	図面名： ２階平面図	縮尺： 1:200 A3版：100% A4版：70%	査図：　部長：　課長：　主任：　担当：	日付： Ｒ２年	図番： fA － 04

建具表　S=1:100

符号・名称	SD 1　くぐり戸付防火戸　［扉取外しのうえ 扉下部現場カット］		SD 1　くぐり戸付防火戸　［扉再取付 順位調整器新設	
位置・数量	3階　階段室	1	3階　階段室	1
姿図	（改修前） 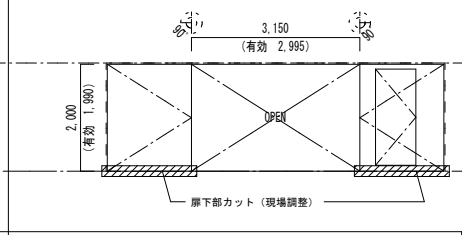		（改修後） 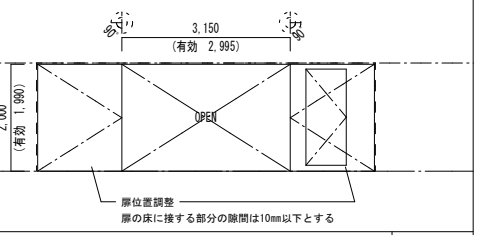	
扉仕上・扉厚	スチール製　SOP塗	40	スチール製　SOP塗	40
枠仕上・枠見込	スチール製　SOP塗	100	スチール製　SOP塗	100
沓摺・水切	―	―	―	―
硝子	―		―	
金物	ケースハンドル、フロアヒンジ 標準金物一式		ケースハンドル、フロアヒンジ、順位調整器 標準金物一式	
備考	―		順位調整器　リョービJCN-250同等品	

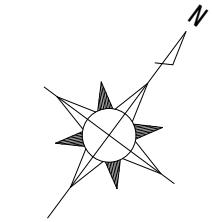

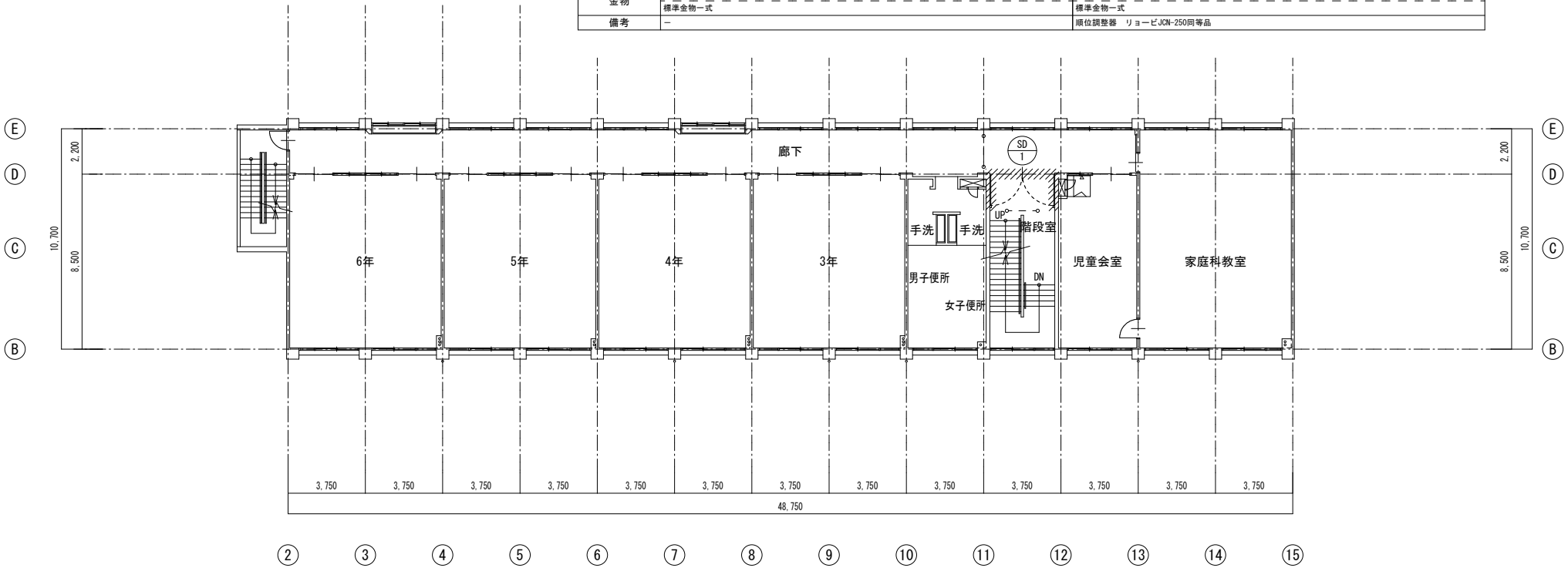

3階平面図　S=1:200

凡例

…改修範囲を示す

…※参考
カラーコーン、ポールの設置位置を示す
実際の位置は監督職員との協議による

有限会社　元廣建築設計事務所 一級建築士事務所広島県登録 18(1) 第 0951 号	一級建築士登録 第 85366 号 元 廣 清 志	工事名： 市内小中学校防火戸等改修工事(田野浦小学校外５校) 深小学校	図面名： ３階平面図、建具表	縮尺： 1:100, 1:200 A3版：100% A4版：70%	査図：　部長：　課長：　主任：　担当：	日付： Ｒ２年	図番： fA ― 05

建具表　S=1:100

符号・名称	SD 1	くぐり戸付防火戸	[扉取外しのうえ 扉下部現場カット]	SD 1	くぐり戸付防火戸	[扉再取付 順位調整器新設 ※4階　ラッチ固定工事]
位置・数量	4階　階段室		1	4階　階段室		1
姿図	（改修前）			（改修後）		
扉仕上・扉厚	スチール製　SOP塗		40	スチール製　SOP塗		40
枠仕上・枠見込	スチール製　SOP塗		100	スチール製　SOP塗		100
沓摺・水切	—	—		—	—	
硝子	—			—		
金物	ケースハンドル、フロアヒンジ 標準金物一式			ケースハンドル、フロアヒンジ、順位調整器 標準金物一式		
備考	—			順位調整器　リョービJCN-250同等品		

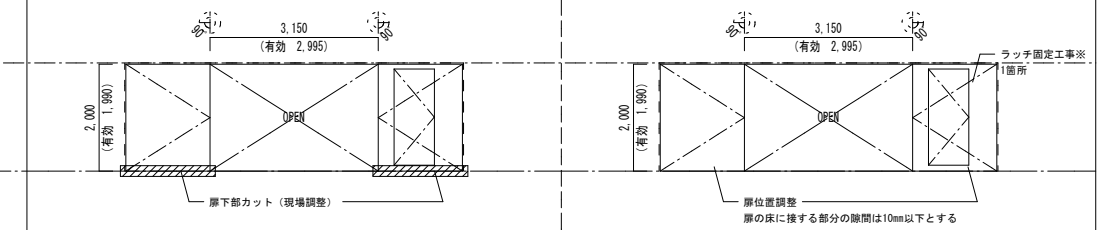

※現在ラッチは取付位置との納まりが悪く、固定されていない状態。
ラッチ本体と取付用U金具の取付角度を調整し固定する。

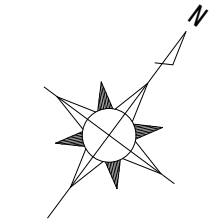

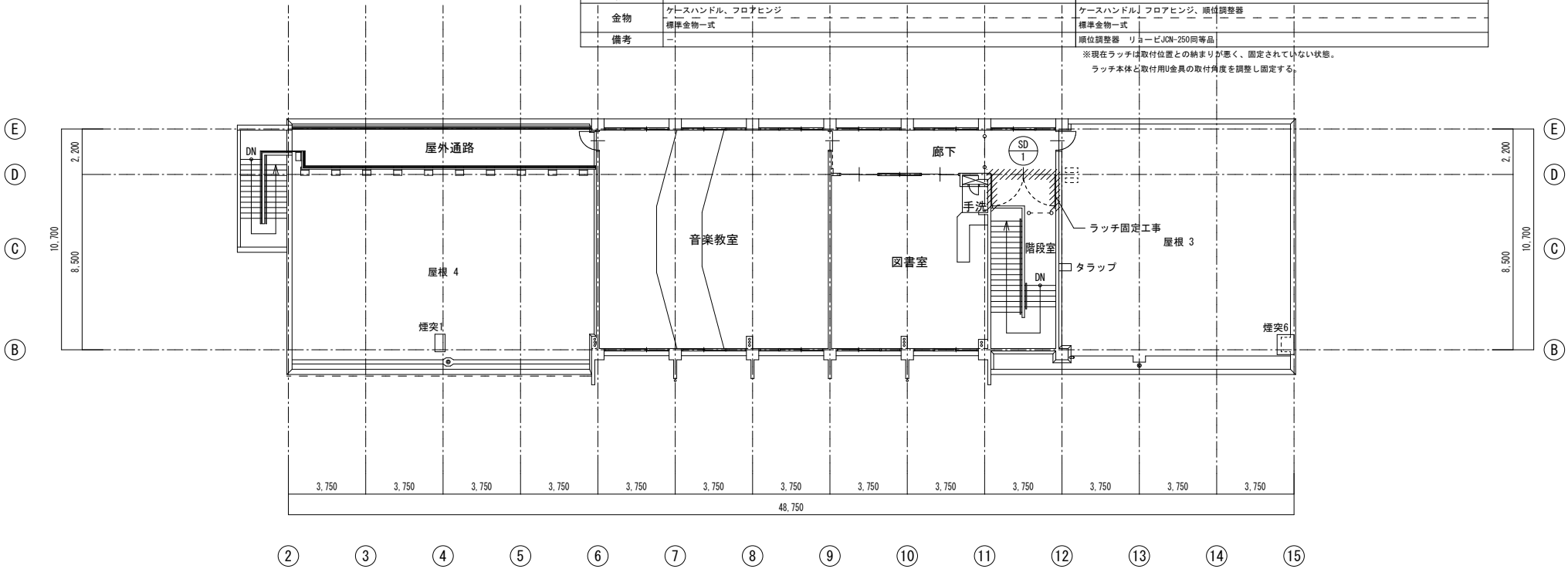

4階平面図　S=1:200

凡例
▨…改修範囲を示す
⊶ — ⊶…※参考
カラーコーン、ポールの設置位置を示す
実際の位置は監督職員との協議による

有限会社　元廣建築設計事務所 一級建築士事務所広島県登録 18(1) 第 0951 号	一級建築士登録 第 85366 号 元 廣 清 志	工事名： 市内小中学校防火戸等改修工事(田野浦小学校外５校) 深小学校	図面名： ４階平面図	縮尺： 1:200 A3版：100% A4版：70%	査図：　部長：　課長：　主任：　担当：	日付： Ｒ２年	図番： fA — 06

Ⅰ.工 事 概 要

1．工事名称　　市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校他５校）　仕 様 書
2．工事場所： 三原市中之町二丁目14-1　三原市立第二中学校
3．敷地面積：
4．構造規模：RC造中学校

5．工事種目：防火戸改修工事
6．別途工事
7．調査協力について

本工事は工事中及び竣工後，次の調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。
（１）公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票等の記入提出，発注者の調査実施への協力等）
（２）完成施設事後調査（第１次調査）…引渡後概ね６ヶ月後
（３）完成施設事後調査（第２次調査）…引渡後概ね１年目頃
（４）かし担保調査…建設工事請負契約約款第４１条に定める期間内
（５）公共建築物木材利用事例調査票…工事中に実施（調査票の記入提出，発注者の調査実施への協力等）

8．公衆災害防止措置
（１）工事に際し，工事関係者以外の第三者の生命，身体及び財産の危機，並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること
（２）上記について，「建設工事公衆災害防止対策要綱（平成５年１月１２日付　建設事務次官通達）」に基づき実施すること

9．現状復旧
工事に際し，隣接建物等に損傷を与えた場合は，速やかに現状復旧を行うこと

１０．主要資材等
（１）主要資材を購入しようとする場合は，極力広島県内に営業所・本店を有する業者に発注するものとし，予め購入先の名称所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする
（２）当該工事に使用する砂については，海砂（県外産を含む）を使用しないこと
（３）この工事の施工に際し，やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は，原則として広島県内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする

Ⅱ.建築改修工事仕様

1．図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成３１年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
図面，本特記仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない事項は，国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編（平成３１年版）」以下、「標準仕様書」という。）による。

2．特記仕様
（１）項目は番号に○印のついたものを適用する
（２）特記事項は○印のついたものを適用する
　○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する
　○印と ㊟ 印のついた場合は共に適用する
（３）項目に記載［　］の内表示番号は，改修標準仕様書の当該項目，当該図又は当該表を示す。
　（　）の内表示番号は，標準仕様書の当該項目，当該図又は当該表を示す。
（４）工事施工上必要な官公署その他への諸手続き及び届出は，全て受注者の負担において遅滞無く行うこと
（５）関係法令の改正等により（条例を含む）、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議すること。
（６）材料及び製造所等の記載は順不同である

章		項　目	特　記　事　項

1 一般共通事項

① 適用基準等

※公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版）
※建築工事標準詳細図　国土交通省官房官庁営繕部監修（最新版）
※建築工事公衆災害防止対策要綱　　※建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定）
※建築工事安全施工技術指針　　※再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定）
※県産木材の利用促進に関する指針

図面，本特記仕様書，標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。
※建築物解体工事共通仕様書　平成31年版　　国土交通省大臣官房官庁営繕部

2 電気保安技術者［1．3．3］

※配置する

3 工事実績情報の登録［1．1．4］

受注者は，受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について，工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき，受注，変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し，監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また，途中変更時の登録が必要な場合とは，工期の変更，技術者の変更があった場合とする。

④ 施工条件［1．3．5］

下記以外は現場説明書による。
・施工時間帯　　（※指定あり　　　）
・部位別の施工順序　　（※図示　・　　　）
・工事車両の駐車場所　　（※図示　・　　　）
・資機材置場　　（※図示　・　　　）
・建設発生土仮置場　　（※図示　・　　　）

⑤ 工事安全計画書

建築工事安全施工技術指針及び建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）を参考に、工事の施工に先立ち工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を監督職員に提出する

6 発生材の処理等［1．3．12］

・引渡しを要するもの（　　　）
・特別管理産業廃棄物（　　　）
　処理方法（　　　）
・現場において再利用を図るもの（　　　）
・再生資源化を図るもの
　・コンクリート塊　　・アスファルトコンクリート塊　　・建設発生木材
・PCB含有シーリング材の処理
　・第一次判定
　　現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。
　　　採取箇所数　　計　　箇所
　　　採取箇所　　※図示
　・第二次判定
　　専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。
　　　分析個数　　計　　箇所
　・除去処理工事
　　　除去範囲　　※図示
・せっこうボードの処理
　・石綿含有せっこうボード　改修特記仕様書第８章環境配慮改修工による
　・ひ素・カドミウム含有せっこうボード
　　・製造業者に回収委託
　　・埋立処分（管理型最終処分場）

・石綿含有、ひ素・カドミウム含有以外のせっこうボード
　・再生資源化（再資源化施設）　　・最終処分（管理型最終処分場）
（１）本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市，呉市，福山市）が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理することただし，建設廃棄物が破砕等（選別を含む）により有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理すること（原則，県内処分）
（２）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，前記（１）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から，運搬費と受入れ費（平日の受入れ費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き，再資源化に要する費用（単価）は変更しない
（３）本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので適正に処理すること。なお，広島県産業廃棄物埋立税は見込んでいる

7 建設発生土

※場外指示の場所に処分　・場外搬出適切処理　・場内指示の場所に敷き均し
・場内指示の場所に堆積
・当該工事により発生する建設発生土は，次の公の関与する埋立地に搬出するものとする
搬出場所
※当該工事により発生する建設発生土は，「建設発生土処分先一覧表」に掲載されている施設のいずれかに搬出するものとする。また搬出先として，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地（一時堆積を含む）を見込んでいる。したがって，正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用は変更しない。なお，工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により，上記の仕様に拠り難い場合は，監督職員と協議するものとする

8 環境への配慮［1．4．1］

化学物質を放散させる建築材料等
本工事の建物内部に使用する建築材料等は，設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に，次の（１）から（４）を満たすものとする
（１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する
（２）接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する
（３）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジーｎーブチル及びフタル酸ジー２ーエチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する
（４）（１）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする
また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
①建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
②建築基準法施行令第２０条の第７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
④建築基準法施行令第２０条の第７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づき制定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については，他の特記事項及び図面表記の範囲内で，環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする

9 材料の品質等［1．4．2～5］

材料・機材等の品質及び性能
（１）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする
（２）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。
（３）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする
（４）本工事に使用する材料のうち、（５）に指定する材料の製造業者等は、次の①～⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない
①品質及び性能に関する試験データを整備していること
②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること
③安定的な供給が可能であること
④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること
⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。
（５）製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型枠用鋼製デッキプレート	オーバーヘッドドア
鉄骨柱下無収縮モルタル	防水剤
無収縮グラウト材	現場発泡断熱材
乾式保護材	フリーアクセスフロア
既成調合モルタル	可動間仕切
ルーフドレン	移動間仕切
吸水調整材	トイレブース
アルミニウム製建具	煙突用成形ライニング材
鋼製建具	天井点検口
鋼製軽量建具	床点検口
ステンレス製建具	グレーチング
錠前類	屋上緑化システム
クローザ類	トップライト
自動扉機構	エポキシ樹脂
自閉式上吊り引戸機構	ポリマーセメントモルタル
重量シャッター	既成調合目地材
軽量シャッター	鋳鉄製ふた

10 特別な材料の工法

標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品等の指定工法による

11 施工数量調査［1．5．2］

調査範囲　※外壁（庇，笠木共）　・屋根　　・図示
調査方法　※テストハンマーによる打診及び目視　　・図示
外壁調査は、外壁改修フローに対応する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う
屋根調査は、防水面のひび割れ、浮き、欠損部、目地欠損部及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。
また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督職員に２部提出する（必要に応じ写真等を添付する）

12 調査のための破壊部分の補修［1．5．3］

補修方法　※図示
補修範囲　※図示

13 技能士［1．6．2］

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	とび作業
防水改修工事	防水施工	アスファルト防水工事作業
		ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
		アクリルゴム系塗膜防水工事作業
		合成ゴム系シート防水工事作業
		塩化ビニル系シート防水工事作業
		セメント系防水工事作業
		シーリング防水工事作業
		改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
		ＦＲＰ防水工事作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業
	左官	左官作業
	タイル張り	タイル張り作業
建具改修工事	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	ガラス工事作業
	自動ドア施工	自動ドア施工作業
	ガラス用フィルム施工	建築フィルム作業
塗装改修工事	塗装	建築塗装作業
内装改修工事	タイル張り	タイル張り作業
	建築大工	大工工事作業
	建築板金	鋼製下地工事作業
		内外装板金作業
	左官	左官作業
	内装仕上施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
		カーペット系床仕上げ工事作業
		ボード仕上げ工事作業
	表装	壁装作業
耐震改修工事	とび	とび作業
	鉄筋施工	鉄筋組立作業
	型枠施工	型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
	鉄工	構造物鉄工作業
環境配慮改修工事	配管	・建築配管作業
	路面表示施工	・溶融ペイントハンドマーカー工事作業
		・加熱ペイントマシンマーカー工事作業
	造園	・造園工事作業

※技能士においては，積極的な活用を図ること。

14 化学物質の濃度測定［1．6．9］

（１）図示した室のホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する
測定箇所は仕上表により、施工方法は施工条件明示による
パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う
①３０分間換気
　測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する
②５時間閉鎖
　①の後、測定対象室のすべての窓及び扉を５時間閉鎖する
　ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする
③測定
　イ　②の状態のままで測定する
　ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する
　ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする
④分析
　測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する
⑤その他
　監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けること
（２）木材の防腐・防蟻処理剤は，クロルピリホス，ダイアノジン及びフェノブカルブを含有しない薬剤とし，加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い十分乾燥させた後現場に搬入する
（３）保温材，断熱材，緩衝材については，ホルムアルデヒドを発散しないか発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする
（４）塗料，壁紙，仕上塗材，合板，接着剤等で屋内に面するものについては，ホルムアルデヒドを発散しないか，発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする
（５）屋内に面して用いる材料は，上記（２）～（４）に適合した上で，揮発性有機化合物の発散が無い若しくは極めて少ないものを選択するように努め，（１）の規定を満たすこと

15 中間技術検査［1．7．2］

※行う（回数及び時期については監督職員の指示による）　・行わない

⑯ 工事写真等

下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の作成は「営繕工事写真作成要領」によるものとする
（１）工程写真
　工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする
（２）工事中写真
　水中又は地下に埋設される部分，その他完成後外部から検査・確認する事が出来なくなる部分，及びその他監督職員が指示する箇所は，Ａ４版写真台帳にまとめて完成検査日までに提出するものとする
【提出部数】：１部
（３）完成写真
【撮影箇所】建物外観各方向，主要箇所，主要室内その他監督職員が指示する箇所
【規格・提出部数】※Ａ４版クリアファイル　　部　　・Ａ４版写真台帳　　部
【完成写真の撮影業者】・監督職員の承諾する撮影業者
（４）その他の写真
　隣接建物等に損傷のおそれがある場合は，施工前・施工後の写真（カラー・キャビネ版）を監督職員の指示により提出するものとする
（５）保管
　工事写真のネガ・データは，受注者において工事完成後２年間保管すること

⑰ 完成時の提出図書

※提出を要する　　完成図書：１部
　竣工図の種類（※全て　・　　　）
　竣工図の作成方法　CAD（ＣＡＤデータの提出（※要　・不要））
　原図　.※普通紙　　・ 不要
　竣工図　二つ折製本（・ A1版　　部　・A2版　　部　・ A3版　　部）
　竣工図は原則として原図にて修正を行い，施工図・保全に関する資料で必要なものの提出は監督職員の指示による
　なお，１８　電子納品で対象工事である場合は，加えて電子成果品を　２部提出すること
・型式台帳
　型式台帳は，監督職員が指定する様式で作成する。建物で使用する部材，機器を記入し提出すること。

18 電子納品

※電子納品対象工事とする
　電子納品とは，「調査，設計，工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは，「営繕工事電子納品要領（以下，要領という）」に基づいて作成されたものを指す
　成果品については，「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については，原則として電子データを提出する義務はないが，「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上，電子化の是非を決定する
　また，成果品提出の際には，ウイルス対策を実施したうえで提出すること

19 工事中情報共有システム

（１）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること
（２）本工事で使用する情報共有システムは次とする
　広島県工事中情報共有システム（http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html）
（３）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする
（４）受注者は，監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合，協力しなければならない

⑳ 施工図及び施工計画書

提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする

21 設備工事との取合い

設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける

22 撤去部分

コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする

23 適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる
基準風速　　Ｖｏ＝　　　ｍ／ｓ
地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ
積雪区分　　平成12年5月31日建設省告示第１４５５号　別表（　　　）

㉔ 騒音・振動の防止

「低騒音型・低振動型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用する

㉕ 施工中の安全確保

・同一場所で別契約の関連工事が行われる場合は，労働安全衛生法第３０条第２項に基づき，当該工事について，同条第１項に規定する措置を講ずべき者として本工事現場代理人を指名する
・労働安全衛生法第１５条に基づく統括安全衛生責任者を選任したときは，本契約後直ちに「統括安全衛生責任者選任届出書」（任意様式）を提出すること

㉖ 実施工程表［1．2．1］

工事期間は建築設備を含んだ期間とし，工事全体を把握して作成し，監督職員の承諾を受ける

㉗ 工程報告

別紙様式による期間別工事工程報告書を毎月２回１部提出すること

28 保証書

次の工事について保証書を提出すること

工事区分	材 料 名	保証年数	備　考
・防水改修工事	・アスファルト防水	年	
	・改質アスファルトシート防水	年	
	・合成高分子ルーフィング防水	年	
	・塗膜防水	年	
・外壁改修工事	・下地補修	年	
	・塗装	年	
		年	

2 仮設工事

1 足場その他

「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては，同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
・内部足場の種別　　・ 設置する（※脚立、足場板等　・枠組足場　・ 設置しない
・外部足場の種別　　・ 設置する（※枠組足場　・　　　）・ 設置しない
・外部足場の防護シート　　・ 設置する（※メッシュシート　・防音シート）　・ 設置しない
材料、撤去材等の運搬方法　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種
　・Ｃ種のエレベーター（　　　）
　・Ｄ種の階段（　　　）

② 既存部分の養生

養生方法
・既存部分の養生方法　※ビニルシート，合板等による
・既存部分における既存家具等の養生　※ビニルシート等による
・既存ブラインド、カーテン等の養生　　※ビニールシート等による　　・
　保管場所　※構内既存施設内　・
既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

3 仮設間仕切り

仮設間仕切り及び仮設扉の設置個所　・図示
仮設間仕切りの種別と材質等
・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・図示
Ａ、Ｂ種の表面材　※石こうボード　・合板
Ａ、Ｂ種の片面への塗装等　・行う　※行わない
Ａ種のグラスウール等の充填材
　※行う（ＪＩＳ　Ａ　６３０１グラスウール吸音材２号３２Ｋ厚５０㎜）
　・行わない
仮設扉　（・木製　・　　　）

4 監督職員事務所

・　設ける　　㎡程度　　※設けない
※現場に常備する備品等は現場説明書によるほか、監督職員の指示により設置する
・既存建物内の一部を使用する（場所　　　）
・構内に新設する　規模（　　㎡　）

⑤ 工事用水

構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）
　※利用できない

⑥ 工事用電力

構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）
　※利用できない

7 工事現場の表示

現場の見やすい位置に監督職員が指示する次の表示板を設置する
※工事名等の表示板（900㎜×600㎜）　・工事概要等の説明看板（900㎜×600㎜）

8 出入口養生

※行う（ベニヤ等）　・行わない

9 セキュリティー設備

既設設備の取り外し，取り付けを行う

⑩ 警備員（施設管理業務）

※配置する　・配置しない
配置計画
　※大型車両進入時　　（　　）人／日
　⊙常時配置　　（　１　）人／日
　・（　　　）作業期間　（　　）人／日

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録17（１）第0497号
岡 田 建 築 設 計 事 務 所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB. NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2020.07.		市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校外５校）	2A / 01	A-2：100%
CH.	PL.	DR.	NAME		A-3： 71%
			（第二中学校）建築改修工事特記仕様書（１）		A-4： 50%

外壁改修フロー及び数量

・コンクリート打放し仕上げ外壁の場合

既存仕上げ材の撤去 ・全面 ※ 図示

外 壁 調 査 （ 施 工 数 量 調 査 ）

ひび割れ部改修

樹脂注入工法（注1）
A）0.2以上0.3未満 0m
A）0.3以上0.5未満 0m
A）0.5以上1.0未満 0m
B） 0m
C） 0m
D） 0m

Uカットシール材充填工法 0m

シール工法 0m

欠損部改修

充填工法
100×300×30mm 程度
0ヶ所

鉄筋部補修工法（改修標準仕様書4.3.3(b)）
幅100mm程度 0m

下地調整材 ・全面 ※ 図示

仕上塗材仕上げ ・全面 ※ 図示

・モルタル塗り仕上げ外壁の場合

既存仕上げ材の撤去 ・全面 ※ 図示

外 壁 調 査 （ 施 工 数 量 調 査 ）

ひび割れ部改修

樹脂注入工法（注1）
A）0.2以上0.3未満 0m
A）0.3以上0.5未満 0m
A）0.5以上1.0未満 0m
B） 0m
C） 0m
D） 0m

Uカットシール材充填工法 0m

シール工法 0m

欠損部改修

充填工法 0m2
カッター切り 0m

モルタル塗替え工法 0m2
カッター切り 0m

浮き部改修

アンカーピンニング注入工法

（工法名）
一般部分 0m2
指定部分 0m2

下地調整材 ※ 既存仕上げ面全体 ・図示

仕上塗材仕上げ ※ 既存仕上げ面全体 ・図示

・タイル張り仕上げ外壁の場合

外 壁 調 査 （ 施 工 数 量 調 査 ）

ひび割れ部改修

樹脂注入工法（注1）
A）0.2以上0.3未満 0m
A）0.3以上0.5未満 0m
A）0.5以上1.0未満 0m
B） 0m
C） 0m
D） 0m

Uカットシール材充填工法 0m

タイル部分張替工法 0m2
カッター切り 0m

タイル張替工法 0m2
カッター切り 0m

欠損部改修

浮き部改修

アンカーピンニング注入工法

（工法名）
一般部分 0m2
指定部分 0m2

目地改修

目地ひび割れ改修 mm× mm 0m

伸縮目地改修 mm× mm 0m

（注1）4-2.1、4-3.1及び4-4.2のひび割れ部改修工法における樹脂注入工法の種類を示す

5 建具改修工事

① 改修工法 [5．1．3]

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
・アルミ製建具				※ 建具表による
・樹脂製建具				※ 建具表による
・鋼製建具	・外部			※ 建具表による
	○内部			※ 建具表による
○鋼製軽量建具				※ 建具表による
・ステンレス製建具				※ 建具表による

新規に建具を設ける場合
壁部分の開口の開け方 ※ 図示
新規建具周囲の補修工法及び範囲 ※ 図示 ・

② 防火戸 ・適用する 指定箇所（※ 建具表による ・ ） [5．1．4]

3 建具見本の製作 ※ 製作しない ・製作する（・納まり等が分かる程度のもの ・ ） [5．1．5]

4 防犯建物部品 ・適用する 適用箇所（※ 建具表による ・ ） [5．1．7]

5 アルミニウム製建具 性能値等 [5.2.2～5] [表5.2.2]
・耐風圧性の等級（ ）、気密性の等級（ ）、水密性の等級（ ）
※ 改修標準仕様書表5.2.1による種別
外部に面する建具の種別 ・A種（建具符号：・全て ・建具表による ・ ）
・B種（建具符号：・全て ・建具表による ・ ）
・C種（建具符号：・全て ・建具表による ・ ）
防音ドア、防音サッシの遮音性の等級（ ）
防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）
断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）
耐震ドア 面内変形追従性の等級（ ）
（建具符号：・建具表による ・ ）
ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1
枠の見込み寸法 ※ 建具表による ・

表面処理
外部に面する建具 種別 ・BB-1種 ・BB-2種 ・
色合等 ※ 標準色（ ） ・特注色（ ）

屋内の建具 種別 ・BC-1種 ・BC-2種 ・
色合等 ※ 標準色（ ） ・特注色（ ）

結露水の処理方法 ※ 図示 ・
水切り板、ぜん板 ※ 図示 ・

6 網戸等 [5.2.3]

種類	材質	線径	網目
・防虫網	※ 合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス（SUS316）製	※ 0.25mm以上 ・	※ 16～18メッシュ ・
・防鳥網	ステンレス（SUS304）線材	1.5mm	網目寸法15mm

7 樹脂製建具 [5.2.2][5.3.2～5]
性能値等
・耐風圧性の等級（ ）、機密性の等級（ ）、水密性の等級（ ）
※ 改修標準仕様書5.3.1による種別
外部に面する建具 ・A種（建具符号：・全て ・建具表による ・ ）
・B種（建具符号：・全て ・建具表による ・ ）
・C種（建具符号：・全て ・建具表による ・ ）
防音ドア、防音サッシの遮音性の等級 ・T－1 ・T－2
（建具符号：・建具表による ・ ）
断熱ドア、断熱サッシ の断熱性の等級 ・H－4 ・H－5 ・H－6
（建具符号：・建具表による ・ ）
枠の見込み寸法 ※ 建具表による
表面色 ※標準色 ・特注色
水切り板、ぜん板 ※ 図示
ガラス ※ 複層ガラス

⑧ 鋼製建具 [5.2.2][5.4.2～4] [表5.4.2]
性能等級（建具符号：・建具表による ・ ）
簡易気密型ドアセット ・適用する
外部に面する面する建具の耐風圧性 ・S－4
・S－5
・S－6
防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（ ）
断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（ ）
耐震ドア 面内変形追従性の等級（ ）
ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1
鋼板類の厚さ ※ 改修標準仕様書表5.4.2による

9 鋼製軽量建具 [5.2.2][5.5.2～4]
性能等級（建具符号：・建具表による ・ ）
簡易気密型ドアセット ・適用する
防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（ ）
断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（ ）
耐震ドア 面内変形追従性の等級（ ）
鋼板の材料 ※ 亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板
ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1
鋼板類の厚さ ※ 改修標準仕様書表5.5.1による
召合せ、縦小口包み板の材質 ※ 鋼板

10 ステンレス製建具 [5.2.2] [5.4.2] [5.6.2～5]
性能等級（建具符号：・建具表による ・ ） [5.7.2、3]
簡易気密型ドアセット ・適用する
外部に面する面する建具の耐風圧性 ・S－4
・S－5
・S－6
防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（ ）
断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（ ）
耐震ドア 面内変形追従性の等級（ ）
ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 ・
表面仕上げ ※ HL ・鏡面仕上げ ・
ステンレス鋼板の曲げ加工 ※ 普通曲げ ・角出し曲げ（・ａ角 ・ｂ角 ・ｃ角）

⑪ 建具用金物

金物の種類及び見え掛り部の材質等
※ 改修標準仕様書表5.1.1及び適用は建具表による ・
金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※ 改修標準仕様書表5.7.2による
樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※ 標準仕様書表5.7.3による ・
握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置 ※ 建具表による ・

錠前類
【シリンダ箱錠及びシリンダ本締まり錠】
（品質）
デッドボルトの出寸法は17mm以上とする。 鍵付きのものはマスターキー、グランドマスターキー、コンストラクションキーなどのキーシステムが構築できるものとする。
（性能）
<使用頻度による性能>
1)（シリンダ箱錠のみ）ラッチボルトの開閉繰り返し試験（40万回）を行った後、ハンドルでの開閉操作力及びラッチング力が試験前の2倍未満であり、動作に支障がない。
2)キーによるデッドボルトの施解錠繰り返し試験（10万回）を行った後、 試験前の回転トルクの2倍未満であり、施解錠操作に支障がない。（シリンダ本締り錠のみ）シリンダ単体の施解錠繰り返しの評価は、シリンダ だけの回転トルクが10N・ｃｍ以下とする。
3)キーによる施錠機構の施解錠繰り返し試験（10万回）を行なった後、 試験前の回転トルクの2倍未満であり、施解錠操作に支障がない。
4)キーの抜き差し繰り返し試験（10万回）を行なった後、キーの抜き差 しに要する荷重は10N以下である。また、未使用の合鍵でシリンダが回転でき、かつ、1箇所1段差浅い刻みもつ異なるキーでは、シリンダが回転しないこと。（キーに加えるトルクは、150N・ｃｍとする）
<外力に対する性能 >
1)デッドボルトの押込み強度試験（10ＫＮ）を行なった後、荷重を除い ときのデッドボルトの出寸法は8mm以上であること。
2)デッドボルトの側圧強度試験（10ＫＮ）を行なった際、加圧板がデッドボルトを通過しない。
3)デッドボルトの押込み強度（衝撃荷重）試験（58.8ｊ）の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態（デッドボルトの突出量が8mm未満）にならないこと。
4)デッドボルトの側圧強度（衝撃荷重）試験（58.8ｊ）の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態（加圧板がデッドボルトを通過した状態）にならないこと。
5)（シリンダ本締り錠はグレード3以上の影響錠の場合）ストライクプレートの厚さ1.5mm以上のステンレス鋼製とし、トロヨケは厚さ1.6mm以上の鋼製の一体絞りとする。又はストライクの強度と同等以上の強度をもつものとする。
<使用扉の質量に対する性能（シリンダ箱錠のみ）>
1)ラッチボルトの側圧強度試験（4ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドル操作及びラッチングに支障がない。
2)レバーハンドルのねじり強度試験（3.5ＫＮ・ｃｍ）を行なった後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
3)握り玉のねじり強度試験（3ＫＮ・ｃｍ）を行なった後、トルクを除いたとき、握り玉が正常に作動していること。また、施錠時握り玉が固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
4)ハンドルの引張強度試験（2ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
5)ハンドルの垂直荷重強度試験（2ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
<錠>
1)かぎ（鍵）数は、1.5万以上とする。ただし、異なるキーウェイ形状であっても、共通のキーセクションが存在する場合は、有効かぎ（鍵）違い数とみなさないものとする。
2)同一タンブラーの使用数は、60%以下とする。また、６本タンブラーにおいては、キーの同一刻みは、最大2連続までとしていること。
試験方法は、JIS A 1541-1（建築金物－錠－第１部：試験方法）による。
【レバーハンドル】
（性能）
<ねじり強度>
レバーハンドルのねじり強度試験（3.5ＫＮ・ｃｍ）を行なった後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。
<引張り強度>
ハンドルの引張強度試験（2ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドル が正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、 施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。
<垂直荷重強度>
ハンドルの垂直荷重強度試験（2ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障が ないこと。
試験方法は、JIS A 1541-1（建築金物－錠－第１部：試験方法）による。

クローザー類
（品質・性能）

区分			① ドアクローザー		② ヒンジクローザー		③ フロアヒンジ	
性能試験項目								
初期値	閉じ力及び効率による区分（注1）（注2）	Grade2 番手	閉じモーメント（N・m）	効率（%）	閉じモーメント（N・m）	効率（%）	閉じモーメント（N・m）	効率（%）
		1	5以上	30以上	5以上	30以上	5以上	30以上
		2	10以上	30以上	10以上	30以上	10以上	30以上
		3	15以上	35以上	15以上	35以上	15以上	35以上
		4	25以上	40以上	25以上	40以上	25以上	40以上
		5	35以上	45以上	35以上	45以上	35以上	45以上
		6	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上
	閉じ速度（秒）		常温（5～35℃）無風状態において、開扉（70°）から全閉（0°）までの時間が5～8秒に調整できること。					
	温度依存性（℃）		緩衝油の流動点は、JIS K 2269(原油及び石油製品の流動点並びに石油製品重り点試験方法）により測定し、－15℃以下であること。					
	ストップ力	ストップ入力	60N・m以下 但し、コンシールド型は200N・m以下		100N・m以下		100N・m以下	
		ストップ解除力	8N・m以上		3N・m以上		10N・m以上	
	バックチェック性能（秒）（バックチェック機能を有する機種のみ適用）		ドア開扉方向に荷重60N/m2を開扉50°から負荷する。バックチェック開始角度（70～85°）から更に20°まで開くまでの時間は0.8秒以上としていること。		－		－	
	ディレードアクション性能（秒）ディレード アクション解除角度（60～75°）（ディレードアクション機能を有する機種のみ適用）		開扉90°の位置からディレードアクション解除角度までの時間が10秒以上確保でき、また、その時間の調整が可能であること。		－		－	
	戸の閉鎖位置（中心吊り込み両自由のみに適用）		－		－		±3mm以内	
耐久性	繰返し開閉後の閉じモーメント（N・m）	Grade2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	
	繰返し開閉後の効率（%）	Grade2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	
	繰返し開閉後の閉じ速度（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。					
	繰返し開閉後のバックチェック性能（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		－		－	
	繰返し開閉後のディレードアクション性能（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		－		－	
	繰り返し開閉後の戸閉鎖位置（mm）		－		－		耐久試験後±6mm以内	
耐久性の試験回数（繰り返し開閉回数）		Grade2	20万回		10万回		30万回	

注1.パラレル取付けは、右記の閉じモーメントの70%程度までとする。
注2.コンシールド型は右記の閉じモーメントの50%程度までとする。
Grade1を選定する場合は、図示による。
（試験方法）
1）性能試験は、JIS A 1510-3（建築用ドア金物の試験方法－第３部：フロアヒンジ、ドアクローザ及びピンクローザ）に規定する試験方法による。
2）試験ドアの質量は、1番手は25ｋｇ、2番手は40ｋｇ、3番手は60ｋｇ、4番手は80ｋｇ、5番手は100ｋｇ、6番手は120ｋｇとする。

12 鍵 [5.7.4]
マスターキー ※ 製作する（ 組） ・製作しない ・既存に組込む
鍵の製作本数 ※ 各室３本１組（室名札付き）
鍵箱 ・設ける（ 個用 組） ・設けない

13 自動ドア開閉装置 [5.8.2、3]
引き戸用駆動装置
性能値
※ 改修標準仕様書表5.8.1による
種類 ・SSLD-1 ・SSLD-2 ・DSLD-1 ・DSLD-2
多機能トイレ出入口引き戸用駆動装置
性能値
※ 改修標準仕様書表5.8.2による
引き戸用検出装置の種類は、多機能トイレスイッチとする
引き戸用検出装置
性能値
※ 改修標準仕様書表5.8.3による
種類 ・光線（反射）センサー ・熱線センサー ・音波センサー ・光電センサー
・電波センサー ・タッチスイッチ ・押しボタンスイッチ
戸の開閉方式 ※ 建具表による
防鎖 ・適用する ・適用しない
凍結防止措置 ・適用する ・適用しない

14 自閉式上吊り引戸装置 [5.9.3]
性能値等 ※ 標準仕様書表5.9.1による
（試験方法）
（１）耐久性（開閉繰り返し）試験
閉については外力によらず、試験体の自閉装置及び制御装置のみにより戸を開端位置から閉端位置までの作動を確認できる試験を行う。同試験に用いる試験体は片引戸とし、開口内法有効高さ2,000mm、幅は最大寸法とする。適用戸総質量の区分毎に試験を行う。自閉装置、制御装置は10万回以上の呼点で1回のみ調整を行えるものとし、また、その他の制御装置については メーカーの耐久性能試験成績書において2万回以上の耐久性能を確認することで、試験に代えることができるものとする。
（２）耐衝撃性試験
落下高さ17ｃｍにて、ドアの中央部にドアが外れる方向に衝撃を与える。
耐衝撃性試験に用いる試験体は片引戸、開口内法有効寸法は高さ2,000mm、幅900mmとする。
適用戸総質量の区分毎に試験を行う。
（３）気密性能試験
JIS A 1516「建具の気密性試験方法」による。

15 重量シャッター [5.10.2、3]
シャッターの種類 ・管理用シャッター 耐風圧強度（ ）N/m2
・外壁用防火シャッター 耐風圧強度（ ）N/m2
・屋内用防火シャッター
・防煙シャッター
開閉方式の種類 ※ 上部電動式（手動併用） ・上部手動式
二重チェーン、急降下制動装置、急降下停止装置を設けた電動シャッターの設置箇所
※ 図示
障害物感知装置を設けた電動シャッターの設置箇所 ※ 図示 ・
屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止機構の設置箇所 ※図示
適用する危害防止機構 ※ 改修標準仕様書5.10.2(4)(a)かつ(c)
・改修標準仕様書5.10.2(4)(b)かつ(c)
管理用シャッターのシャッターケース ・設ける ・設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類 ※ JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき及び鋼帯）
めっきの付着量 ※ Z12又はF12を満足するもの
ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 ・

16 軽量シャッター [5.11.2～4]
開閉方式の種類 ※ 手動式 ・上部電動式（手動併用）
耐風圧強度（ ）N／m2
スラットの材質の種類
※ JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼板）
めっきの付着量（ ※ Z06 又はF06を満足するもの ・ ）
・JIS G 3312（塗装溶融５％アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼板）
めっきの付着量（ ※ AZ90を満足するもの ・ ）
スラットの形状 ※ インターロッキング形 ・オーバーラッピング形
シャッターケース ※ 設ける ・設けない
ガイドレール（中柱共）の材質 ※ ステンレス鋼板（SUS304） 厚さ1.0mm

座板の材質（屋外の場合） ※ ステンレス製既製品 ・

17 オーバーヘッドドア [5.12.2、3]

セクション材による区分	耐風圧性能区分（Ｐａ）	開閉方式による区分	収納方式による区分	ガイドレールの材料
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・175（1750） ・125（1250） ・100（1000） ・75（750） ・50（500）	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板

電動式タイプで障害物感知装置を設ける箇所 ※図示 ・

18 木製建具 （16．7．2～4）
建具材の加工、組立時の含水率 ※ B種 ・
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
※ 規制対象外 ・
表面材の合板の種類

合板の種類	規格等	備考
・普通合板	表面の樹種 生地、透明塗料塗り （ ※ ラワン合板程度 ・ ） 不透明塗料塗り （ ※ しな合板程度 ・ ） 板面の品質（ ） 接着の程度（ ・1類 ・2類）	
・天然木化粧合板	樹種名（ ） 接着の程度（ ・1類 ・2類）	
・特殊加工化粧合板	化粧加工の方法 （ ・オーバーレイ ・プリント ・塗装） 表面性能（ ）タイプ 接着の程度（ ・1類 ・2類）	

表面板の厚さ ※標準仕様書表16.7.6による ・
・かまち戸
かまち樹種（ ） 鏡板樹種（ ）
見込み寸法 ※建具表による ・
・ふすま
張り種別（ ・Ⅰ型 ・Ⅱ型）
上張り（押入等の裏側以外） ・島の子 ・新島の子又はビニル紙程度
縁仕上げ ・塗り縁 ・生地縁（素地） ・生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
見込み寸法 ※ 建具表による ・
・戸ふすま 見込み寸法 ※ 建具表による ・
・紙張り障子 見込み寸法 ※ 建具表による ・
枠の材料 ※ 木製枠（６室内装改修工事による）
・鋼製枠（※亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板）
くつずりの材料 ※ ステンレス鋼板

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所 広島県知事登録17（１）第0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士 第102449号 岡田文夫

JOB. NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2019. 02.		市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校外５校）	2A / 02	A-2：100%
CH.	PL.	DR.	NAME （第二中学校）建築改修工事特記仕様書（２）		A-3：71%
					A-4：50%

出典：国土地理院

付近見取図

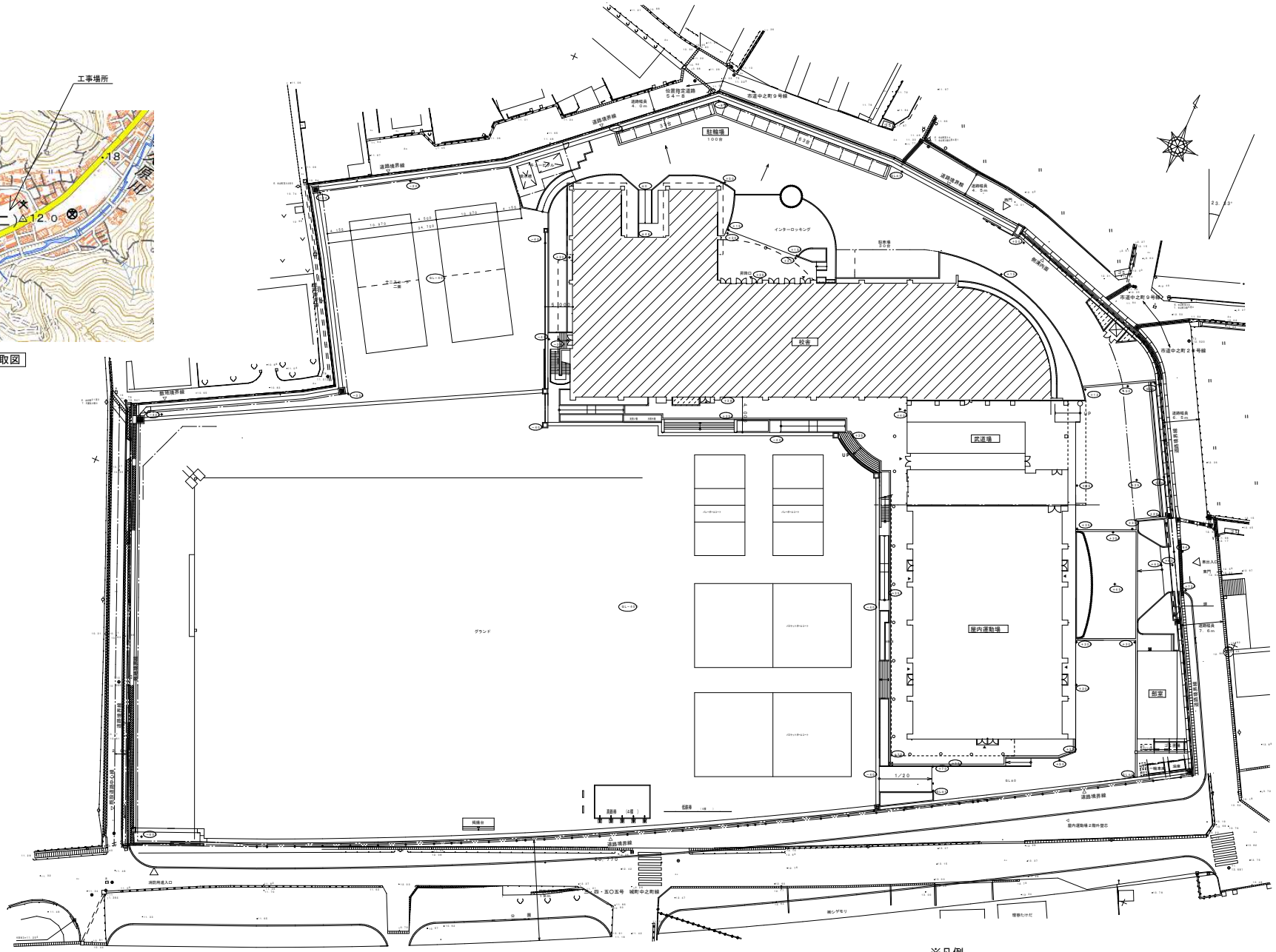

配置図　S=1/500

※凡例

― 改修建物を示す

作業日には施設管理業務の警備員（１名/日）を見込む

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録17（１）第0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB. NO.	DATE 2020. 06.	SCALE 1/500	TITLE 市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校外５校）	NO. 2A / 03	図面縮小率
			CH.	PL. / DR.		NAME （第二中学校）付近見取図、配置図		A-2：100%
								A-3：71%
								A-4：50%

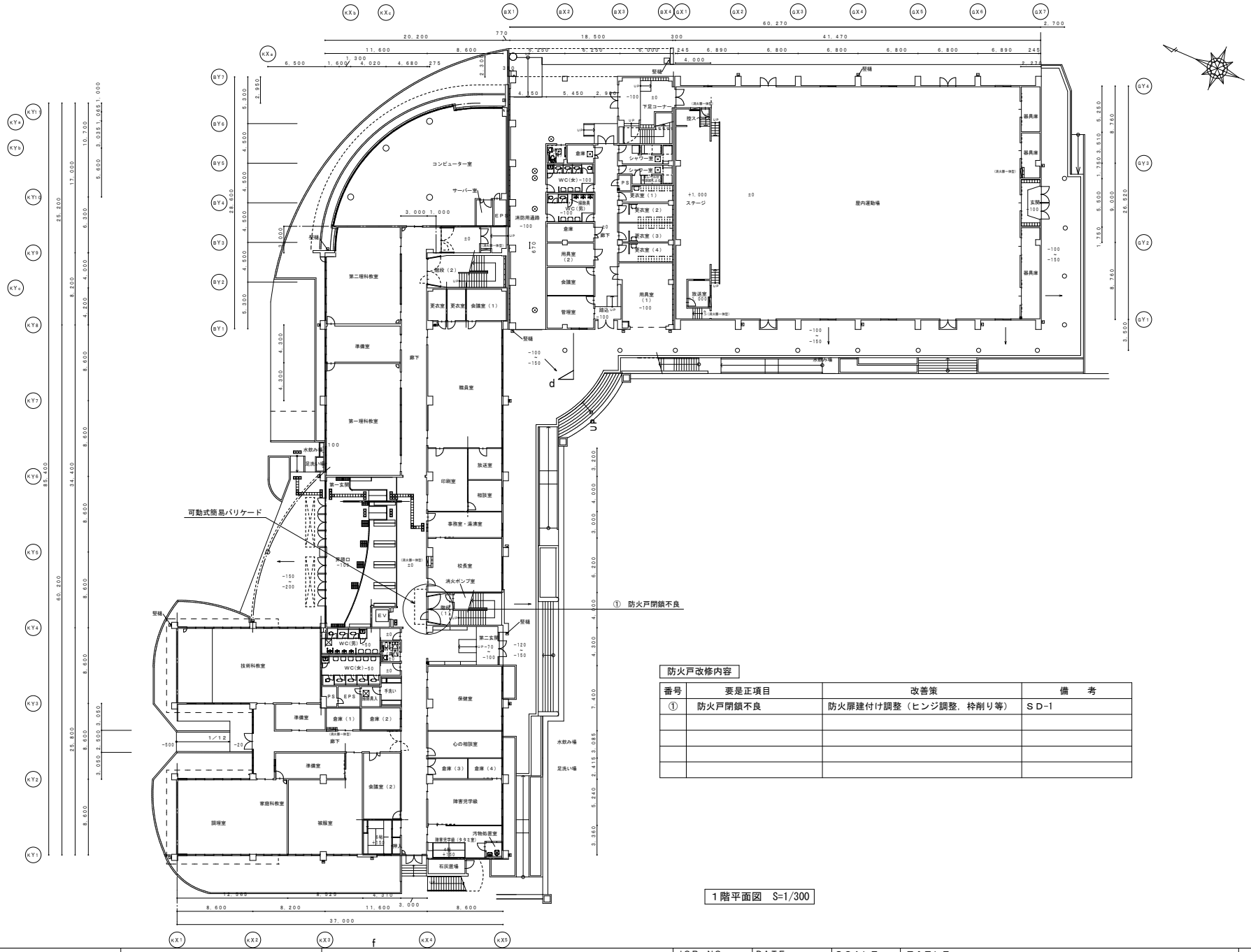

防火戸改修内容

番号	要是正項目	改善策	備　考
①	防火戸閉鎖不良	防火扉建付け調整（ヒンジ調整，枠削り等）	ＳＤ-1

１階平面図　S=1/300

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録17（１）第0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB. NO.	DATE	SCALE
	2020. 06.	1/300
CH.	PL. / DR.	

TITLE　市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校外５校）

NAME　（第二中学校）１階平面図

NO.　2A / 04

図面縮小率
A-2：100%
A-3：71%
A-4：50%

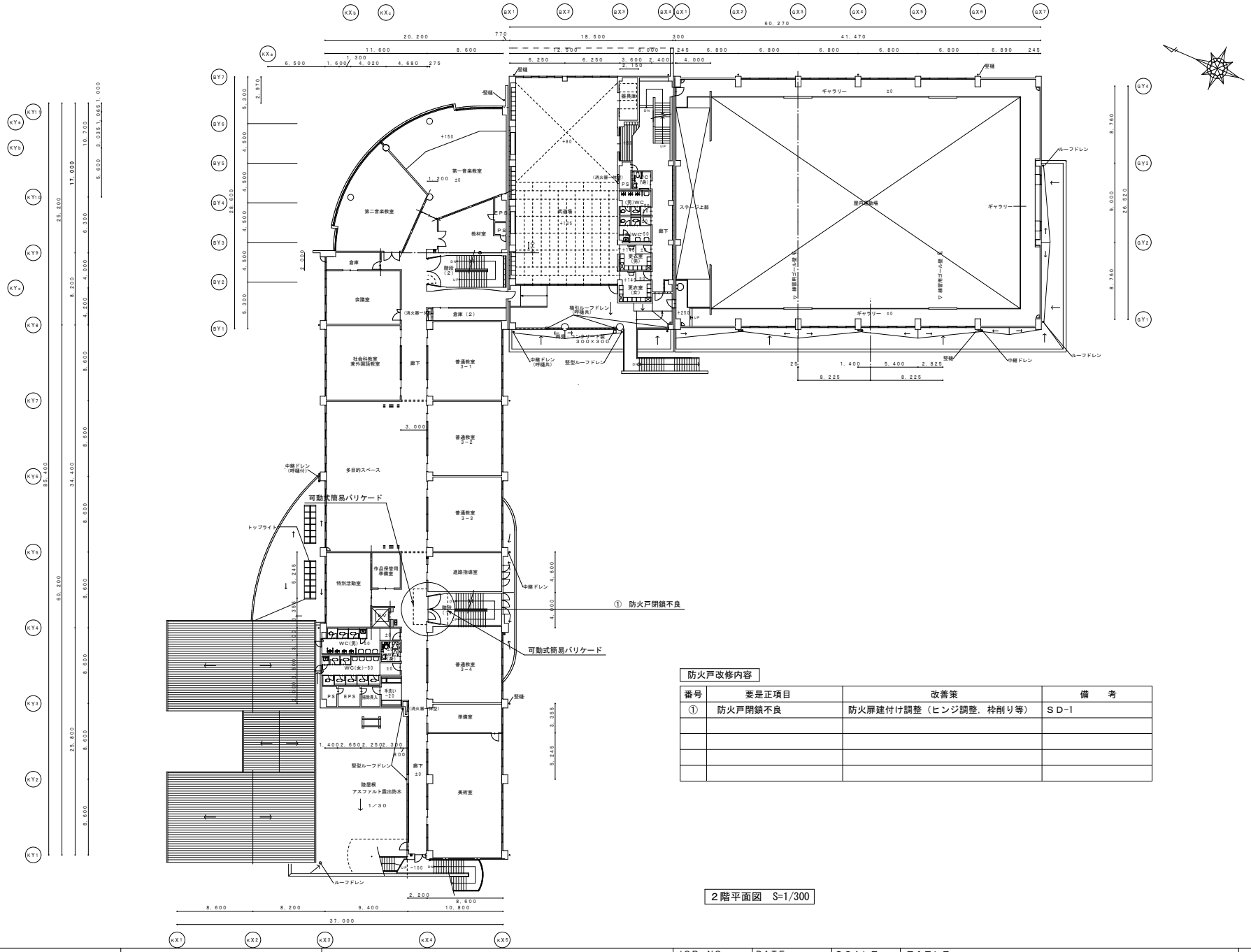

防火戸改修内容

番号	要是正項目	改善策	備　考
①	防火戸閉鎖不良	防火扉建付け調整（ヒンジ調整，枠削り等）	ＳＤ-1

２階平面図　S=1/300

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録17（１）第0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB. NO.	DATE 2020. 06.	SCALE 1/300	TITLE 市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校外５校）	NO. 2A / 05	図面縮小率
			CH.	PL. DR.		NAME （第二中学校）２階平面図		A-2：100% A-3：71% A-4：50%

記号　数量	（第二中学校）SD－１　　２ヶ所　　１階２階中央階段	（第五中学校）ＳＤ－１　　１ヶ所　　特別教室棟２階階段室	（第五中学校体育施設）ＳＤ－１　　１ヶ所　　２階階段室
姿　図	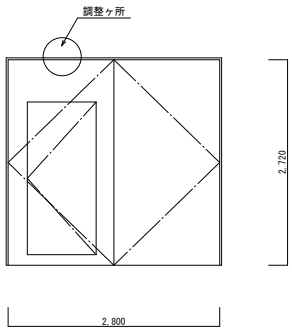	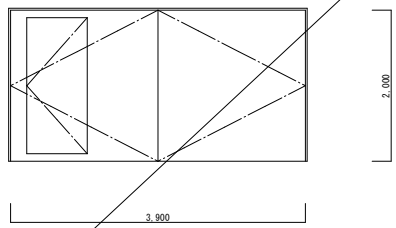	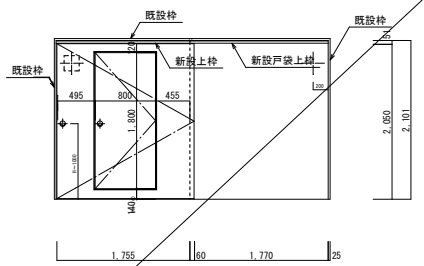 ※詳細は別図による。
種　類	くぐり戸付き両開き防火戸	くぐり戸付き両開き防火戸	くぐり戸付き両開き防火戸
仕　上	SOP補修塗装		
金　物	フロアヒンジ再利用　ケースハンドル再利用　レリーズ再利用	順位調整器交換（ＪＣＮ-350同等品）、レリーズ装置取替（ＮＳＳ-ＤＬ-3ＤＬ同等品）	
硝　子			
備　考	防火扉建付け調整（ヒンジ調整，枠削り等）		
記号　数量	（第五中学校体育施設）ＳＤ－１１　　１ヶ所　　武道館３階階段室	（大和中学校）SD－１　　１ヶ所　　２階中央階段	
姿　図	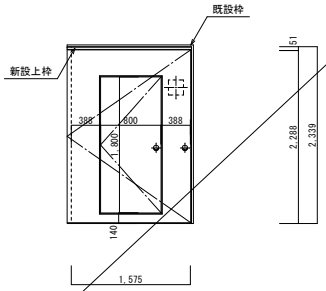 ※詳細は別図による。	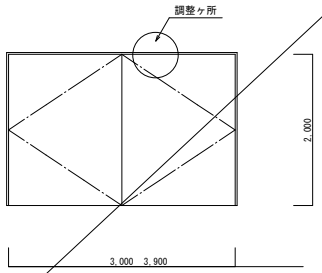	
種　類	片開き防火戸	くぐり戸付き両開き防火戸	
仕　上		補修塗装	
金　物		フロアヒンジ交換（55Ｆ同等品）	
硝　子			
備　考		防火扉建付け調整	

符号の略号
- ＳＤ　鋼製扉
- ＡＤ　アルミ製扉
- ＡＷ　アルミ製窓
- ＷＤ　木製扉
- ＬＳＤ　軽量鋼製扉

ガラスの略号
- 複層　Low-E複層ガラス
- Low-E　遮熱高断熱Low-E膜（ｺｰﾃｨﾝｸﾞ）ｶﾞﾗｽ
- Ａ　空気層
- 強化　強化透明ガラス
- 強化型板　強化型板ガラス
- フロート　透明ガラス
- 型板　型板ガラス
- 網入型板　網入型板ガラス
- 網入　網入透明ガラス

特記事項	訂正事項							
		一級建築士事務所　広島県知事登録17（１）第0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB. NO.	DATE 2020. 06.	SCALE 1/50	TITLE 市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校外５校）	NO. 2A / 06	図面縮小率
			CH.	PL.	DR.	NAME （第二中学校）建具表		A-2：100% A-3：71% A-4：50%

Ⅰ.工 事 概 要

１．工事名称　　市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校他５校）　仕 様 書
２．工事場所：三原市沼田東町片島532　三原市立第五中学校
３．敷地面積：
４．構造規模：RC造中学校

５．工事種目：防火戸改修工事
６．別途工事
７．調査協力について

本工事は工事中及び竣工後，次の調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。
（１）公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票等の記入提出，発注者の調査実施への協力等）
（２）完成施設事後調査（第１次調査）…引渡後概ね６ヶ月後
（３）完成施設事後調査（第２次調査）…引渡後概ね１年目頃
（４）かし担保調査…建設工事請負契約約款第４１条に定める期間内
（５）公共建築物木材利用事例調査票…工事中に実施（調査票の記入提出，発注者の調査実施への協力等）

８．公衆災害防止措置
（１）工事に際し，工事関係者以外の第三者の生命，身体及び財産の危機，並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること
（２）上記について，「建設工事公衆災害防止対策要綱（平成５年１月１２日付　建設事務次官通達）」に基づき実施すること

９．現状復旧
工事に際し，隣接建物等に損傷を与えた場合は，速やかに現状復旧を行うこと

１０．主要資材等
（１）主要資材を購入しようとする場合は，極力広島県内に営業所・本店を有する業者に発注するものとし，予め購入先の名称所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする
（２）当該工事に使用する砂については，海砂（県外産を含む）を使用しないこと
（３）この工事の施工に際し，やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は，原則として広島県内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする

Ⅱ.建築改修工事仕様

１．図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成３１年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
図面，本特記仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない事項は，国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編（平成３１年版）」以下、「標準仕様書」という。）による。
２．特記仕様
（１）項目は番号に○印のついたものを適用する
（２）特記事項は○印のついたものを適用する
　　○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する
　　○印と ㊟ 印のついた場合は共に適用する
（３）項目に記載［　］の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　　（　）の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（４）工事施工上必要な官公署その他への諸手続き及び届出は，全て受注者の負担において遅滞無く行うこと
（５）関係法令の改正等により（条例を含む）、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議すること。
（６）材料及び製造所等の記載は順不同である

章		項　目	特　記　事　項

1 一般共通事項

①　適用基準等

※公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版）
※建築工事標準詳細図　国土交通省官房官庁営繕部監修（最新版）
※建築工事公衆災害防止対策要綱　　※建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定）
※建築工事安全施工技術指針　　※再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定）
※県産木材の利用促進に関する指針

図面，本特記仕様書，標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。
※建築物解体工事共通仕様書　平成31年版　　国土交通省大臣官房官庁営繕部

2　電気保安技術者［１．３．３］

※配置する

3　工事実績情報の登録［１．１．４］

受注者は，受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について，工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき，受注，変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し，監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また，途中変更時の登録が必要な場合とは，工期の変更，技術者の変更があった場合とする。

④　施工条件［１．３．５］

下記以外は現場説明書による。
・施工時間帯　　（※指定あり　　）
・部位別の施工順序　（※図示　・　）
・工事車両の駐車場所　（※図示　・　）
・資機材置場　（※図示　・　）
・建設発生土仮置場　（※図示　・　）

⑤　工事安全計画書

建築工事安全施工技術指針及び建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）を参考に、工事の施工に先立ち工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を監督職員に提出する

6　発生材の処理等［１．３．１２］

・引渡しを要するもの（　　）
・特別管理産業廃棄物（　　）
　処理方法（　　）
・現場において再利用を図るもの（　　）
・再生資源化を図るもの
　・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材
・PCB含有シーリング材の処理
　・第一次判定
　　現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。
　　　採取箇所数　計　箇所
　　　採取箇所　※図示
　・第二次判定
　　専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。
　　　分析個数　計　箇所
　・除去処理工事
　　　除去範囲　※図示
・せっこうボードの処理
　・石綿含有せっこうボード　改修特記仕様書第８章環境配慮改修工による
　・ひ素・カドミウム含有せっこうボード
　　・製造業者に回収委託
　　・埋立処分（管理型最終処分場）

・石綿含有、ひ素・カドミウム含有以外のせっこうボード
　・再生資源化（再資源化施設）　・最終処分（管理型最終処分場）
（１）本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市，呉市，福山市）が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること
ただし，建設廃棄物が破砕等（選別を含む）により有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理すること（原則，県内処分）
（２）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，前記（１）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から，運搬費と受入れ費（平日の受入れ費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き，再資源化に要する費用（単価）は変更しない
（３）本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので適正に処理すること。なお，広島県産業廃棄物埋立税は見込んでいる

7　建設発生土

※場外指示の場所に処分　・場外搬出適切処理　・場内指示の場所に敷き均し
・場内指示の場所に堆積
・当該工事により発生する建設発生土は，次の公の関与する埋立地に搬出するものとする
搬出場所
※当該工事により発生する建設発生土は，「建設発生土処分先一覧表」に掲載されている施設のいずれかに搬出するものとする。また搬出先として，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地（一時堆積を含む）を見込んでいる。したがって，正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用は変更しない。なお，工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により，上記の仕様に拠り難い場合は，監督職員と協議するものとする

8　環境への配慮［１．４．１］

化学物質を放散させる建築材料等
本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の（１）から（４）を満たすものとする
（１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する
（２）接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する
（３）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジーｎーブチル及びフタル酸ジー２ーエチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する
（４）（１）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする
また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
①建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
②建築基準法施行令第２０条の第７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
④建築基準法施行令第２０条の第７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づき制定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については，他の特記事項及び図面表記の範囲内で，環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする

9　材料の品質等［１．４．２～５］

材料・機材等の品質及び性能
（１）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする
（２）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。
（３）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする
（４）本工事に使用する材料のうち、（５）に指定する材料の製造業者等は、次の①～⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない
①品質及び性能に関する試験データを整備していること
②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること
③安定的な供給が可能であること
④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること
⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。
（５）製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型枠用鋼製デッキプレート	オーバーヘッドドア
鉄骨柱下無収縮モルタル	防水剤
無収縮グラウト材	現場発泡断熱材
乾式保護材	フリーアクセスフロア
既成調合モルタル	可動間仕切
ルーフドレン	移動間仕切
吸水調整材	トイレブース
アルミニウム製建具	煙突用成形ライニング材
鋼製建具	天井点検口
鋼製軽量建具	床点検口
ステンレス製建具	グレーチング
錠前類	屋上緑化システム
クローザ類	トップライト
自動扉機構	エポキシ樹脂
自閉式上吊り引戸機構	ポリマーセメントモルタル
重量シャッター	既成調合目地材
軽量シャッター	鋳鉄製ふた

10　特別な材料の工法

標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品等の指定工法による

11　施工数量調査［１．５．２］

調査範囲　※外壁（庇，笠木共）　・屋根　・図示
調査方法　※テストハンマーによる打診及び目視　・図示
外壁調査は、外壁改修フローに対応する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う
屋根調査は、防水面のひび割れ、浮き、欠損部、目地欠損部及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。
また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督職員に２部提出する（必要に応じ写真等を添付する）

12　調査のための破壊部分の補修［１．５．３］

補修方法　※図示
補修範囲　※図示

13　技能士［１．６．２］

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	とび作業
防水改修工事	防水施工	アスファルト防水工事作業
		ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
		アクリルゴム系塗膜防水工事作業
		合成ゴム系シート防水工事作業
		塩化ビニル系シート防水工事作業
		セメント系防水工事作業
		シーリング防水工事作業
		改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
		ＦＲＰ防水工事作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業
	左官	左官作業
	タイル張り	タイル張り作業
建具改修工事	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	ガラス工事作業
	自動ドア施工	自動ドア施工作業
	ガラス用フィルム施工	建築フィルム作業
塗装改修工事	塗装	建築塗装作業
内装改修工事	タイル張り	タイル張り作業
	建築大工	大工工事作業
	建築板金	鋼製下地工事作業
		内外装板金作業
	左官	左官作業
	内装仕上施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
		カーペット系床仕上げ工事作業
		ボード仕上げ工事作業
	表装	壁装作業
耐震改修工事	とび	とび作業
	鉄筋施工	鉄筋組立作業
	型枠施工	型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
	鉄工	構造物鉄工作業
環境配慮改修工事	配管	・建築配管作業
	路面表示施工	・溶融ペイントハンドマーカー工事作業
		・加熱ペイントマシンマーカー工事作業
	造園	・造園工事作業

※技能士においては，積極的な活用を図ること。

14　化学物質の濃度測定［１．６．９］

（１）図示した室のホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する
測定箇所は仕上表により、施工方法は施工条件明示による
パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う
①３０分間換気
測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する
②５時間閉鎖
①の後、測定対象室のすべての窓及び扉を５時間閉鎖する
ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする
③測定
イ　②の状態のままで測定する
ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する
ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする
④分析
測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する
⑤その他
監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けること
（２）木材の防腐・防蟻処理剤は，クロルピリホス，ダイアノジン及びフェノブカルブを含有しない薬剤とし，加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い十分乾燥させた後現場に搬入する
（３）保温材，断熱材，緩衝材については，ホルムアルデヒドを発散しないか発散が極めて少ないF☆☆☆☆等級のものとする
（４）塗料，壁紙，仕上塗材，合板，接着剤等で屋内に面するものについては，ホルムアルデヒドを発散しないか，発散が極めて少ないF☆☆☆☆等級のものとする
（５）屋内に面して用いる材料は，上記（２）～（４）に適合した上で，揮発性有機化合物の発散が無い若しくは極めて少ないものを選択するように努め，（１）の規定を満たすこと

15　中間技術検査［１．７．２］

※行う（回数及び時期については監督職員の指示による）　・行わない

⑯　工事写真等

下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の作成は「営繕工事写真作成要領」によるものとする
（１）工程写真
工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする
（２）工事中写真
水中又は地下に埋設される部分，その他完成後外部から検査・確認する事が出来なくなる部分，及びその他監督職員が指示する箇所は，Ａ４版写真台帳にまとめて完成検査日までに提出するものとする
【提出部数】：１部
（３）完成写真
【撮影箇所】建物外観各方向，主要箇所，主要室内その他監督職員が指示する箇所
【規格・提出部数】※Ａ４版クリアファイル　部　・Ａ４版写真台帳　部
【完成写真の撮影業者】・監督職員の承諾する撮影業者
（４）その他の写真
隣接建物等に損傷のおそれがある場合は，施工前・施工後の写真（カラー・キャビネ版）を監督職員の指示により提出するものとする
（５）保管
工事写真のネガ・データは，受注者において工事完成後２年間保管すること

⑰　完成時の提出図書

※提出を要する　完成図書：１部
竣工図の種類（※全て　・　）
竣工図の作成方法　CAD（ＣＡＤデータの提出（※要　・不要））
原図　.※普通紙　・ 不要
竣工図　二つ折製本（・ A1版　部　・A2版　部　・ A3版　部）
竣工図は原則として原図にて修正を行い，施工図・保全に関する資料で必要なものの提出は監督職員の指示による
なお，１８　電子納品で対象工事である場合は，加えて電子成果品を　２部提出すること
・型式台帳
型式台帳は，監督職員が指定する様式で作成する。建物で使用する部材，機器を記入し提出すること。

18　電子納品

※電子納品対象工事とする
電子納品とは，「調査，設計，工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは，「営繕工事電子納品要領（以下，要領という）」に基づいて作成されたものを指す
成果品については，「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については，原則として電子データを提出する義務はないが，「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上，電子化の是非を決定する
また，成果品提出の際には，ウイルス対策を実施したうえで提出すること

19　工事中情報共有システム

（１）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること
（２）本工事で使用する情報共有システムは次とする
広島県工事中情報共有システム（http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html）
（３）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする
（４）受注者は，監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合，協力しなければならない

⑳　施工図及び施工計画書

提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする

21　設備工事との取合い

設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける

22　撤去部分

コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする

23　適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる
基準風速　Ｖｏ＝　ｍ／ｓ
地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ
積雪区分　平成12年5月31日建設省告示第１４５５号　別表（　）

㉔　騒音・振動の防止

「低騒音型・低振動型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用する

㉕　施工中の安全確保

・同一場所で別契約の関連工事が行われる場合は，労働安全衛生法第３０条第２項に基づき，当該工事について，同条第１項に規定する措置を講ずべき者として本工事現場代理人を指名する
・労働安全衛生法第１５条に基づく統括安全衛生責任者を選任したときは，本契約後直ちに「統括安全衛生責任者選任届出書」（任意様式）を提出すること

㉖　実施工程表［１．２．１］

工事期間は建築設備を含んだ期間とし，工事全体を把握して作成し，監督職員の承諾を受ける

㉗　工程報告

別紙様式による期間別工事工程報告書を毎月２回１部提出すること

28　保証書

次の工事について保証書を提出すること

工事区分	材　料　名	保証年数	備　考
・防水改修工事	・アスファルト防水	年	
	・改質アスファルトシート防水	年	
	・合成高分子ルーフィング防水	年	
	・塗膜防水	年	
・外壁改修工事	・下地補修	年	
	・塗装	年	
		年	

2 仮設工事

1　足場その他

「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては，同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の⑵手すり据置き方式又は⑶手すり先行専用足場方式により行う。
・内部足場の種別　・ 設置する（※脚立、足場板等　・枠組足場　・ 設置しない
・外部足場の種別　・ 設置する（※枠組足場　・　）・ 設置しない
・外部足場の防護シート　・ 設置する（※メッシュシート　・防音シート）　・ 設置しない
材料、撤去材等の運搬方法　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種
　・Ｃ種のエレベーター（　）
　・Ｄ種の階段（　）

②　既存部分の養生

養生方法
・既存部分の養生方法　※ビニルシート，合板等による
・既存部分における既存家具等の養生　※ビニルシート等による
・既存ブラインド、カーテン等の養生　※ビニールシート等による　・
　保管場所　※構内既存施設内　・
既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

3　仮設間仕切り

仮設間仕切り及び仮設扉の設置個所　・図示
仮設間仕切りの種別と材質等
・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・図示
Ａ、Ｂ種の表面材　※石こうボード　・合板
Ａ、Ｂ種の片面への塗装等　・行う　※行わない
Ａ種のグラスウール等の充填材
　※行う（ＪＩＳ　Ａ　６３０１グラスウール吸音材２号３２Ｋ厚５０㎜）
　・行わない
仮設扉　（・木製　・　）

4　監督職員事務所

・ 設ける　㎡程度　※設けない
※現場に常備する備品等は現場説明書によるほか、監督職員の指示により設置する
・既存建物内の一部を使用する（場所　）
・構内に新設する　規模（　㎡ ）

⑤　工事用水

構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）
　※利用できない

⑥　工事用電力

構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）
　※利用できない

7　工事現場の表示

現場の見やすい位置に監督職員が指示する次の表示板を設置する
※工事名等の表示板（900㎜×600㎜）　・工事概要等の説明看板（900㎜×600㎜）

8　出入口養生

※行う（ベニヤ等）　・行わない

9　セキュリティー設備

既設設備の取り外し，取り付けを行う

⑩　警備員（施設管理業務）

※配置する　・配置しない
配置計画
※大型車両進入時　（　）人／日
⊙常時配置　（ 1 ）人／日
・（　）作業期間　（　）人／日

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録17（１）第0497号
岡 田 建 築 設 計 事 務 所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB. NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2020.07.		市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校他５校）	5A / 01	A-2：100%
CH. / PL. / DR.			NAME（第五中学校）建築改修工事特記仕様書（１）		A-3： 71%
					A-4： 50%

外壁改修フロー及び数量

・コンクリート打放し仕上げ外壁の場合

既存仕上げ材の撤去 ・全面 ※ 図示

外 壁 調 査 （ 施 工 数 量 調 査 ）

ひび割れ部改修

樹脂注入工法（注1）
A）0.2以上0.3未満 0m
A）0.3以上0.5未満 0m
A）0.5以上1.0未満 0m
B） 0m
C） 0m
D） 0m

Uカットシール材充填工法 0m

シール工法 0m

欠損部改修

充填工法 100×300×30mm程度 0ヶ所

鋼鉄筋部補修工法（改修標準仕様書4.3.3(b)）幅100mm程度 0m

下地調整材 ・全面 ※ 図示

仕上塗材仕上げ ・全面 ※ 図示

・モルタル塗り仕上げ外壁の場合

既存仕上げ材の撤去 ・全面 ※ 図示

外 壁 調 査 （ 施 工 数 量 調 査 ）

ひび割れ部改修

欠損部改修

浮き部改修

モルタル撤去 ・しない ・する

アンカーピンニング注入工法

樹脂注入工法（注1）
A）0.2以上0.3未満 0m
A）0.3以上0.5未満 0m
A）0.5以上1.0未満 0m
B） 0m
C） 0m
D） 0m

Uカットシール材充填工法 0m

シール工法 0m

充填工法 0m2

モルタル塗替え工法 0m2

（工法名） 一般部分 0m2 指定部分 0m2

カッター切り 0m

カッター切り 0m

下地調整材 ※ 既存仕上げ面全体 ・図示

仕上塗材仕上げ ※ 既存仕上げ面全体 ・図示

・タイル張り仕上げ外壁の場合

外 壁 調 査 （ 施 工 数 量 調 査 ）

ひび割れ部改修

欠損部改修

浮き部改修

目地改修

タイル撤去 ・する ・しない

アンカーピンニング注入工法

樹脂注入工法（注1）
A）0.2以上0.3未満 0m
A）0.3以上0.5未満 0m
A）0.5以上1.0未満 0m
B） 0m
C） 0m
D） 0m

Uカットシール材充填工法 0m

タイル部分張替工法 0m2

タイル張替工法 0m2

（工法名） 一般部分 0m2 指定部分 0m2

カッター切り 0m

カッター切り 0m

目地ひび割れ改修 mm× mm 0m

伸縮目地改修 mm× mm 0m

（注1）4-2.1、4-3.1及び4-4.2のひび割れ部改修工法における樹脂注入工法の種類を示す

5 建具改修工事

① 改修工法 ［5．1．3］

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
・アルミ製建具				※ 建具表による
・樹脂製建具				※ 建具表による
・鋼製建具	・外部			※ 建具表による
	○内部			※ 建具表による
○鋼製軽量建具				※ 建具表による
・ステンレス製建具				※ 建具表による

新規に建具を設ける場合
壁部分の開口の開け方 ※ 図示
新規建具周囲の補修工法及び範囲 ※ 図示 ・

② 防火戸 ・適用する 指定箇所（※ 建具表による ・ ） ［5．1．4］

3 建具見本の製作 ※ 製作しない ・製作する（ ・納まり等が分かる程度のもの ・ ） ［5．1．5］

4 防犯建物部品 ・適用する 適用箇所（※ 建具表による ・ ） ［5．1．7］

5 アルミニウム製建具 性能値等 ［5．2．2～5］［表5．2．2］
・耐風圧性の等級（ ）、気密性の等級（ ）、水密性の等級（ ）
※ 改修標準仕様書表5.2.1による種別
外部に面する建具の種別 ・A種（建具符号： ・全て ・建具表による ・ ）
・B種（建具符号： ・全て ・建具表による ・ ）
・C種（建具符号： ・全て ・建具表による ・ ）
防音ドア、防音サッシの遮音性の等級（ ）
（建具符号： ・建具表による ・ ）
断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（ ）
（建具符号： ・建具表による ・ ）
耐震ドア 面内変形追従性の等級（ ）
（建具符号： ・建具表による ・ ）
ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1
枠の見込み寸法 ※ 建具表による ・

表面処理
外部に面する建具 種別 ・BB-1種 ・BB-2種 ・
色合等 ※ 標準色（ ） ・特注色（ ）

屋内の建具 種別 ・BC-1種 ・BC-2種 ・
色合等 ※ 標準色（ ） ・特注色（ ）

結露水の処理方法 ※ 図示 ・
水切り板、ぜん板 ※ 図示 ・

6 網戸等 ［5．2．3］

種類	材質	線径	網目
・防虫網	※ 合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス（SUS316）製	※ 0.25mm以上 ・	※ 16～18メッシュ ・
・防鳥網	ステンレス（SUS304）線材	1.5mm	網目寸法15mm

7 樹脂製建具 ［5．2．2］［5．3．2～5］
性能値等
・ 耐風圧性の等級（ ）、機密性の等級（ ）、水密性の等級（ ）
※ 改修標準仕様書5.3.1による種別
外部に面する建具 ・A種（建具符号： ・全て ・建具表による ・ ）
・B種（建具符号： ・全て ・建具表による ・ ）
・C種（建具符号： ・全て ・建具表による ・ ）
防音ドア、防音サッシの遮音性の等級 ・T－1 ・T－2
（建具符号： ・建具表による ・ ）
断熱ドア、断熱サッシ の断熱性の等級 ・H－4 ・H－5 ・H－6
（建具符号： ・建具表による ・ ）
枠の見込み寸法 ※ 建具表による
表面色 ※標準色 ・特注色
水切り板、ぜん板 ※ 図示
ガラス ※ 複層ガラス

⑧ 鋼製建具 ［5．2．2］［5．4．2～4］［表5．4．2］
性能等級（建具符号： ・建具表による ・ ）
簡易気密型ドアセット ・適用する
外部に面する面する建具の耐風圧性 ・S－4
・S－5
・S－6
防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（ ）
断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（ ）
耐震ドア 面内変形追従性の等級（ ）
ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1
鋼板類の厚さ ※ 改修標準仕様書表5.4.2による

9 鋼製軽量建具 ［5．2．2］［5．5．2～4］
性能等級（建具符号： ・建具表による ・ ）
簡易気密型ドアセット ・適用する
防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（ ）
断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（ ）
耐震ドア 面内変形追従性の等級（ ）
鋼板の材料 ※ 亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板
ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1
鋼板類の厚さ ※ 改修標準仕様書表5.5.1による
召合せ、縦小口召み板の材質 ※ 鋼板

10 ステンレス製建具 ［5．2．2］［5．4．2］［5．6．2～5］
性能等級（建具符号： ・建具表による ・ ） ［5．7．2，3］
簡易気密型ドアセット ・適用する
外部に面する面する建具の耐風圧性 ・S－4
・S－5
・S－6
防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（ ）
断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（ ）
耐震ドア 面内変形追従性の等級（ ）
ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 ・
表面仕上げ ※ HL ・鏡面仕上げ ・
ステンレス鋼板の曲げ加工 ※ 普通曲げ ・角出し曲げ（・ a角 ・ b角 ・ c角）

⑪ 建具用金物

金物の種類及び見え掛り部の材質等
※ 改修標準仕様書表5.1.1及び適用は建具表による ・
金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※ 改修標準仕様書表5.7.2による
樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※ 標準仕様書表5.7.3による ・
握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置 ※ 建具表による ・

錠前類
【シリンダ箱錠及びシリンダ本締まり錠】
（品質）
デッドボルトの出寸法は17mm以上とする。 鍵付きのものはマスターキー、グランドマスターキー、コンストラクションキーなどのキーシステムが構築できるものとする。
（性能）
<使用頻度による性能>
1) （シリンダ箱錠のみ）ラッチボルトの開閉繰り返し試験（40万回）を行った後、ハンドルでの開閉操作力及びラッチング力が試験前の2倍未満であり、動作に支障がない。
2) キーによるデッドボルトの施解錠繰り返し試験（10万回）を行った後、 試験前の回転トルクの2倍未満であり、施解錠操作に支障がない。（シリンダ本締り錠のみ）シリンダ単体の施解錠繰り返しの評価は、シリンダ だけの回転トルクが10N・cm以下とする。
3) キーによる施錠機構の施解錠繰り返し試験（10万回）を行なった後、 試験前の回転トルクの2倍未満であり、施解錠操作に支障がない。
4) キーの抜き差し繰り返し試験（10万回）を行なった後、キーの抜き差 しに要する荷重は10N以下である。また、未使用の合鍵でシリンダが回転でき、かつ、1箇所1段差浅い刻みもつ異なるキーでは、シリンダが回転しないこと。（キーに加えるトルクは、150N・cmとする）
<外力に対する性能 >
1) デッドボルトの押込み強度試験（10KN）を行なった後、荷重を除い ときのデッドボルトの出寸法は8mm以上であること。
2) デッドボルトの側圧強度試験（10KN）を行なった際、加圧板がデッドボルトを通過しない。
3) デッドボルトの押込み強度（衝撃荷重）試験（58.8J）の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態（デッドボルトの突出量が8mm未満）にならないこと。
4) デッドボルトの側圧強度（衝撃荷重）試験(58.8J)の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態（加圧板がデッドボルトを通過した状態）にならないこと。
5) （シリンダ本締り錠はグレード3以上の影響錠の場合）ストライクプレートの厚さ1.5mm以上のステンレス鋼製とし、トロヨケは厚さ1.6mm以上の鋼製の一体絞りとする。又はストライクの強度と同等以上の強度をもつものとする。
<使用扉の質量に対する性能（シリンダ箱錠のみ）>
1) ラッチボルトの側圧強度試験（4KN）を行い、荷重を除いたとき、ハンドル操作及びラッチングに支障がない。
2) レバーハンドルのねじり強度試験（3.5KN・cm）を行なった後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。
3) 握り玉のねじり強度試験（3KN・cm）を行なった後、トルクを除いたとき、握り玉が正常に作動していること。また、施錠時握り玉が固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
4) ハンドルの引張強度試験（2KN）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
5) ハンドルの垂直荷重強度試験（2KN）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
<鍵>
1) かぎ（鍵）数は、1.5万以上とする。ただし、異なるキーウェイ形状であっても、共通のキーセクションが存在する場合は、有効かぎ（鍵）違い数とみなさないものとする。
2) 同一タンブラーの使用数は、60%以下とする。また、6本タンブラーにおいては、キーの同一刻みは、最大2連続までとしていること。
試験方法は、JIS A 1541-1（建築金物－錠－第1部：試験方法）による。
【レバーハンドル】
（性能）
<ねじり強度>
レバーハンドルのねじり強度試験（3.5KN・cm）を行なった後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。
<引張り強度>
ハンドルの引張強度試験（2KN）を行い、荷重を除いたとき、ハンドル が正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、 施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。
<垂直荷重強度>
ハンドルの垂直荷重強度試験（2KN）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障が ないこと。
試験方法は、JIS A 1541-1（建築金物－錠－第1部：試験方法）による。

クローザー類
（品質・性能）

区分			① ドアクローザー		② ヒンジクローザー		③ フロアヒンジ	
性能試験項目								
初期値	閉じ力及び効率による区分（注1）（注2）	Grade2 番手	閉じモーメント（N・m）	効率（%）	閉じモーメント（N・m）	効率（%）	閉じモーメント（N・m）	効率（%）
		1	5以上	30以上	5以上	30以上	5以上	30以上
		2	10以上	30以上	10以上	30以上	10以上	30以上
		3	15以上	35以上	15以上	35以上	15以上	35以上
		4	25以上	40以上	25以上	40以上	25以上	40以上
		5	35以上	45以上	35以上	45以上	35以上	45以上
		6	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上
	閉じ速度（秒）		常温（5～35℃）無風状態において、開扉（70°）から全閉（0°）までの時間を5～8秒に調整できること。					
	温度依存性（℃）		緩衝油の流動点は、JIS K 2269(原油及び石油製品の流動点並びに石油製品重り点試験方法）により測定し、－15℃以下であること。					
	ストップ力	ストップ入力	60N・m以下 但し、コンシールド型は200N・m以下		100N・m以下		100N・m以下	
		ストップ解除力	8N・m以上		3N・m以上		10N・m以上	
	バックチェック性能（秒） （バックチェック機能を有する機種のみ適用）		ドア開扉方向に荷重60N/m2を開扉50°から負荷する。バックチェック開始角度（70～85°）から更に20°まで開くまでの時間は0.8秒以上としていること。		－		－	
	ディレードアクション性能（秒） ディレード アクション解除角度（60～75°）（ディレードアクション機能を有する機種のみ適用）		開扉90°の位置からディレードアクション解除角度までの時間が10秒以上確保でき、また、その時間の調整が可能であること。		－		－	
	戸の閉鎖位置（中心吊り込み両自由のみに適用）		－		－		±3mm以内	
耐久性	繰返し開閉後の閉じモーメント（N・m）	Grade2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	
	繰返し開閉後の効率（%）	Grade2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	
	繰返し開閉後の閉じ速度（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。					
	繰返し開閉後のバックチェック性能（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		－		－	
	繰返し開閉後のディレードアクション性能（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		－		－	
	繰り返し開閉後の戸閉鎖位置（mm）		－		－		耐久試験後±6mm以内	
耐久性の試験回数（繰り返し開閉回数）		Grade2	20万回		10万回		30万回	

注1. パラレル取付けは、右記の閉じモーメントの70%程度までとする。
注2. コンシールド型は右記の閉じモーメントの50%程度までとする。
Grade1を選定する場合は、図示による。
（試験方法）
1）性能試験は、JIS A 1510-3（建築用ドア金物の試験方法－第3部：フロアヒンジ、ドアクローザ及びピンクローザ）に規定する試験方法による。
2）試験ドアの質量は、1番手は25ｋｇ、2番手は40ｋｇ、3番手は60ｋｇ、4番手は80ｋｇ、5番手は100ｋｇ、6番手は120ｋｇとする。

12 鍵 ［5．7．4］
マスターキー ※ 製作する（ 組） ・製作しない ・既存に組込む
鍵の製作本数 ※ 各室3本1組（室名札付き）
鍵箱 ・設ける（ 個用 組） ・設けない

13 自動ドア開閉装置 ［5．8．2，3］
引き戸用駆動装置
性能値
※ 改修標準仕様書表5.8.1による
種類 ・SSLD-1 ・SSLD-2 ・DSLD-1 ・DSLD-2
3)握り玉のねじり強度試験（3KN・cm）を行なった後、トルクを除いたとき、握り玉が正常に作動していること。また、施錠時握り玉が固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
4)ハンドルの引張強度試験（2KN）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
5)ハンドルの垂直荷重強度試験（2KN）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
<鍵>
1)かぎ（鍵）数は、1.5万以上とする。ただし、異なるキーウェイ形状であっても、共通のキーセクションが存在する場合は、有効かぎ（鍵）違い数とみなさないものとする。
2)同一タンブラーの使用数は、60%以下とする。また、6本タンブラーにおいては、キーの同一刻みは、最大2連続までとしていること。
試験方法は、JIS A 1541-1（建築金物－錠－第1部：試験方法）による。
【レバーハンドル】
（性能）
<ねじり強度>
レバーハンドルのねじり強度試験（3.5KN・cm）を行なった後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。
<引張り強度>
ハンドルの引張強度試験（2KN）を行い、荷重を除いたとき、ハンドル が正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、 施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。
<垂直荷重強度>
ハンドルの垂直荷重強度試験（2KN）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障が ないこと。
試験方法は、JIS A 1541-1（建築金物－錠－第1部：試験方法）による。

クローザー類
（品質・性能）

区分			① ドアクローザー		② ヒンジクローザー		③ フロアヒンジ	
性能試験項目								
初期値	閉じ力及び効率による区分（注1）（注2）	Grade2 番手	閉じモーメント（N・m）	効率（%）	閉じモーメント（N・m）	効率（%）	閉じモーメント（N・m）	効率（%）
		1	5以上	30以上	5以上	30以上	5以上	30以上
		2	10以上	30以上	10以上	30以上	10以上	30以上
		3	15以上	35以上	15以上	35以上	15以上	35以上
		4	25以上	40以上	25以上	40以上	25以上	40以上
		5	35以上	45以上	35以上	45以上	35以上	45以上
		6	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上
	閉じ速度（秒）		常温（5～35℃）無風状態において、開扉（70°）から全閉（0°）までの時間を5～8秒に調整できること。					
	温度依存性（℃）		緩衝油の流動点は、JIS K 2269(原油及び石油製品の流動点並びに石油製品重り点試験方法）により測定し、－15℃以下であること。					
	ストップ力	ストップ入力	60N・m以下 但し、コンシールド型は200N・m以下		100N・m以下		100N・m以下	
		ストップ解除力	8N・m以上		3N・m以上		10N・m以上	
	バックチェック性能（秒） （バックチェック機能を有する機種のみ適用）		ドア開扉方向に荷重60N/m2を開扉50°から負荷する。バックチェック開始角度（70～85°）から更に20°まで開くまでの時間は0.8秒以上としていること。		－		－	
	ディレードアクション性能（秒） ディレード アクション解除角度（60～75°）（ディレードアクション機能を有する機種のみ適用）		開扉90°の位置からディレードアクション解除角度までの時間が10秒以上確保でき、また、その時間の調整が可能であること。		－		－	
	戸の閉鎖位置（中心吊り込み両自由のみに適用）		－		－		±3mm以内	
耐久性	繰返し開閉後の閉じモーメント（N・m）	Grade2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	
	繰返し開閉後の効率（%）	Grade2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	
	繰返し開閉後の閉じ速度（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。					
	繰返し開閉後のバックチェック性能（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		－		－	
	繰返し開閉後のディレードアクション性能（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		－		－	
	繰り返し開閉後の戸閉鎖位置（mm）		－		－		耐久試験後±6mm以内	
耐久性の試験回数（繰り返し開閉回数）		Grade2	20万回		10万回		30万回	

注1. パラレル取付けは、右記の閉じモーメントの70%程度までとする。
注2. コンシールド型は右記の閉じモーメントの50%程度までとする。
Grade1を選定する場合は、図示による。
（試験方法）
1）性能試験は、JIS A 1510-3（建築用ドア金物の試験方法－第3部：フロアヒンジ、ドアクローザ及びピンクローザ）に規定する試験方法による。
2）試験ドアの質量は、1番手は25ｋｇ、2番手は40ｋｇ、3番手は60ｋｇ、4番手は80ｋｇ、5番手は100ｋｇ、6番手は120ｋｇとする。

12 鍵 ［5．7．4］
マスターキー ※ 製作する（ 組） ・製作しない ・既存に組込む
鍵の製作本数 ※ 各室3本1組（室名札付き）
鍵箱 ・設ける（ 個用 組） ・設けない

13 自動ドア開閉装置 ［5．8．2，3］
引き戸用駆動装置
性能値
※ 改修標準仕様書表5.8.1による
種類 ・SSLD-1 ・SSLD-2 ・DSLD-1 ・DSLD-2

多機能トイレ出入口引き戸用駆動装置
性能値
※ 改修標準仕様書表5.8.2による
引き戸用検出装置の種類は、多機能トイレスイッチとする

引き戸用検出装置
性能値
※ 改修標準仕様書表5.8.3による
種類 ・光線（反射）センサー ・熱線センサー ・音波センサー ・光電センサー
・電波センサー ・タッチスイッチ ・押しボタンスイッチ

戸の開閉方式 ※ 建具表による
防鎖 ・適用する ・適用しない
凍結防止措置 ・適用する ・適用しない

14 自閉式上吊り引戸装置 ［5．9．3］
性能値等 ※ 標準仕様書表5.9.1による
（試験方法）
（1）耐久性（開閉繰り返し）試験
閉については外力によらず、試験体の自閉装置及び制御装置のみにより戸を開端位置から閉端位置までの作動を確認できる試験を行う。同試験に用いる試験体は片引戸とし、開口内法有効高さ2,000mm、幅は最大寸法とする。適用戸総質量の区分毎に試験を行う。自閉装置、制御装置は10万回以上の呼点で1回のみ調整を行えるものとし、また、その他の制御装置についてはメーカーの耐久性能試験成績書において2万回以上の耐久性能を確認することで、試験に代えることができるものとする。
（2）耐衝撃性試験
落下高さ17ｃｍにて、ドアの中央部にドアが外れる方向に衝撃を与える。
耐衝撃性試験に用いる試験体は片引戸、開口内法有効寸法は高さ2,000mm、幅900mmとする。
適用戸総質量の区分毎に試験を行う。
（3）気密性能試験
JIS A 1516「建具の気密性試験方法」による。

15 重量シャッター ［5．10．2、3］
シャッターの種類 ・管理用シャッター 耐風圧強度（ ）N/m2
・外壁用防火シャッター 耐風圧強度（ ）N/m2
・屋内用防火シャッター
・防煙シャッター
開閉方式の種類 ※ 上部電動式（手動併用） ・上部手動式
二重チェーン、急降下制動装置、急降下停止装置を設けた電動シャッターの設置箇所
※ 図示
障害物感知装置を設けた電動シャッターの設置箇所 ※ 図示 ・
屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止機構の設置箇所 ※図示
適用する危害防止機構 ※ 改修標準仕様書5.10.2(4)(a)かつ(c)
・改修標準仕様書5.10.2(4)(b)かつ(c)
管理用シャッターのシャッターケース ・設ける ・設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類 ※ JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき及び鋼帯）
めっきの付着量 ※ Z12又はF12を満足するもの
ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 ・

16 軽量シャッター ［5．11．2～4］
開閉方式の種類 ※ 手動式 ・上部電動式（手動併用）
耐風圧強度（ ）N／m2
スラットの材質の種類
※ JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼板）
めっきの付着量（ ※ Z06 又はF06を満足するもの ・ ）
・JIS G 3312（塗装溶融５％アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼板）
めっきの付着量（ ※ AZ90を満足するもの ・ ）
スラットの形状 ※ インターロッキング形 ・オーバーラッピング形
シャッターケース ※ 設ける ・設けない
ガイドレール（中柱共）の材質 ※ ステンレス鋼板（SUS304） 厚さ1.0mm

座板の材質（屋外の場合） ※ ステンレス製既製品 ・

17 オーバーヘッドドア ［5．12．2、3］

セクション材による区分	耐風圧性能区分（Pａ）	開閉方式による区分	収納方式による区分	ガイドレールの材料
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・175（1750） ・125（1250） ・100（1000） ・75（750） ・50（500）	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板

電動式タイプで障害物感知装置を設ける箇所 ※図示 ・

18 木製建具 （16．7．2～4）
建具材の加工、組立時の含水率 ※ B種 ・
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
※ 規制対象外 ・
表面材の合板の種類

合板の種類	規格等	備考
・普通合板	表面の樹種 生地、透明塗料塗り （ ※ ラワン合板程度 ・ ） 不透明塗料塗り （ ※ しな合板程度 ・ ） 板面の品質（ ） 接着の程度（ ・1類 ・2類）	
・天然木化粧合板	樹種名（ ） 接着の程度（ ・1類 ・2類）	
・特殊加工化粧合板	化粧加工の方法 （ ・オーバーレイ ・プリント ・塗装） 表面性能（ ）タイプ 接着の程度（ ・1類 ・2類）	

表面板の厚さ ※標準仕様書表16.7.6による ・
・かまち戸
かまち樹種（ ） 鏡板樹種（ ）
見込み寸法 ※建具表による ・
・ふすま
張り種別（ ・Ⅰ型 ・Ⅱ型）
上張り（押入等の裏側以外） ・島の子 ・新島の子又はビニル紙程度
縁仕上げ ・塗り縁 ・生地縁（素地） ・生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
見込み寸法 ※ 建具表による ・
・戸ふすま 見込み寸法 ※ 建具表による ・
・紙張り障子 見込み寸法 ※ 建具表による ・
枠の材料 ※ 木製枠（６室内装改修工事による）
・鋼製枠（※亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板）
くつずりの材料 ※ ステンレス鋼板

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所 広島県知事登録17（1）第0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士 第102449号 岡田文夫

JOB. NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2019. 02.		市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校他５校）	5A / 02	A-2：100%
CH.	PL.	DR.	NAME （第五中学校）建築改修工事特記仕様書（２）		A-3：71%
					A-4：50%

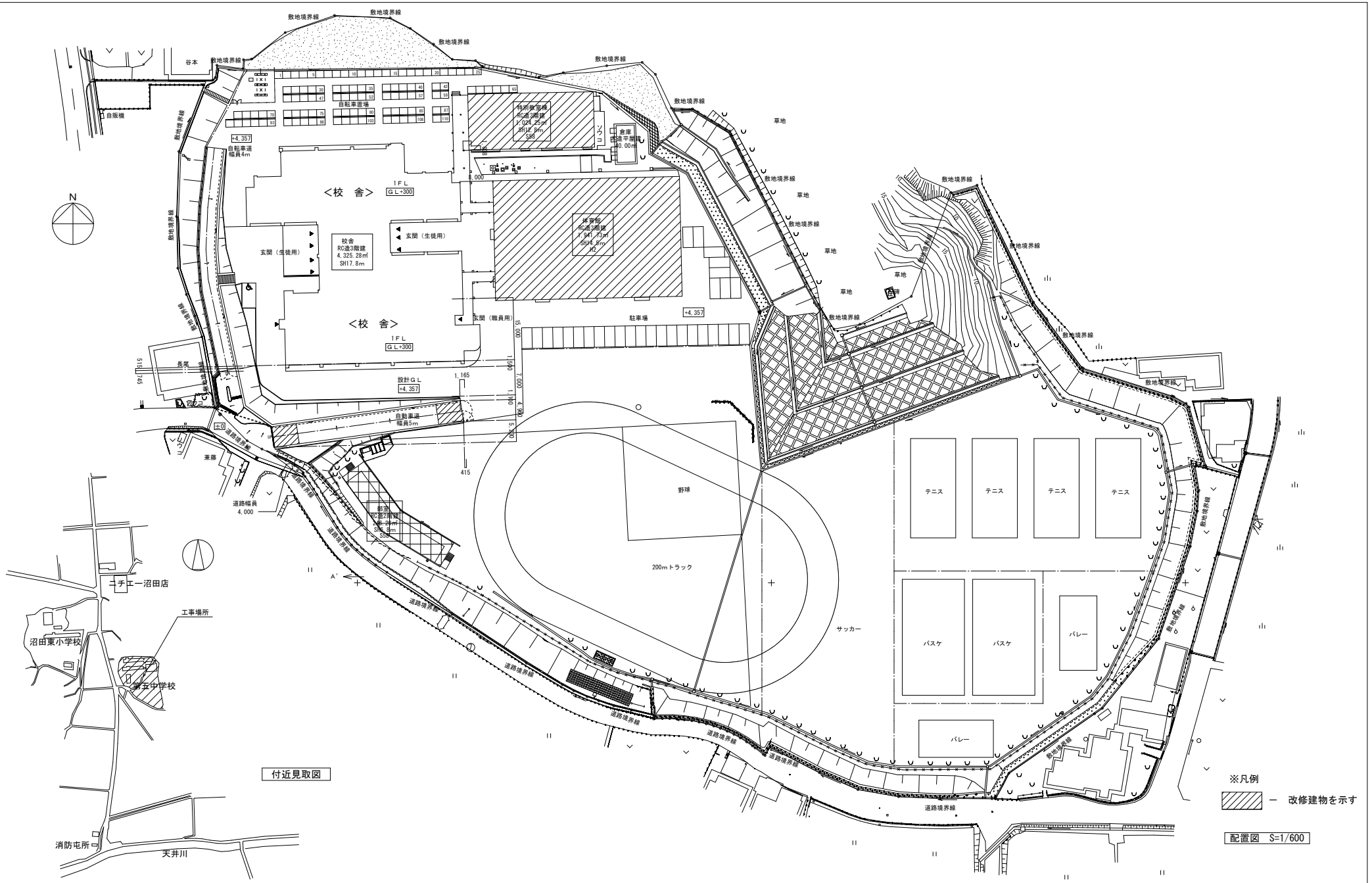

作業日には施設管理業務の警備員（１名/日）を見込む

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録17（1）第0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB. NO.	DATE 2020. 06.	SCALE 1/600	TITLE 市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校他５校）	NO. 5A / 03	図面縮小率
			CH.	PL. / DR.		NAME （第五中学校）付近見取図、配置図		A-2：100% A-3：71% A-4：50%

防火戸改修内容

番号	要是正項目	改善策	備　考
①	感知器と連動して閉鎖しない	防火扉建付け調整、順位調整器交換 レリーズ装置取換	ＳＤ-1

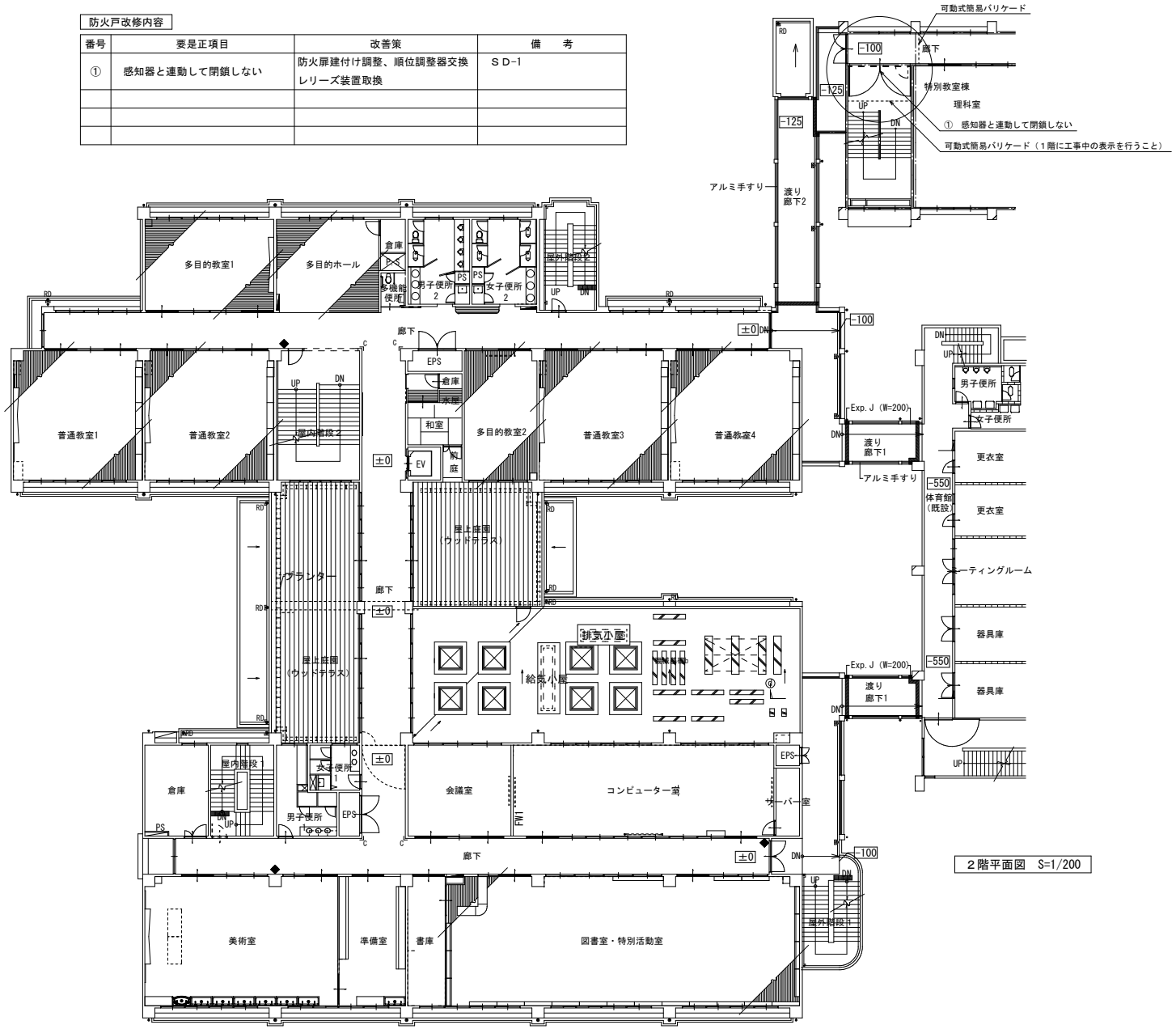

２階平面図　S=1/200

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録17（1）第0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB. NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2020. 06.	1/200	市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校他５校）	5A / 04	A-2：100%
CH.	PL.	DR.	NAME（第五中学校）２階平面図		A-3：71%
					A-4：50%

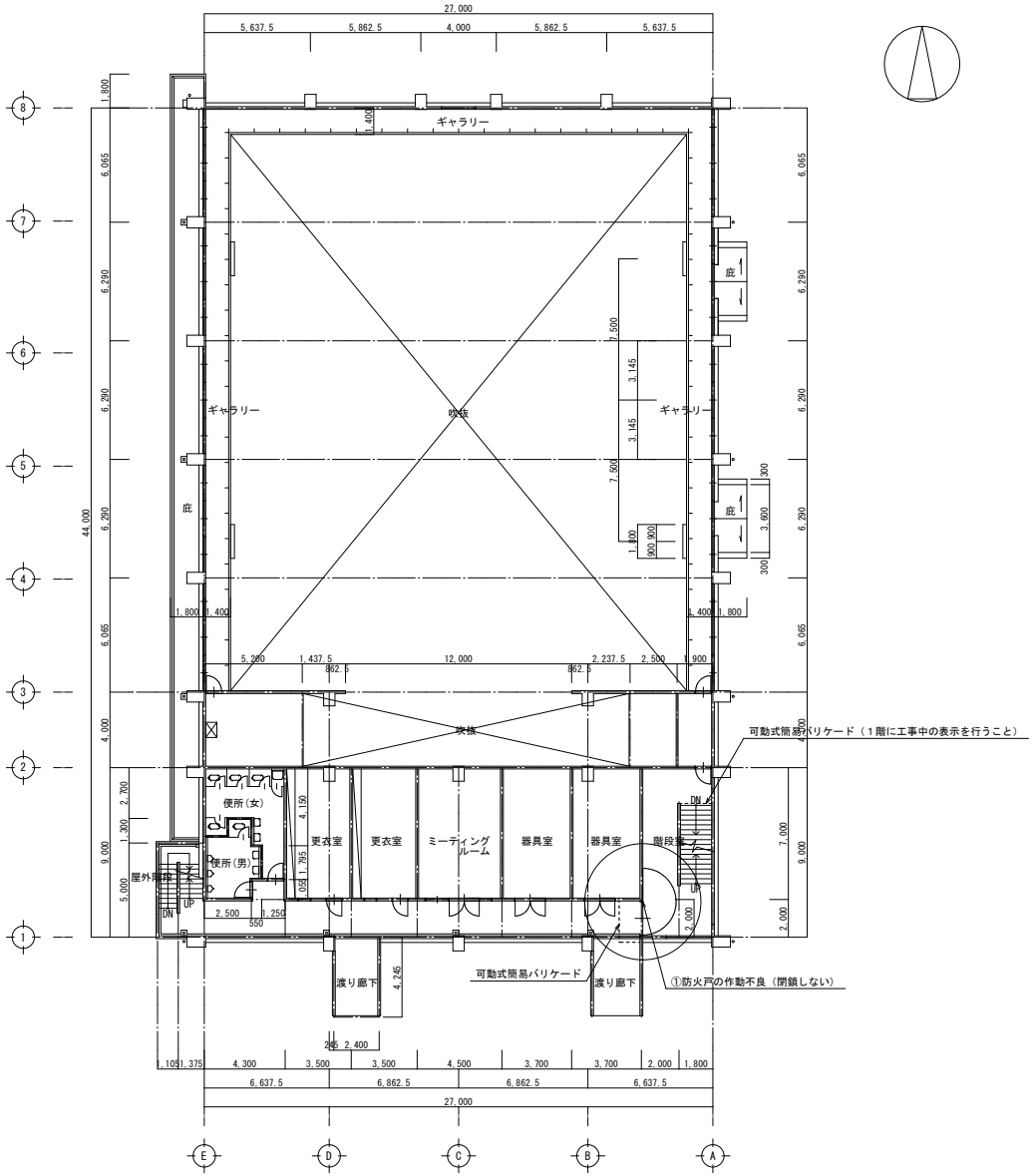

２階平面図　S=1/200

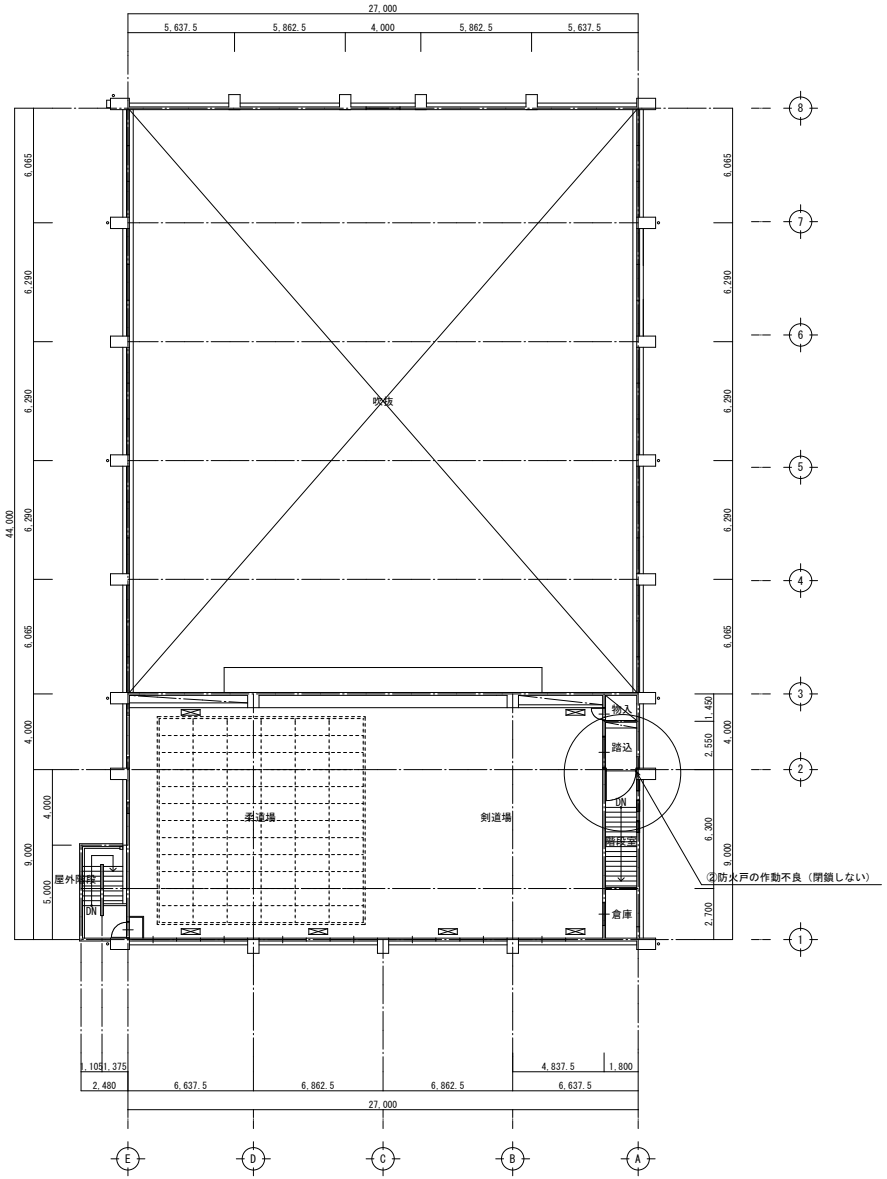

３階平面図　S=1/200

防火戸改修内容

番号	要是正項目	改善策	備　考
①	防火戸の作動不良（閉鎖しない）	防火戸の更新	ＳＤ-1
②	防火戸の作動不良（閉鎖しない）	防火戸の更新	ＳＤ-11

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録17（１）第0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB. NO.	DATE 2020. 06.	SCALE 1/200	TITLE 市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校他５校）	NO. 5A / 05	図面縮小率
			CH.	PL.	DR.	NAME （第五中学校体育施設）２階・３階平面図		A-2：100% A-3：71% A-4：50%

記号　数量	（第二中学校）SD－１　　２ヶ所　　１階２階中央階段	（第五中学校）ＳＤ－１　　１ヶ所　　特別教室棟２階階段室	（第五中学校体育施設）ＳＤ－１　　１ヶ所　　２階階段室
姿　図	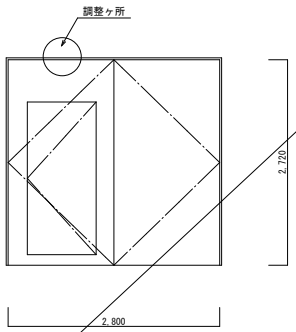	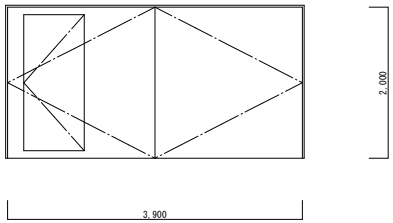	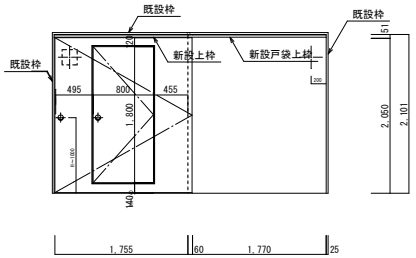 ※詳細は別図による。
種　類	くぐり戸付き両開き防火戸	くぐり戸付き両開き防火戸	くぐり戸付き両開き防火戸
仕　上	補修塗装		SOP塗装
金　物	フロアヒンジ交換	順位調整器交換（ＪＣＮ-350同等品），レリーズ装置取替・試験（ＮＳＳ-ＤＬ-3ＤＬ同等品　）	ケースハンドル，フロアヒンジ，標準金物一式，レリーズ（試験含む）更新（5A-07図　参照）
硝　子			
備　考	防火扉建付け調整		土間斫り補修

記号　数量	（第五中学校体育施設）ＳＤ－１１　　１ヶ所　　武道館３階階段室	（大和中学校）SD－１　　１ヶ所　　２階中央階段	
姿　図	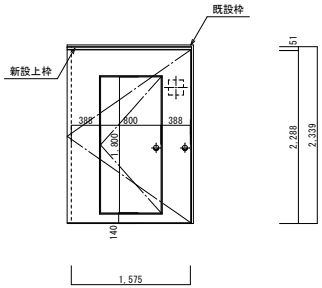 ※詳細は別図による。	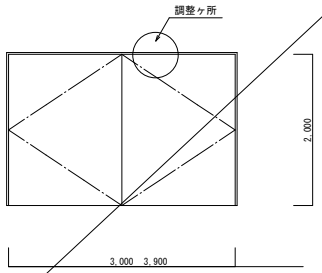	
種　類	片開き防火戸	くぐり戸付き両開き防火戸	
仕　上	SOP塗装	補修塗装	
金　物	ケースハンドル，フロアヒンジ，標準金物一式，レリーズ（試験含む）更新（5A-10図参照）	フロアヒンジ交換（55Ｆ同等品）	
硝　子			
備　考	土間斫り補修	防火扉建付け調整	

符号の略号
- ＳＤ　鋼製扉
- ＡＤ　アルミ製扉
- ＡＷ　アルミ製窓
- ＷＤ　木製扉
- ＬＳＤ　軽量鋼製扉

ガラスの略号
- 複層　Low-E複層ガラス
- Low-E　遮熱高断熱Low-E膜(ｺｰﾃｨﾝｸﾞ)ｶﾞﾗｽ
- Ａ　空気層
- 強化　強化透明ガラス
- 強化型板　強化型板ガラス
- フロート　透明ガラス
- 型板　型板ガラス
- 網入型板　網入型板ガラス
- 網入　網入透明ガラス

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録17（１）第0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB. NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2020. 06.	1/50	市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校他５校）	5A / 06	A-2：100%
CH.	PL.	DR.	NAME（第五中学校）建具表		A-3：71%
					A-4：50%

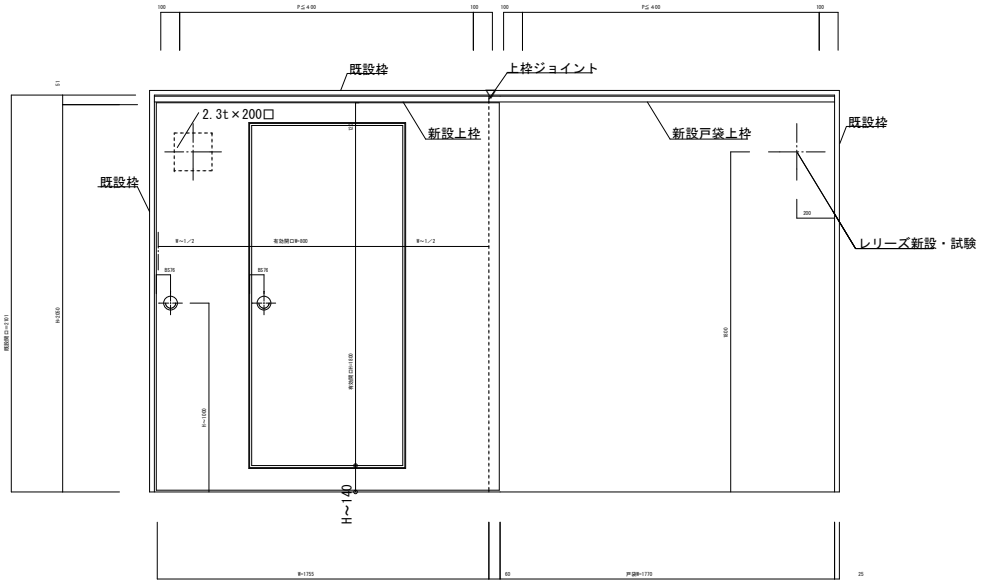

SD　戸袋付防火戸・潜り戸付

枠：1.6t　SOP塗装　(色：　　)

扉：1.6t　SOP塗装　(色：　　)

符号	勝手	数量	枠性能	充填材	防火区分
SD 1	R 1 L 0	1	ST		特定防火設備
ガラリ	－		ガラリタイプ		
ガラス	－		窓タイプ		

金具品名	メーカー・品番	1ヶ所数量	備考
ﾋﾝｼﾞｸﾛｰｻﾞ	日東工器 AFD-22-W　(U-6N)	1	
ﾋﾝｼﾞｸﾛｰｻﾞ	日東工器 AFD-8KH-W	1	
戸当りｺﾞﾑ	住友3M SJ-1101C	2	クリヤ
ｸﾛｰｽﾊﾝﾄﾞﾙ	ｼﾞｬﾄﾞｱ SS-904 (DT50)	1	
ｸﾛｰｽﾊﾝﾄﾞﾙ	ｼﾞｬﾄﾞｱ SS-904 (DT40)	1	
レリーズ	NSS-DL-3DL	1	

製品コード：999999

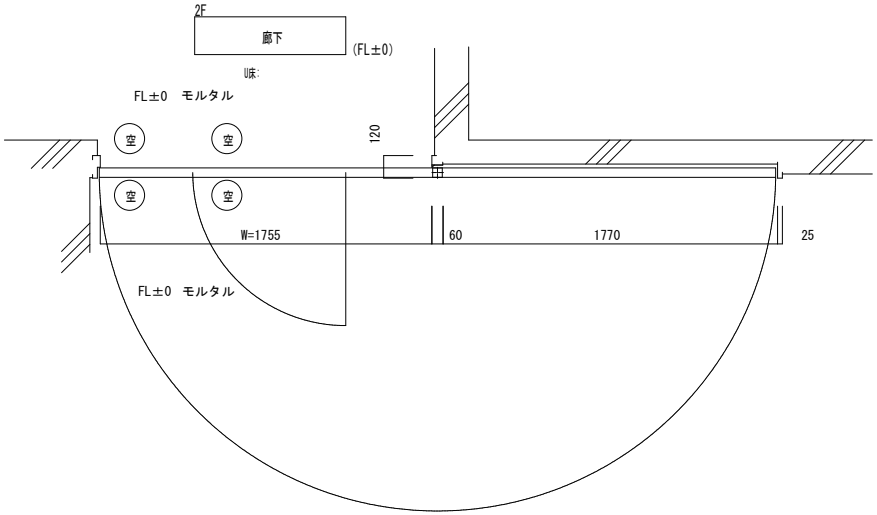

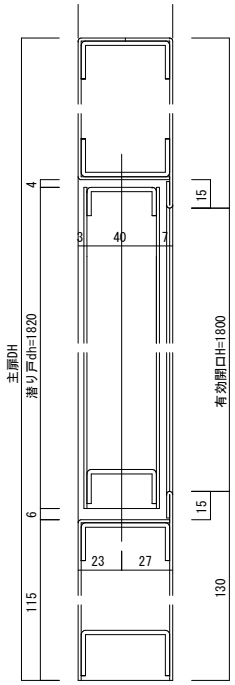

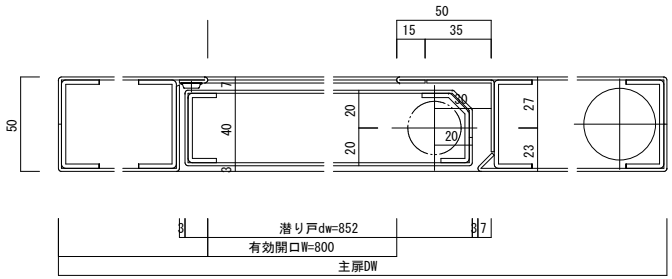

本図は主扉・潜り戸ともに右吊元を示し
左吊元は本図の逆勝手とする。

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録17（1）第0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB. NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2020. 06.	1/20	市内中学校防火戸改修工事（田野浦小学校外５校）	5A / 07	A-2：100%
CH. PL.	DR.	1/2	NAME（第五中学校体育施設）２階防火戸改修詳細図（１）（参考図）		A-3：71%
					A-4：50%

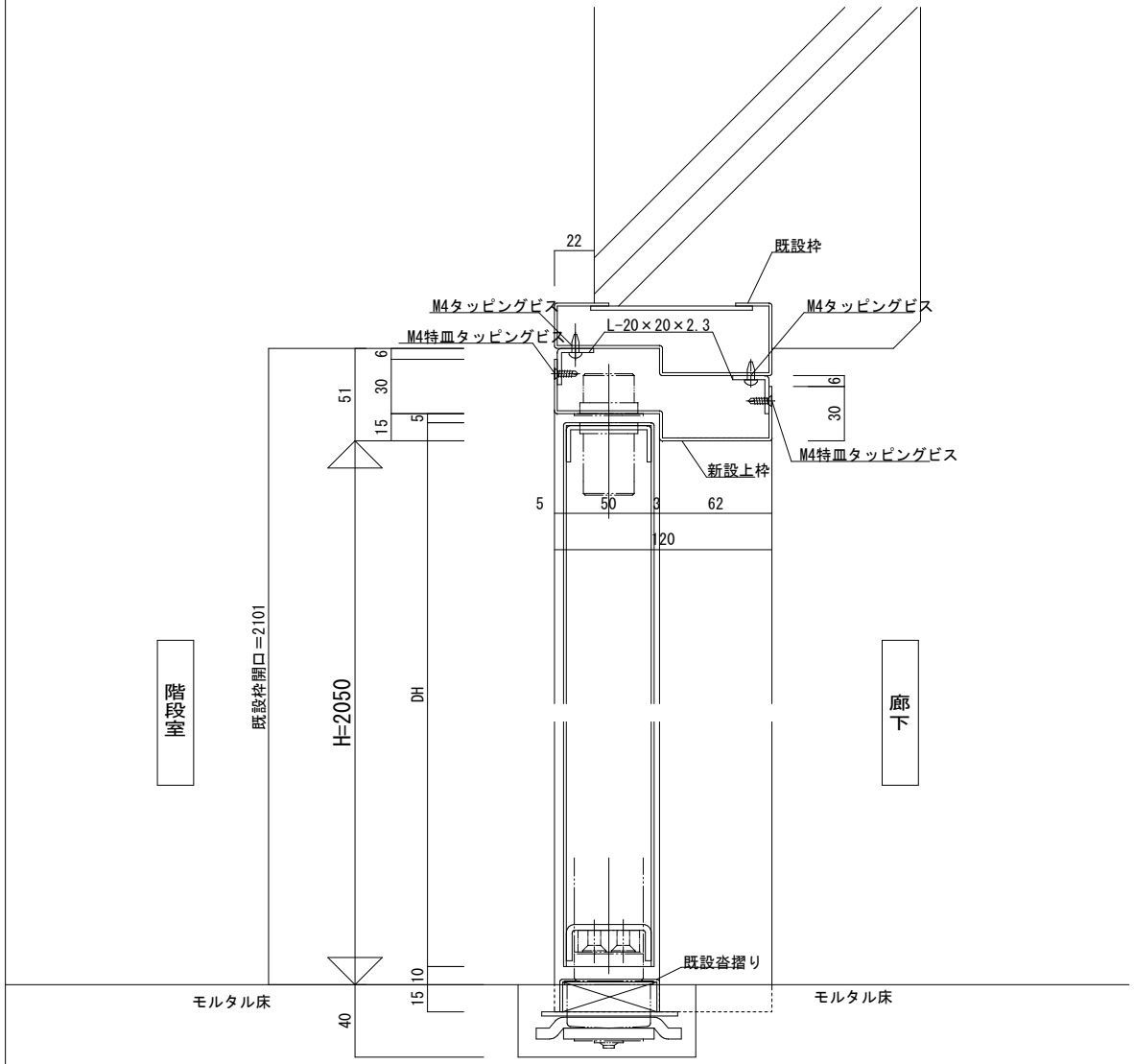

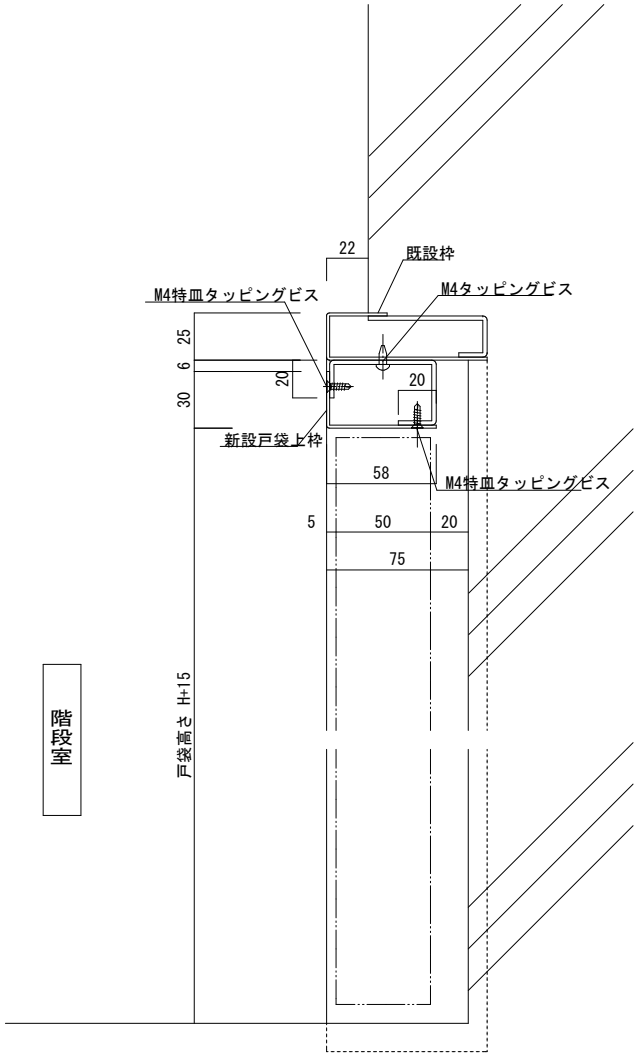

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録17（1）第0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB. NO.	DATE	SCALE
	2020. 06.	1/2
CH.	PL.	DR.

TITLE
市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校他５校）

NAME
（第五中学校体育施設）２階防火戸改修詳細図（２）（参考図）

NO. 5A / 08

図面縮小率
A-2：100%
A-3：71%
A-4：50%

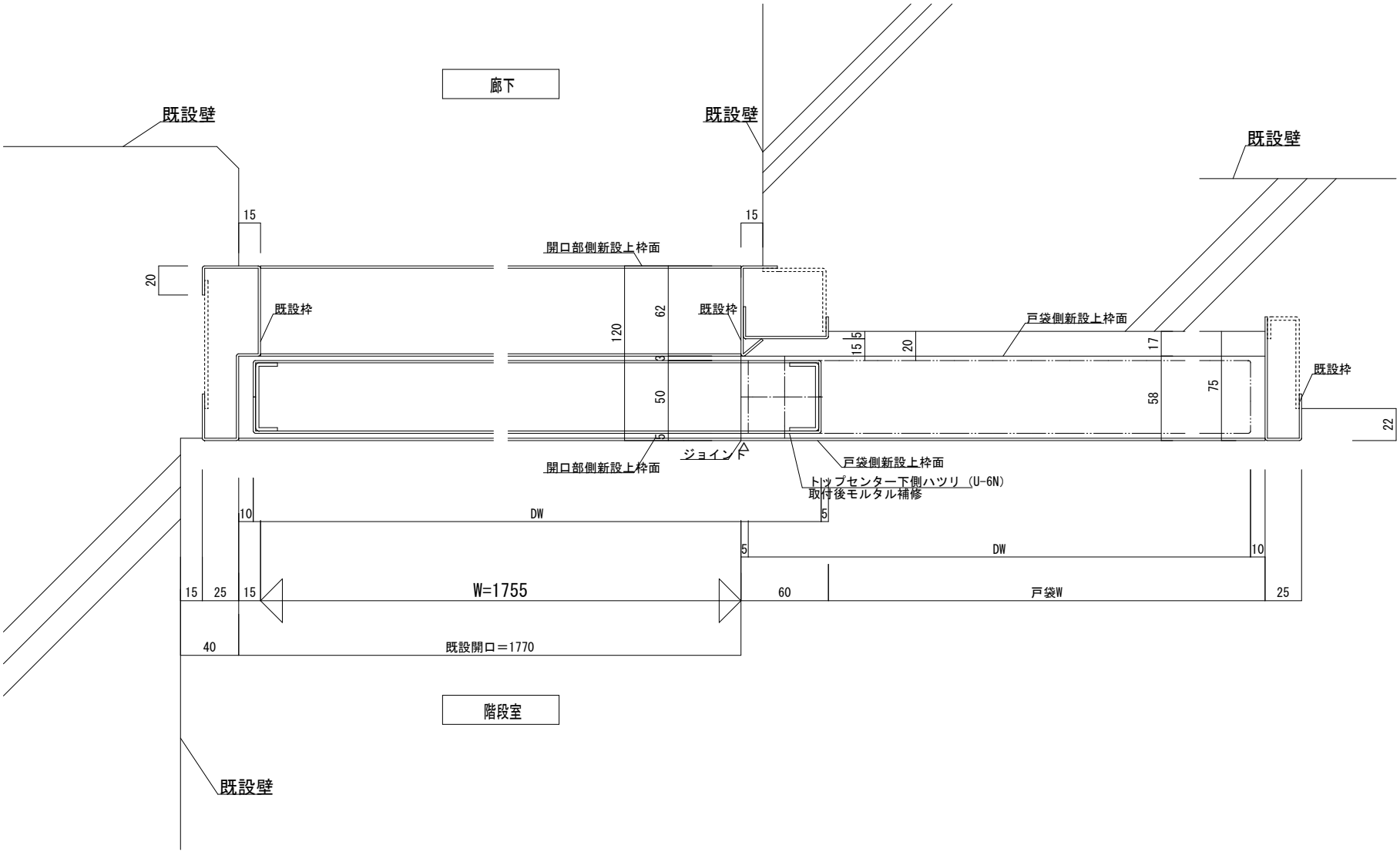

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録17（1）第0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB. NO.	DATE	SCALE
	2020. 06.	1/2
CH.	PL.	DR.

TITLE　市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校他５校）

NAME　（第五中学校体育施設）２階防火戸改修詳細図（３）（参考図）

NO.　5A / 09

図面縮小率
A-2：100%
A-3：71%
A-4：50%

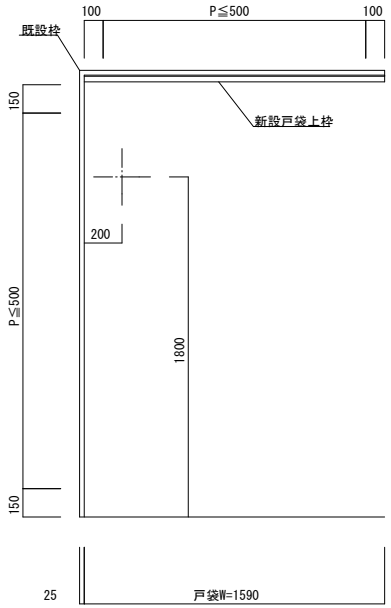

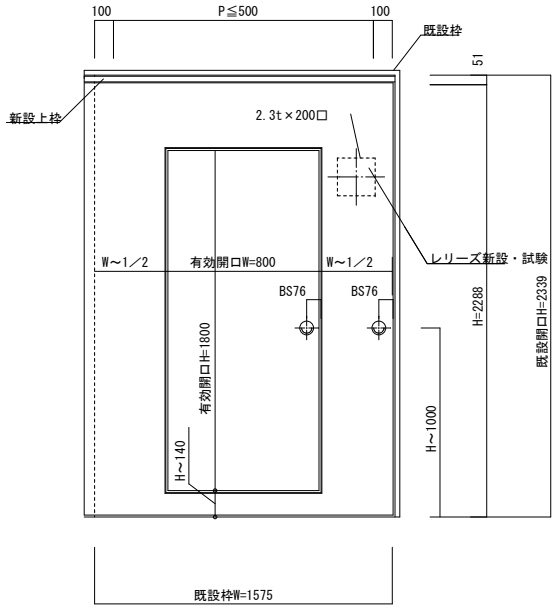

SD　戸袋付防火戸・潜り戸付

枠：1.6t　SOP塗装　（色：　　）

扉：1.6t　SOP塗装　（色：　　）

符　号	勝　手	数　量	枠性能	充填材	防火区分
SD 11	R　0 L　1	1	ＳＴ		特定防火設備
ガラリ	－		ガラリタイプ		
ガラス	－		窓タイプ		

金具品名	メーカー・品番	1ヶ所数量	備　考
ﾋﾝｼﾞｸﾛｰｻﾞ	日東工器 AFD-16H-W (U-3N)	1	
ﾋﾝｼﾞｸﾛｰｻﾞ	日東工器 AFD-8KH-W	1	
戸当りｺﾞﾑ	住友3M SJ-1101C	2	クリヤ
ﾀｰﾝﾊﾝﾄﾞﾙ	ｼﾝﾜﾆ SS-904 (DT50)	1	
ﾀｰﾝﾊﾝﾄﾞﾙ	ｼﾝﾜﾆ SS-904 (DT40)	1	
レリーズ	NSS-DL-3DL	1	

製品コード：999999

3F

体育館　(3FL＋140)

U床:

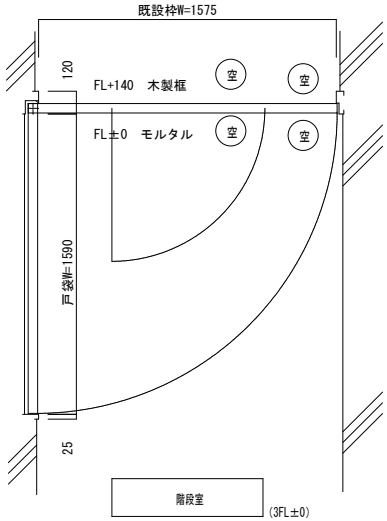

U床:

SD
11

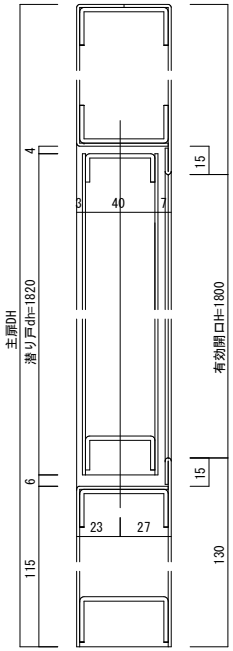

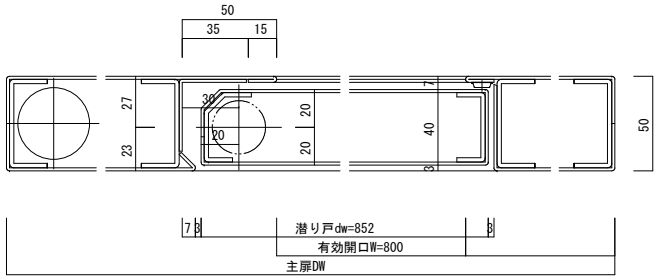

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録17（1）第0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB. NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2020. 06.	1/20	市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校他５校）	5A / 10	A-2：100%
CH. / PL.	DR.	1/2	NAME（第五中学校体育施設）３階防火戸改修詳細図（１）（参考図）		A-3：71%
					A-4：50%

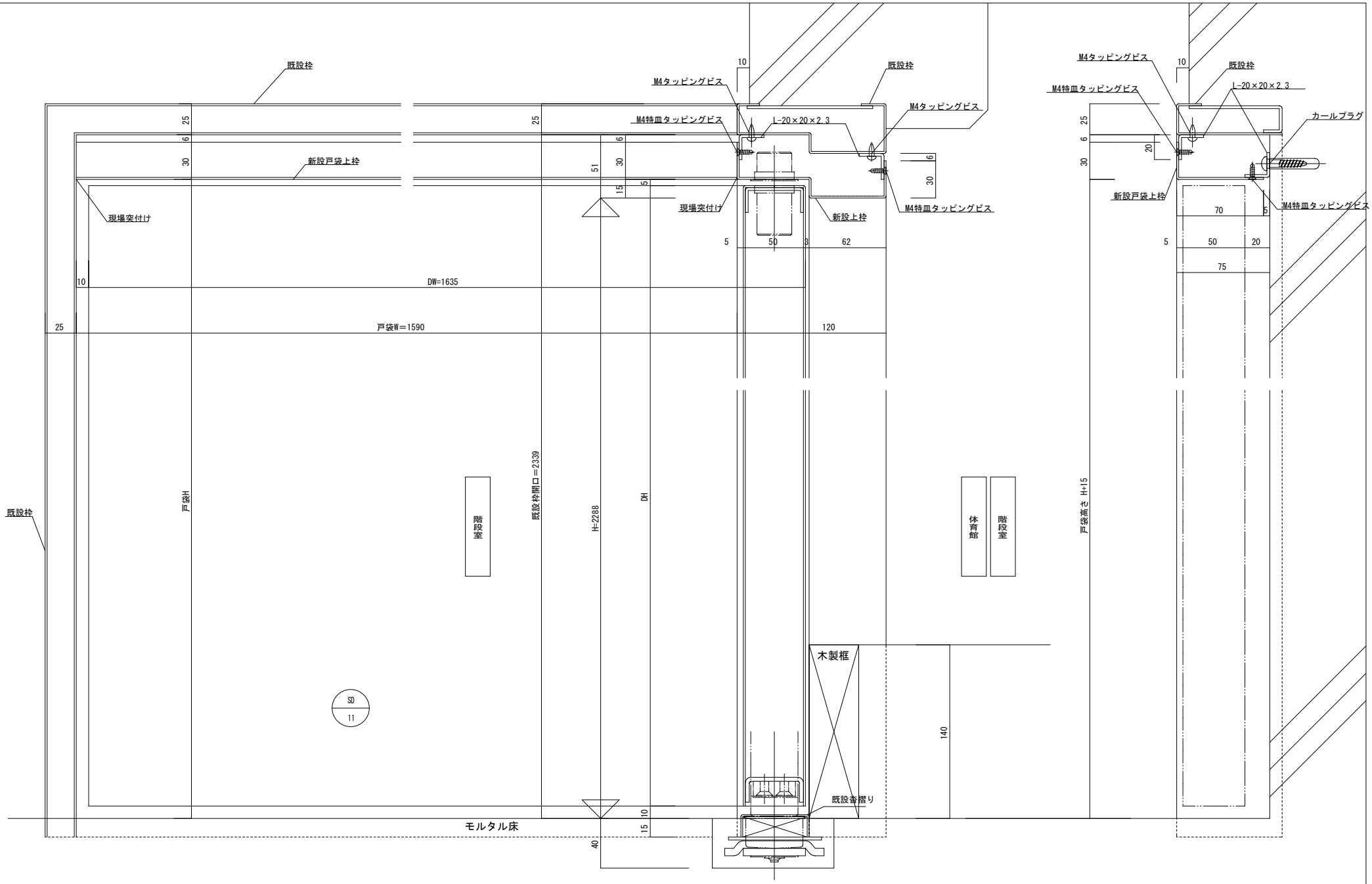

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録17（1）第0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB. NO.	DATE	SCALE
	2020. 06.	1/2
CH.	PL.	DR.

TITLE
市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校他５校）

NAME
（第五中学校体育施設）３階防火戸改修詳細図（２）（参考図）

NO. 5A / 11

図面縮小率
A-2：100%
A-3：71%
A-4：50%

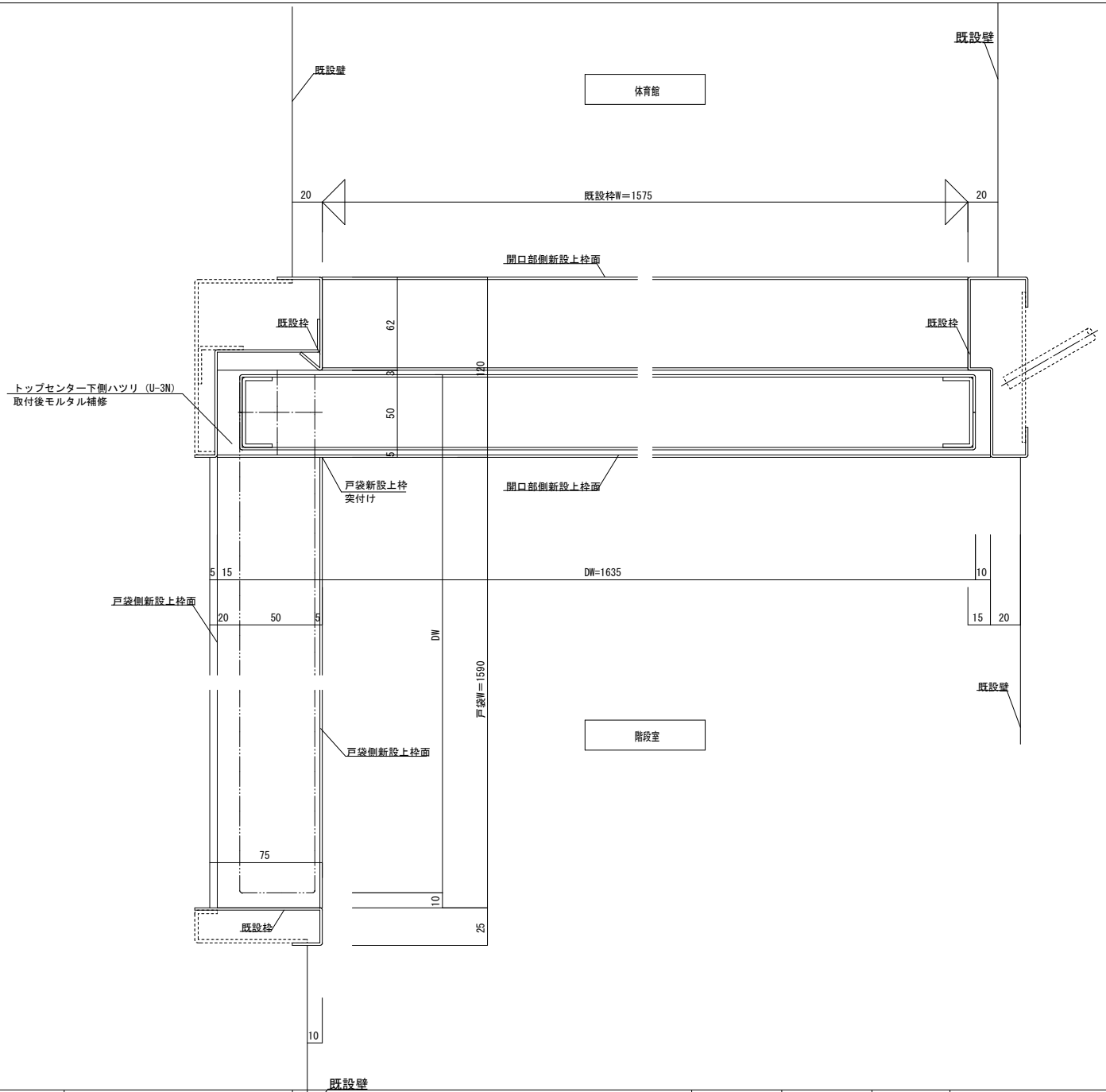

SD
11

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録17（1）第0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB. NO.	DATE	SCALE
	2020. 06.	1/2
CH.	PL.	DR.

TITLE　市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校他５校）

NAME　（第五中学校体育施設）３階防火戸改修詳細図（３）（参考図）

NO.　5A / 12

図面縮小率
A-2：100%
A-3：71%
A-4：50%

Ⅰ.工　事　概　要

1．工事名称　　　市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校他５校）　仕　様　書

2．工事場所：三原市大和町大具2280　三原市立大和中学校

3．敷地面積：

4．構造規模：RC造中学校

5．工事種目：防火戸改修工事

6．別途工事

7．調査協力について

本工事は工事中及び竣工後，次の調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。

（１）公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票等の記入提出，発注者の調査実施への協力等）
（２）完成施設事後調査（第１次調査）…引渡後概ね６ヶ月後
（３）完成施設事後調査（第２次調査）…引渡後概ね１年目頃
（４）かし担保調査…建設工事請負契約約款第４１条に定める期間内
（５）公共建築物木材利用事例調査票…工事中に実施（調査票の記入提出，発注者の調査実施への協力等）

8．公衆災害防止措置

（１）工事に際し，工事関係者以外の第三者の生命，身体及び財産の危機，並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること
（２）上記について，「建設工事公衆災害防止対策要綱（平成５年１月１２日付　建設事務次官通達）」に基づき実施すること

9．現状復旧

工事に際し，隣接建物等に損傷を与えた場合は，速やかに現状復旧を行うこと

１０．主要資材等

（１）主要資材を購入しようとする場合は，極力広島県内に営業所・本店を有する業者に発注するものとし，予め購入先の名称所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする
（２）当該工事に使用する砂については，海砂（県外産を含む）を使用しないこと
（３）この工事の施工に際し，やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は，原則として広島県内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする

Ⅱ.建築改修工事仕様

1．図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成３１年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
図面，本特記仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない事項は，国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編（平成３１年版）」以下、「標準仕様書」という。）による。

2．特記仕様

（１）項目は番号に〇印のついたものを適用する
（２）特記事項は〇印のついたものを適用する
〇印のつかない場合は、※印のついたものを適用する
〇印と ⊗ 印のついた場合は共に適用する
（３）項目に記載［　　］の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（　　）の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（４）工事施工上必要な官公署その他への諸手続き及び届出は，全て受注者の負担において遅滞無く行うこと
（５）関係法令の改正等により（条例を含む）、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議すること。
（６）材料及び製造所等の記載は順不同である

章		項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	①	適用基準等	※公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版） ※建築工事標準詳細図　国土交通省官房官庁営繕部監修（最新版） ※建築工事公衆災害防止対策要綱　※建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定） ※建築工事安全施工技術指針　※再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定） ※県産木材の利用促進に関する指針 図面，本特記仕様書，標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。 ※建築物解体工事共通仕様書　平成31年版　国土交通省大臣官房官庁営繕部
	2	電気保安技術者 ［1．3．3］	※配置する
	3	工事実績情報の登録 ［1．1．4］	受注者は，受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について，工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき，受注，変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し，監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また，途中変更時の登録が必要な場合とは，工期の変更，技術者の変更があった場合とする。
	④	施工条件 ［1．3．5］	下記以外は現場説明書による。 ・施工時間帯　（※指定あり　　） ・部位別の施工順序　（※図示　・　　） ・工事車両の駐車場所　（※図示　・　　） ・資機材置場　（※図示　・　　） ・建設発生土仮置場　（※図示　・　　）
	⑤	工事安全計画書	建築工事安全施工技術指針及び建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）を参考に、工事の施工に先立ち工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を監督職員に提出する
	6	発生材の処理等 ［1．3．12］	・引渡しを要するもの（　　） ・特別管理産業廃棄物（　　） 処理方法（　　） ・現場において再利用を図るもの（　　） ・再生資源化を図るもの ・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材 ・PCB含有シーリング材の処理 ・第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 採取箇所数　計　箇所 採取箇所　※図示 ・第二次判定 専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。 分析個数　計　箇所 ・除去処理工事 除去範囲　※図示 ・せっこうボードの処理 ・石綿含有せっこうボード　改修特記仕様書第８章環境配慮改修工による ・ひ素・カドミウム含有せっこうボード ・製造業者に回収委託 ・埋立処分（管理型最終処分場） ・石綿含有、ひ素・カドミウム含有以外のせっこうボード ・再生資源化（再資源化施設）　・最終処分（管理型最終処分場） （１）本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市，呉市，福山市）が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理することただし，建設廃棄物が破砕等（選別を含む）により有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理すること（原則，県内処分） （２）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，前記（１）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から，運搬費と受入れ費（平日の受入れ費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き，再資源化に要する費用（単価）は変更しない （３）本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので適正に処理すること。なお，広島県産業廃棄物埋立税は見込んでいる
1 一般共通事項	7	建設発生土	※場外指示の場所に処分　・場外搬出適切処理　・場内指示の場所に敷き均し ・場内指示の場所に堆積 ・当該工事により発生する建設発生土は，次の公の関与する埋立地に搬出するものとする 搬出場所 ※当該工事により発生する建設発生土は，「建設発生土処分先一覧表」に掲載されている施設のいずれかに搬出するものとする。また搬出先として，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地（一時堆積を含む）を見込んでいる。したがって，正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用は変更しない。なお，工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により，上記の仕様に拠り難い場合は，監督職員と協議するものとする
	8	環境への配慮 ［1．4．1］	化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の（１）から（４）を満たすものとする （１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する （２）接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する （３）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジーｎーブチル及びフタル酸ジー２ーエチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する （４）（１）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第２０条の第７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第２０条の第７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づき制定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については，他の特記事項及び図面表記の範囲内で，環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする
	9	材料の品質等 ［1．4．2～5］	材料・機材等の品質及び性能 （１）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする （２）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 （３）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする （４）本工事に使用する材料のうち、（５）に指定する材料の製造業者等は、次の①～⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない ①品質及び性能に関する試験データを整備していること ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること ③安定的な供給が可能であること ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 （５）製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型枠用鋼製デッキプレート	オーバーヘッドドア
鉄骨柱下無収縮モルタル	防水剤
無収縮グラウト材	現場発泡断熱材
乾式保護材	フリーアクセスフロア
既成調合モルタル	可動間仕切
ルーフドレン	移動間仕切
吸水調整材	トイレブース
アルミニウム製建具	煙突用成形ライニング材
鋼製建具	天井点検口
鋼製軽量建具	床点検口
ステンレス製建具	グレーチング
錠前類	屋上緑化システム
クローザ類	トップライト
自動扉機構	エポキシ樹脂
自閉式上吊り引戸機構	ポリマーセメントモルタル
重量シャッター	既成調合目地材
軽量シャッター	鋳鉄製ふた

章		項　目	特　記　事　項
1	10	特別な材料の工法	標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品等の指定工法による
	11	施工数量調査 ［1．5．2］	調査範囲　※外壁（庇，笠木共）　・屋根　・図示 調査方法　※テストハンマーによる打診及び目視　・図示 外壁調査は、外壁改修フローに対応する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う 屋根調査は、防水面のひび割れ、浮き、欠損部、目地欠損部及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。 また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督職員に２部提出する（必要に応じ写真等を添付する）
	12	調査のための破壊部分の補修 ［1．5．3］	補修方法　※図示 補修範囲　※図示
	13	技能士 ［1．6．2］	（下表）

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	とび作業
防水改修工事	防水施工	アスファルト防水工事作業
		ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
		アクリルゴム系塗膜防水工事作業
		合成ゴム系シート防水工事作業
		塩化ビニル系シート防水工事作業
		セメント系防水工事作業
		シーリング防水工事作業
		改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
		ＦＲＰ防水工事作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業
	左官	左官作業
	タイル張り	タイル張り作業
建具改修工事	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	ガラス工事作業
	自動ドア施工	自動ドア施工作業
	ガラス用フィルム施工	建築フィルム作業
塗装改修工事	塗装	建築塗装作業
内装改修工事	タイル張り	タイル張り作業
	建築大工	大工工事作業
	建築板金	鋼製下地工事作業
		内外装板金作業
	左官	左官作業
	内装仕上施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
		カーペット系床仕上げ工事作業
		ボード仕上げ工事作業
	表装	壁装作業
耐震改修工事	とび	とび作業
	鉄筋施工	鉄筋組立作業
	型枠施工	型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
	鉄工	構造物鉄工作業
環境配慮改修工事	配管	・建築配管作業
	路面表示施工	・溶融ペイントハンドマーカー工事作業
		・加熱ペイントマシンマーカー工事作業
	造園	・造園工事作業

※技能士においては，積極的な活用を図ること。

章		項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	14	化学物質の濃度測定 ［1．6．9］	（１）図示した室のホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する 測定箇所は仕上表により、施工方法は施工条件明示による パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う ①３０分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する ②５時間閉鎖 ①の後、測定対象室のすべての窓及び扉を５時間閉鎖する ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする ③測定 イ　②の状態のままで測定する ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする ④分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する ⑤その他 監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けること （２）木材の防腐・防蟻処理剤は，クロルピリホス，ダイアノジン及びフェノブカルブを含有しない薬剤とし，加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い十分乾燥させた後現場に搬入する （３）保温材，断熱材，緩衝材については，ホルムアルデヒドを発散しないか発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする （４）塗料，壁紙，仕上塗材，合板，接着剤等で屋内に面するものについては，ホルムアルデヒドを発散しないか，発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする （５）屋内に面して用いる材料は，上記（２）～（４）に適合した上で，揮発性有機化合物の発散が無い若しくは極めて少ないものを選択するように努め，（１）の規定を満たすこと
	15	中間技術検査 ［1．7．2］	※行う（回数及び時期については監督職員の指示による）　・行わない
	⑯	工事写真等	下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の作成は「営繕工事写真作成要領」によるものとする （１）工程写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする （２）工事中写真 水中又は地下に埋設される部分，その他完成後外部から検査・確認する事が出来なくなる部分，及びその他監督職員が指示する箇所は，Ａ４版写真台帳にまとめて完成検査日までに提出するものとする 【提出部数】：１部 （３）完成写真 【撮影箇所】建物外観各方向，主要箇所，主要室内その他監督職員が指示する箇所 【規格・提出部数】※Ａ４版クリアファイル　部　・Ａ４版写真台帳　部 【完成写真の撮影業者】・監督職員の承諾する撮影業者 （４）その他の写真 隣接建物等に損傷のおそれがある場合は，施工前・施工後の写真（カラー・キャビネ版）を監督職員の指示により提出するものとする （５）保管 工事写真のネガ・データは，受注者において工事完成後２年間保管すること
	⑰	完成時の提出図書	※提出を要する　完成図書：１部 竣工図の種類（※全て　・　　） 竣工図の作成方法　CAD（ＣＡＤデータの提出（※要　・不要）） 原図　.※普通紙　・不要 竣工図　二つ折製本（・A1版　部　・A2版　部　・A3版　部） 竣工図は原則として原図にて修正を行い，施工図・保全に関する資料で必要なものの提出は監督職員の指示による なお，１８　電子納品で対象工事である場合は，加えて電子成果品を　２部提出すること ・型式台帳 型式台帳は，監督職員が指定する様式で作成する。建物で使用する部材，機器を記入し提出すること。
	18	電子納品	※電子納品対象工事とする 電子納品とは，「調査，設計，工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは，「営繕工事電子納品要領（以下，要領という）」に基づいて作成されたものを指す 成果品については，「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については，原則として電子データを提出する義務はないが，「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上，電子化の是非を決定する また，成果品提出の際には，ウイルス対策を実施したうえで提出すること
	19	工事中情報共有システム	（１）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること （２）本工事で使用する情報共有システムは次とする 広島県工事中情報共有システム（http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html） （３）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする （４）受注者は，監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合，協力しなければならない
	⑳	施工図及び施工計画書	提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする
	21	設備工事との取合い	設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける
	22	撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする
	23	適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる 基準風速　Ｖｏ＝　m／s 地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ 積雪区分　平成12年5月31日建設省告示第１４５５号　別表（　　）
	㉔	騒音・振動の防止	「低騒音型・低振動型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用する
	㉕	施工中の安全確保	・同一場所で別契約の関連工事が行われる場合は，労働安全衛生法第３０条第２項に基づき，当該工事について，同条第１項に規定する措置を講ずべき者として本工事現場代理人を指名する ・労働安全衛生法第１５条に基づく統括安全衛生責任者を選任したときは，本契約後直ちに「統括安全衛生責任者選任届出書」（任意様式）を提出すること
	㉖	実施工程表 ［1．2．1］	工事期間は建築設備を含んだ期間とし，工事全体を把握して作成し，監督職員の承諾を受ける
	㉗	工程報告	別紙様式による期間別工事工程報告書を毎月２回１部提出すること
	28	保証書	次の工事について保証書を提出すること

工事区分	材　料　名	保証年数	備　考
・防水改修工事	・アスファルト防水	年	
	・改質アスファルトシート防水	年	
	・合成高分子ルーフィング防水	年	
	・塗膜防水	年	
・外壁改修工事	・下地補修	年	
	・塗装	年	
		年	

章		項　目	特　記　事　項
2 仮設工事	1	足場その他	「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては，同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の⑵手すり据置き方式又は⑶手すり先行専用足場方式により行う。 ・内部足場の種別　・設置する（※脚立、足場板等　・枠組足場　・設置しない ・外部足場の種別　・設置する（※枠組足場　・　　）・設置しない ・外部足場の防護シート　・設置する（※メッシュシート　・防音シート）　・設置しない 材料、撤去材等の運搬方法　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種 ・Ｃ種のエレベーター（　　） ・Ｄ種の階段（　　）
	②	既存部分の養生	養生方法 ・既存部分の養生方法　※ビニルシート，合板等による ・既存部分における既存家具等の養生　※ビニルシート等による ・既存ブラインド、カーテン等の養生　※ビニールシート等による　・ 保管場所　※構内既存施設内　・ 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。
	3	仮設間仕切り	仮設間仕切り及び仮設扉の設置個所　・図示 仮設間仕切りの種別と材質等 ・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・図示 Ａ、Ｂ種の表面材　※石こうボード　・合板 Ａ、Ｂ種の片面への塗装等　・行う　※行わない Ａ種のグラスウール等の充填材 ※行う（ＪＩＳ　Ａ　６３０１グラスウール吸音材２号３２Ｋ厚５０㎜） ・行わない 仮設扉　（・木製　・　　）
	4	監督職員事務所	・　設ける　㎡程度　※設けない ※現場に常備する備品等は現場説明書によるほか、監督職員の指示により設置する ・既存建物内の一部を使用する（場所　　） ・構内に新設する　規模（　㎡　）
	⑤	工事用水	構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償） ※利用できない
	⑥	工事用電力	構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償） ※利用できない
	7	工事現場の表示	現場の見やすい位置に監督職員が指示する次の表示板を設置する ※工事名等の表示板（900㎜×600㎜）　・工事概要等の説明看板（900㎜×600㎜）
	8	出入口養生	※行う（ベニヤ等）　・行わない
	9	セキュリティー設備	既設設備の取り外し，取り付けを行う
	⑩	警備員 （施設管理業務）	※配置する　・配置しない 配置計画 ※大型車両進入時　（　）人／日 ⊙常時配置　（１）人／日 ・（　）作業期間　（　）人／日

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録17（１）第0497号

岡 田 建 築 設 計 事 務 所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB. NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2020.07.		市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校外５校）	dA / 01	A-2：100%
CH.	PL.	DR.	NAME		A-3：71%
			（大和中学校）建築改修工事特記仕様書（１）		A-4：50%

外壁改修フロー及び数量

・コンクリート打放し仕上げ外壁の場合

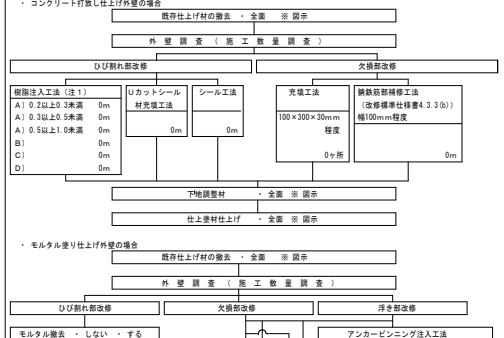

・モルタル塗り仕上げ外壁の場合

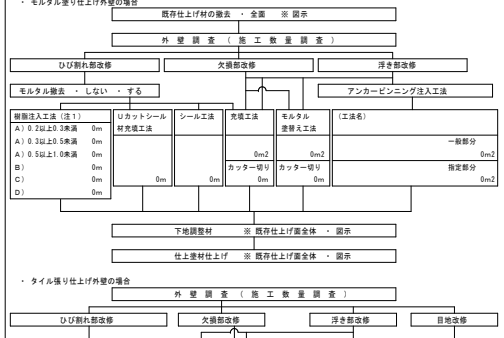

・タイル張り仕上げ外壁の場合

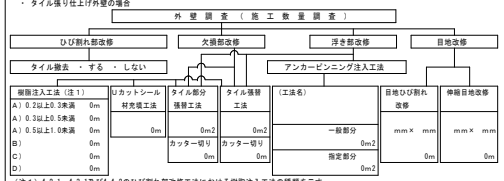

（注1）4-2.1、4-3.1及び4-4.2のひび割れ部改修工法における樹脂注入工法の種類を示す

5 建具改修工事

① 改修工法 ［5．1．3］

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
・アルミ製建具				※ 建具表による
・樹脂製建具				※ 建具表による
・鋼製建具	・外部			※ 建具表による
	○内部			※ 建具表による
○鋼製軽量建具				※ 建具表による
・ステンレス製建具				※ 建具表による

新規に建具を設ける場合
壁部分の開口の開け方 ※ 図示
新規建具周囲の補修工法及び範囲 ※ 図示 ・

② 防火戸 ・適用する 指定箇所（※ 建具表による ・ ） ［5．1．4］

3 建具見本の製作 ※ 製作しない ・製作する（・ 納まり等が分かる程度のもの ・ ） ［5．1．5］

4 防犯建物部品 ・適用する 適用箇所（※ 建具表による ・ ） ［5．1．7］

5 アルミニウム製建具 性能値等 ［5．2．2～5］［表5．2．2］
・耐風圧性の等級（ ）、気密性の等級（ ）、水密性の等級（ ）
※ 改修標準仕様書表5.2.1による種別
外部に面する建具の種別 ・A種（建具符号：・全て ・建具表による ・ ）
・B種（建具符号：・全て ・建具表による ・ ）
・C種（建具符号：・全て ・建具表による ・ ）
防音ドア、防音サッシの遮音性の等級（ ）
防火ドア、防火サッシの遮蔽性の等級（ ）
断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（ ）
（建具符号：・ 建具表による ・ ）
ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1
枠の見込み寸法 ※ 建具表による ・

表面処理
外部に面する建具 種別 ・BB-1種 ・BB-2種 ・
色合等 ※ 標準色（ ） ・特注色（ ）
屋内の建具 種別 ・BC-1種 ・BC-2種 ・
色合等 ※ 標準色（ ） ・特注色（ ）

結露水の処理方法 ※ 図示 ・
水切り板、ぜん板 ※ 図示 ・

6 網戸等 ［5．2．3］

種類	材質	線径	網目
・防虫網	※ 合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス（SUS316）製	※ 0.25mm以上 ・	※ 16～18メッシュ ・
・防鳥網	ステンレス（SUS304）線材	1.5mm	網目寸法15mm

7 樹脂製建具 ［5．2．2］［5．3．2～5］
性能値等
・ 耐風圧性の等級（ ）、樹密性の等級（ ）、水密性の等級（ ）
※ 改修標準仕様書5.3.1による種別
外部に面する建具 ・A種（建具符号：・全て ・建具表による ・ ）
・B種（建具符号：・全て ・建具表による ・ ）
・C種（建具符号：・全て ・建具表による ・ ）
防音ドア、防音サッシの遮音性の等級 ・T－1 ・T－2
（建具符号：・ 建具表による ・ ）
断熱ドア、断熱サッシ の断熱性の等級 ・H－4 ・H－5 ・H－6
（建具符号：・ 建具表による ・ ）
枠の見込み寸法 ※ 建具表による
表面色 ※標準色 ・特注色
水切り板、ぜん板 ※ 図示
ガラス ※ 複層ガラス

⑧ 鋼製建具 ［5．2．2］［5．4．2～4］［表5．4．2］
性能等級（建具符号：・ 建具表による ・ ）
簡易気密型ドアセット ・適用する
外部に面する面する建具の耐風圧性 ・S－4
・S－5
・S－6
防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（ ）
断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（ ）
耐震ドア 面内変形追従性の等級（ ）
ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1
鋼板類の厚さ ※ 改修標準仕様書表5.4.2による

9 鋼製軽量建具 ［5．2．2］［5．5．2～4］
性能等級（建具符号：・ 建具表による ・ ）
簡易気密型ドアセット ・適用する
防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（ ）
断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（ ）
耐震ドア 面内変形追従性の等級（ ）
鋼板の材料 ※ 亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板
ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1
鋼板類の厚さ ※ 改修標準仕様書表5.5.1による
召合せ、縦小口包み板の材質 ※ 鋼板

10 ステンレス製建具 ［5．2．2］［5．4．2］［5．6．2～5］
性能等級（建具符号：・ 建具表による ・ ） ［5．7．2，3］
簡易気密型ドアセット ・適用する
外部に面する面する建具の耐風圧性 ・S－4
・S－5
・S－6
防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（ ）
断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級（ ）
耐震ドア 面内変形追従性の等級（ ）
ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 ・
表面仕上げ ※ HL ・鏡面仕上げ ・
ステンレス鋼板の曲げ加工 ※ 普通曲げ ・角出し曲げ（・ a角 ・ b角 ・ c角）

⑪ 建具用金物

金物の種類及び見え掛り部の材質等
※ 改修標準仕様書表5.1.1及び適用は建具表による ・
金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※ 改修標準仕様書表5.7.2による
樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※ 標準仕様書表5.7.3による ・
握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置 ※ 建具表による ・

錠前類
【シリンダ箱錠及びシリンダ本締まり錠】
（品質）
デッドボルトの出寸法は17mm以上とする。 鍵付きのものはマスターキー、グランドマスターキー、コンストラクションキーなどのキーシステムが構築できるものとする。
（性能）
<使用頻度による性能>
1) （シリンダ箱錠のみ）ラッチボルトの開閉繰り返し試験（40万回）を行った後、ハンドルでの開閉操作力及びラッチング力が試験前の2倍未満であり、動作に支障がない。
2) キーによるデッドボルトの施解錠繰り返し試験（10万回）を行った後、 試験前の回転トルクの2倍未満であり、施解錠操作に支障がない。（シリンダ本締り錠のみ）シリンダ単体の施解錠繰り返しの評価は、シリンダ だけの回転トルクが10N・cm以下とする。
3) キーによる施錠機構の施解錠繰り返し試験（10万回）を行なった後、 試験前の回転トルクの2倍未満であり、施解錠操作に支障がない。
4) キーの抜き差し繰り返し試験（10万回）を行なった後、キーの抜き差 しに要する荷重は10N以下である。また、未使用の合鍵でシリンダが回転でき、かつ、1箇所1段差浅い刻みもつ異なるキーでは、シリンダが回転しないこと。（キーに加えるトルクは、150N・cmとする）
<外力に対する性能 >
1) デッドボルトの押込み強度試験（10KN）を行なった後、荷重を除い ときのデッドボルトの出寸法は8mm以上であること。
2) デッドボルトの側圧強度試験（10KN）を行なった際、加圧板がデッドボルトを通過しない。
3) デッドボルトの押込み強度（衝撃荷重）試験（58.8J）の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態（デッドボルトの突出量が8mm未満）にならないこと。
4) デッドボルトの側圧強度（衝撃荷重）試験（58.8J）の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態（加圧板がデッドボルトを通過した状態）にならないこと。
5) （シリンダ本締り錠はグレード3以上の影響錠の場合）ストライクプレートの厚さ1.5mm以上のステンレス鋼製とし、トロヨケは厚さ1.6mm以上の鋼製の一体絞りとする。又はストライクの強度と同等以上の強度をもつものとする。
<使用扉の質量に対する性能（シリンダ箱錠のみ）>
1) ラッチボルトの側圧強度試験（4KN）を行い、荷重を除いたとき、ハンドル操作及びラッチングに支障がない。
2) レバーハンドルのねじり強度試験（3.5KN・cm）を行なった後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。
3) 握り玉のねじり強度試験（3KN・cm）を行なった後、トルクを除いたとき、握り玉が正常に作動していること。また、施錠時握り玉が固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
4) ハンドルの引張強度試験（2KN）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
5) ハンドルの垂直荷重強度試験（2KN）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
<鍵>
1) かぎ（鍵）数は、1.5万以上とする。ただし、異なるキーウェイ形状であっても、共通のキーセクションが存在する場合は、有効かぎ（鍵）違い数とみなさないものとする。
2) 同一タンブラーの使用数は、60%以下とする。また、6本タンブラーにおいては、キーの同一刻みは、最大2連続までとしていること。
試験方法は、JIS A 1541-1（建築金物－錠－第1部：試験方法）による。
【レバーハンドル】
（性能）
<ねじり強度>
レバーハンドルのねじり強度試験（3.5KN・cm）を行なった後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。
<引張り強度>
ハンドルの引張強度試験（2KN）を行い、荷重を除いたとき、ハンドル が正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、 施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。
<垂直荷重強度>
ハンドルの垂直荷重強度試験（2KN）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障が ないこと。
試験方法は、JIS A 1541-1（建築金物－錠－第1部：試験方法）による。

クローザー類
（品質・性能）

区分			① ドアクローザー		② ヒンジクローザー		③ フロアヒンジ	
性能試験項目								
初期値	閉じ速度及び効率による区分（注1）（注2）	Grade2 番手	閉じモーメント（N・m）	効率（%）	閉じモーメント（N・m）	効率（%）	閉じモーメント（N・m）	効率（%）
		1	5以上	30以上	5以上	30以上	5以上	30以上
		2	10以上	30以上	10以上	30以上	10以上	30以上
		3	15以上	35以上	15以上	35以上	15以上	35以上
		4	25以上	40以上	25以上	40以上	25以上	40以上
		5	35以上	45以上	35以上	45以上	35以上	45以上
		6	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上
	閉じ速度（秒）		常温（5～35℃）無風状態において、開扉（70°）から全閉（0°）までの時間を5～8秒に調整できるかどうか。					
	温度依存性（℃）		緩衝油の流動点は、JIS K 2269(原油及び石油製品の流動点並びに石油製品重り点試験方法）により測定し、－15℃以下であること。					
	ストップ力	ストップ入力	60N・m以下 但し、コンシールド型は200N・m以下		100N・m以下		100N・m以下	
		ストップ解除力	8N・m以上		3N・m以上		10N・m以上	
	バックチェック性能（秒） （バックチェック機能を有する機種のみ適用）		ドア開扉方向に荷重60N/m2を開扉50°から負荷する。バックチェック開始角度（70～85°）から更に20°まで開くまでの時間は0.8秒以上としていること。		－		－	
	ディレードアクション性能（秒） ディレード アクション解除角度（60～75°）（ディレードアクションを有する機種のみ適用）		開扉90°の位置からディレードアクション解除角度までの時間が10秒以上確保でき、また、その時間の調整が可能であること。		－		－	
	戸の閉鎖位置（中心吊り込み両自由のみに適用）		－		－		±3mm以内	
耐久性	繰返し開閉後の閉じモーメント（N・m）	Grade2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	
	繰返し開閉後の効率（%）	Grade2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	
	繰返し開閉後の閉じ速度（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。					
	繰返し開閉後のバックチェック性能（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		－		－	
	繰返し開閉後のディレードアクション性能（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		－		－	
	繰り返し開閉後の戸閉鎖位置（mm）		－		－		耐久試験後±6mm以内	
耐久性の試験回数（繰り返し開閉回数）		Grade2	20万回		10万回		30万回	

注1．パラレル取付けは、右記の閉じモーメントの70%程度までとする。
注2．コンシールド型は右記の閉じモーメントの50%程度までとする。
Grade1を選定する場合は、図示による。
（試験方法）
1）性能試験は、JIS A 1510-3（建築用ドア金物の試験方法－第3部：フロアヒンジ、ドアクローザ及びピンクローザ）に規定する試験方法による。
2）試験ドアの質量は、1番手は25ｋｇ、2番手は40ｋｇ、3番手は60ｋｇ、4番手は80ｋｇ、5番手は100ｋｇ、6番手は120ｋｇとする。

12 鍵 ［5．7．4］
マスターキー ※ 製作する（ 組） ・製作しない ・既存に組込む
鍵の製作本数 ※ 各室3本1組（室名札付き）
鍵箱 ・設ける（ 個用 組） ・設けない

13 自動ドア開閉装置 ［5．8．2，3］
引き戸用駆動装置
性能値
※ 改修標準仕様書表5.8.1による
種類 ・SSLD-1 ・SSLD-2 ・DSLD-1 ・DSLD-2

14 自閉式上吊り引戸装置 ［5．9．3］
多機能トイレ出入口引き戸用駆動装置
性能値
※ 改修標準仕様書表5.8.2による
引き戸用検出装置の種類は、多機能トイレスイッチとする

引き戸用検出装置
性能値
※ 改修標準仕様書表5.8.3による
種類 ・光線（反射）センサー ・熱線センサー ・音波センサー ・光電センサー
・電波センサー ・タッチスイッチ ・押しボタンスイッチ

戸の開閉方式 ※ 建具表による
防鎖 ・適用する ・適用しない
凍結防止措置 ・適用する ・適用しない
性能値等 ※ 標準仕様書表5.9.1による ［5．9．3］
（試験方法）
（1）耐久性（開閉繰り返し）試験
閉については外力によらず、試験体の自閉装置及び制御装置のみにより戸を開端位置から閉端位置までの作動を確認できる試験を行う。同試験に用いる試験体は片引戸とし、開口内法有効高さ2,000mm、幅は最大寸法とする。適用戸総質量の区分毎に試験を行う。自閉装置、制御装置は10万回以上の呼点で1回のみ調整を行えるものとし、また、その他の制御装置についてはメーカーの耐久性能試験成績書において2万回以上の耐久性能を確認することで、試験に代えることができるものとする。
（2）耐衝撃性試験
落下高さ17ｃｍにて、ドアの中央部にドアが外れる方向に衝撃を与える。
耐衝撃性試験に用いる試験体は片引戸、開口内法有効寸法は高さ2,000mm、幅900mmとする。
適用戸総質量の区分毎に試験を行う。
（3）気密性能試験
JIS A 1516「建具の気密性試験方法」による。

15 重量シャッター ［5．10．2、3］
シャッターの種類 ・管理用シャッター 耐風圧強度（ ）N/m2
・外壁用防火シャッター 耐風圧強度（ ）N/m2
・屋内用防火シャッター
・防煙シャッター
開閉方式の種類 ※ 上部電動式（手動併用） ・上部手動式
二重チェーン、急降下制動装置、急降下停止装置を設けた電動シャッターの設置箇所
※ 図示
障害物感知装置を設けた電動シャッターの設置箇所 ※ 図示 ・
屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止機構の設置箇所 ※図示
適用する危害防止機構 ※ 改修標準仕様書5.10.2(4)(a)かつ(c)
・ 改修標準仕様書5.10.2(4)(b)かつ(c)
管理用シャッターのシャッターケース ・設ける ・設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類 ※ JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき及び鋼帯）
めっきの付着量 ※ Z12又はF12を満足するもの
ステンレス鋼板の材料 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 ・

16 軽量シャッター ［5．11．2～4］
開閉方式の種類 ※ 手動式 ・上部電動式（手動併用）
耐風圧強度（ ）N／m2
スラットの材質の種類
※ JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼板）
めっきの付着量（ ※ Z06 又はF06を満足するもの ・ ）
・JIS G 3312（塗装溶融５％アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼板）
めっきの付着量（ ※ AZ90を満足するもの ・ ）
スラットの形状 ※ インターロッキング形 ・オーバーラッピング形
シャッターケース ※ 設ける ・設けない
ガイドレール（中柱共）の材質 ※ ステンレス鋼板（SUS304） 厚さ1.0mm

座板の材質（屋外の場合） ※ ステンレス製既製品 ・

17 オーバーヘッドドア ［5．12．2、3］

セクション材による区分	耐風圧性能区分（Pａ）	開閉方式による区分	収納方式による区分	ガイドレールの材料
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・ 175（1750） ・ 125（1250） ・ 100（1000） ・ 75（750） ・ 50（500）	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローベッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板

電動式タイプで障害物感知装置を設ける箇所 ※図示 ・

18 木製建具 （16．7．2～4）
建具材の加工、組立時の含水率 ※ B種 ・
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
※ 規制対象外 ・
表面材の合板の種類

合板の種類	規格等	備考
・普通合板	表面の樹種 生地、透明塗料塗り （ ※ ラワン合板程度 ・ ） 不透明塗料塗り （ ※ しな合板程度 ・ ） 板面の品質（ ） 接着の程度（ ・1類 ・2類）	
・天然木化粧合板	樹種名（ ） 接着の程度（ ・1類 ・2類）	
・特殊加工化粧合板	化粧加工の方法 （ ・オーバーレイ ・プリント ・塗装） 表面性能（ ）タイプ 接着の程度（ ・1類 ・2類）	

表面板の厚さ ※標準仕様書表16.7.6による ・
・かまち戸
かまち樹種（ ） 鏡板樹種（ ）
見込み寸法 ※建具表による ・
・ふすま
張り種別（ ・Ⅰ型 ・Ⅱ型）
上張り（押入等の裏側以外） ・島の子 ・新島の子又はビニル紙程度
縁仕上げ ・塗り縁 ・生地縁（素地） ・生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
見込み寸法 ※ 建具表による ・
・戸ふすま 見込み寸法 ※ 建具表による ・
・紙張り障子 見込み寸法 ※ 建具表による ・
枠の材料 ※ 木製枠（６章内装改修工事による）
・鋼製枠（※亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板）
くつずりの材料 ※ ステンレス鋼板

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所 広島県知事登録17（1）第0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士 第102449号 岡田文夫

JOB. NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2019. 02.		市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校外５校）	dA / 02	A-2：100%
CH.	PL.	DR.	NAME （大和中学校）建築改修工事特記仕様書（２）		A-3：71%
					A-4：50%

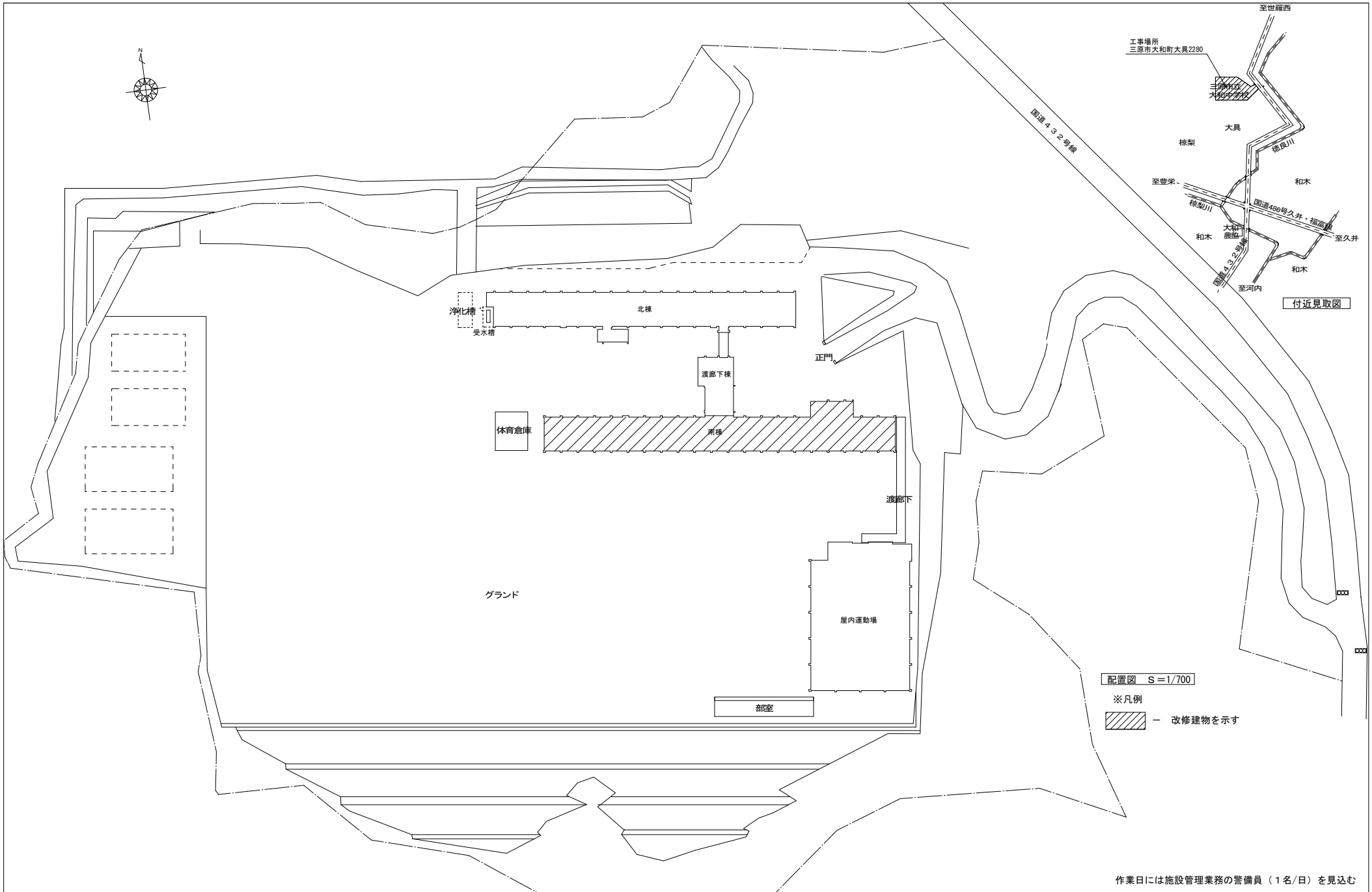

作業日には施設管理業務の警備員（１名/日）を見込む

特記事項	訂正事項							
		一級建築士事務所　広島県知事登録17（１）第0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB. NO.	DATE 2020. 06.	SCALE 1/700	TITLE 市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校外５校）	NO. dA / 03	図面縮小率
			CH.	PL.	DR.	NAME （大和中学校）付近見取図・配置図		A-2：100% A-3：71% A-4：50%

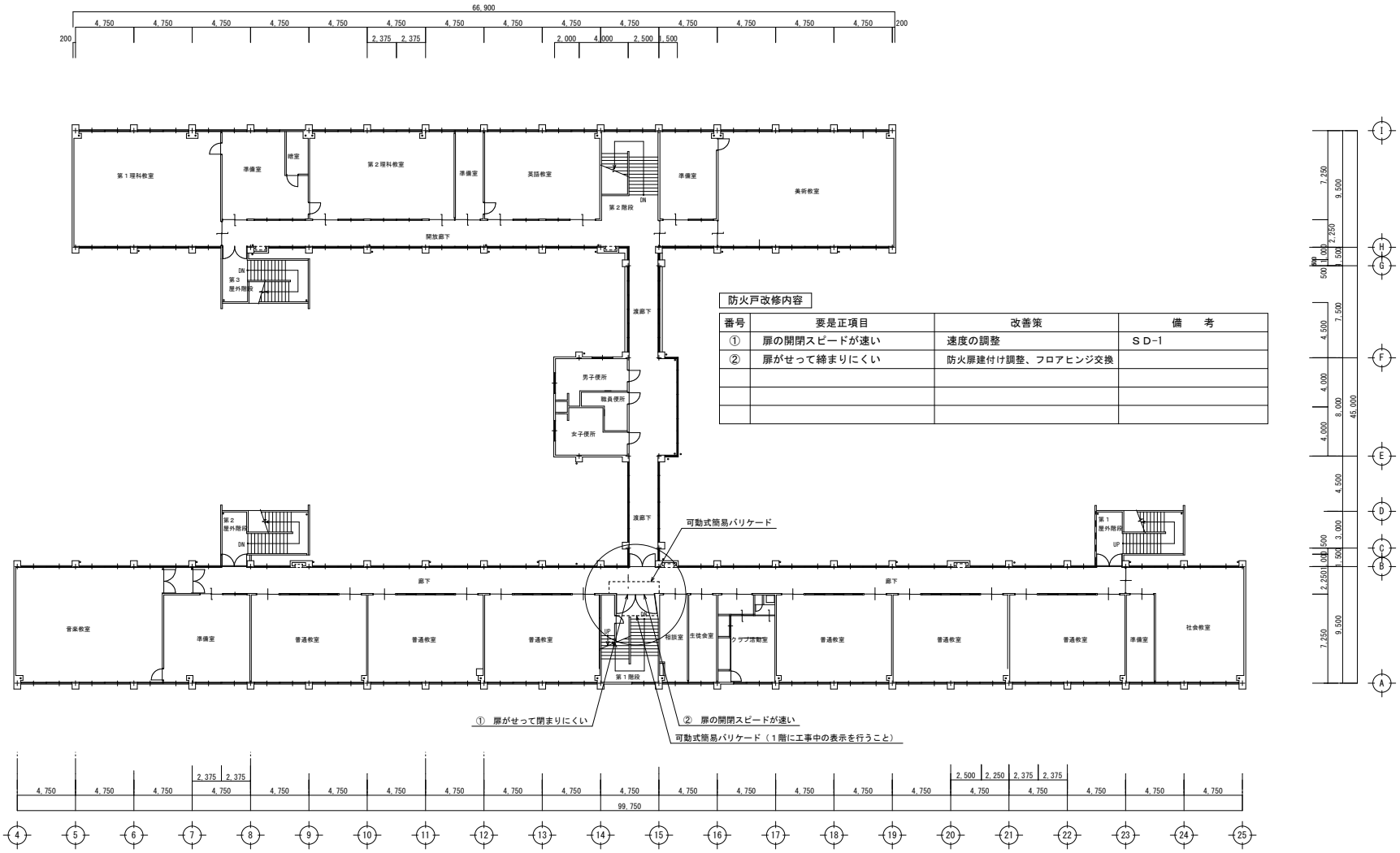

防火戸改修内容

番号	要是正項目	改善策	備　考
①	扉の開閉スピードが速い	速度の調整	ＳＤ-1
②	扉がせって締まりにくい	防火扉建付け調整、フロアヒンジ交換	

２階平面図　Ｓ＝1/250

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録17（１）第0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB. NO.	DATE 2020. 06.	SCALE 1/250	TITLE 市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校外５校）	NO. dA / 04	図面縮小率
			CH.	PL. DR.		NAME （大和中学校）２階平面図		A-2：100%
								A-3：71%
								A-4：50%

記号　数量	（第二中学校）SD－１　　２ヶ所　　１階２階中央階段	（第五中学校）ＳＤ－１　　１ヶ所　　特別教室棟２階階段室	（第五中学校体育施設）ＳＤ－１　　１ヶ所　　２階階段室
姿　図	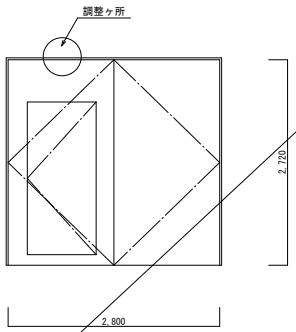	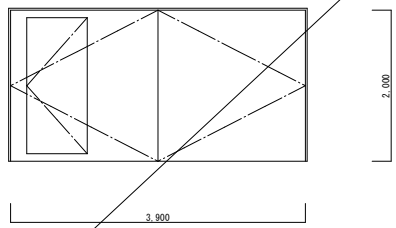	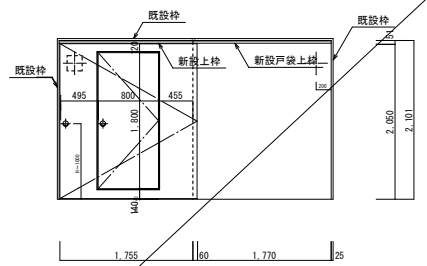 ※詳細は別図による。
種　類	くぐり戸付き両開き防火戸	くぐり戸付き両開き防火戸	くぐり戸付き両開き防火戸
仕　上	補修塗装		
金　物	フロアヒンジ交換	順位調整器交換（ＪＣＮ-350同等品）、レリーズ装置取替（ＮＳＳ-ＤＬ-3ＤＬ同等品）	
硝　子			
備　考	防火扉建付け調整		

記号　数量	（第五中学校体育施設）ＳＤ－１１　　１ヶ所　　武道館３階階段室	（大和中学校）SD－１　　１ヶ所　　２階中央階段	
姿　図	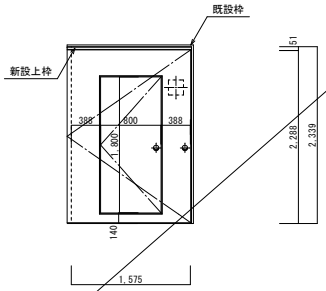 ※詳細は別図による。	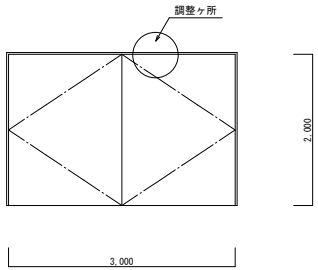	
種　類	片開き防火戸	くぐり戸付き両開き防火戸	
仕　上		SOP補修塗装	
金　物		フロアヒンジ交換（55Ｆ同等品），レリーズ再利用	
硝　子			
備　考		防火扉建付け調整（ヒンジ調整，枠削り等）	

符号の略号
- ＳＤ　鋼製扉
- ＡＤ　アルミ製扉
- ＡＷ　アルミ製窓
- ＷＤ　木製扉
- ＬＳＤ　軽量鋼製扉

ガラスの略号
- 複層　Low-E複層ガラス
- Low-E　遮熱高断熱Low-E膜(ｺｰﾃｨﾝｸﾞ)ｶﾞﾗｽ
- Ａ　空気層
- 強化　強化透明ガラス
- 強化型板　強化型板ガラス
- フロート　透明ガラス
- 型板　型板ガラス
- 網入型板　網入型板ガラス
- 網入　網入透明ガラス

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録17（１）第0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB. NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2020. 06.	1/50	市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校外５校）	dA / 05	A-2：100%
CH. / PL.	DR.		NAME（大和中学校）建具表		A-3：71%
					A-4：50%

参　考　数　量　書

工　事　名　称　　市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校外５校）

工　事　場　所　　三原市宗郷一丁目外

［工　事　概　要］

用途,構造,面積	学校，鉄筋コンクリート造	
工　事　範　囲	建築工事一式	
別　途　工　事	無し	
工　　期	契約締結日の翌日　～　令和2年11月30日	
一　般　事　項		
《 工事予算内訳 》		
〈内　　訳〉		
区　　分		概　　要
設　計　金　額		
消　費　税　額		
合　計　金　額		

符 号	名　　称	材質	形 状 寸 法	数 量	単 位	単　価	金　額	摘 要
市内小中学校防火戸等改修工事（田野浦小学校外５校）								
Ⅰ	直接工事							
	計（直接工事費）			1	式			
	共通仮設費			1	式			
	計（純工事費）			1	式			
	現場管理費			1	式			
	計（工事原価）			1	式			
	一般管理費			1	式			
	契約保証費			1	式			
	計（工事価格）							
	消費税等相当額			1	式			×0．1
	合　計							

工事種別内訳

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
建築工事	1	式		
計				

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
田野浦小学校　教室棟⑭	1	式		
小泉小学校　管理教室棟	1	式		
深小学校　管理教室棟	1	式		
第二中学校	1	式		
第五中学校	1	式		
大和中学校	1	式		
計				

田野浦小学校　教室棟⑭

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
建具改修	1	式		
計				

小泉小学校　管理教室棟

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
建具改修	1	式		
計				

深小学校　管理教室棟

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
建具改修	1	式		
計				

第二中学校

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
建具改修	1	式		
計				

第五中学校

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
建具改修（特別教室棟）	1	式		
建具改修（体育館）	1	式		
計				

大和中学校

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
建具改修	1	式		
計				

田野浦小学校　教室棟⑭

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
建具改修	SD-1　2F	1	式		
建具改修	SD-1　3F	1	式		
建具改修	SS-1　2F	1	式		
建具改修	SS-1　3F	1	式		
建具改修	SS-1　4F	1	式		
計					

建築工事　中科目別内訳

小泉小学校　管理教室棟

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
建具改修	SD-1　1F	1	式		
建具改修	SD-2　3F	1	式		
計					

深小学校　管理教室棟

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
建具改修	SD-1　2F	1	式		
建具改修	SD-1　3F	1	式		
建具改修	SD-1　4F	1	式		
計					

第二中学校

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
建具改修	SD-1　1Ｆ	1	式		
建具改修	SD-1　2Ｆ	1	式		
計					

第五中学校

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
建具改修（特別教室棟）	SD-1　２F	1	式		
計					
建具改修（体育館）	SD-1　２F	1	式		
建具改修（体育館）	SD-11　３F	1	式		
計					

建築工事　中科目別内訳

大和中学校

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
建具改修	SD-1　２Ｆ	1	式		
計					

田野浦小学校　教室棟⑭　建具改修　SD-1　２Ｆ

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
防火扉 建付け調整費		1	式			
補修塗装工事		1	式			
ドアクローザー	下地プレート付	1	式			
取付工事費		1	式			
計						

田野浦小学校　教室棟⑭　建具改修　SD-1　３Ｆ

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
防火扉 建付け調整費		1	式			
補修塗装工事		1	式			
ドアクローザー	下地プレート付	1	式			
取付工事費		1	式			
計						

建築工事　細目別内訳

田野浦小学校　教室棟⑭　　建具改修　　SS-1　２Ｆ

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
スクリーンセーバー		1	式			
取付工事費		1	式			
搬入費		1	式			
計						

建築工事　細目別内訳

田野浦小学校　教室棟⑭　　建具改修　　SS-1　３Ｆ

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
スクリーンセーバー		1	式			
取付工事費		1	式			
搬入費		1	式			
計						

建築工事　細目別内訳

田野浦小学校　教室棟⑭　　建具改修　　SS-1　４Ｆ

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
スクリーンセーバー		1	式			
取付工事費		1	式			
搬入費		1	式			
防火シャッター修繕工事	2,400×2,590	1	式			
計						

建築工事　細目別内訳

小泉小学校　管理教室棟　　建具改修　　SD-1　１Ｆ

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
防火扉建付け調整費		1	式			
補修塗装工事		1	式			
計						

建築工事　細目別内訳

小泉小学校　管理教室棟　　建具改修　　SD-2　３Ｆ

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
防火扉建付け調整費		1	式			
補修塗装工事		1	式			
計						

深小学校　管理教室棟　　建具改修　　SD-1　２Ｆ

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
順位調整器		1	個			
順位調整器 交換工事		1	式			
計						

深小学校　管理教室棟　　建具改修　　SD-1　３Ｆ

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
防火扉建付け調整費		1	式			
補修塗装工事		1	式			
順位調整器		1	個			
順位調整器交換工事		1	式			
計						

深小学校　管理教室棟　　建具改修　　SD-1　４Ｆ

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
防火扉建付け調整費		1	式			
補修塗装工事		1	式			
順位調整器		1	個			
順位調整器交換工事		1	式			
レリーズ装置固定工事（連動試験含む）		1	個			
計						

第二中学校　建具改修　SD-1　１Ｆ

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
防火戸建付調整	枠扉カット調整含む	1	か所			
補修塗装工事		1	か所			
計						

建築工事　細目別内訳

第二中学校　　建具改修　　SD-1　２Ｆ

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
防火戸建付調整	枠扉カット調整含む	1	か所			
補修塗装工事		1	か所			
計						

第五中学校　建具改修（特別教室棟）　SD-1　２Ｆ

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
防火戸建付調整		1	式			
順位調整器		1	個			
リレーズ装置（試験含む）		1	個			
計						

第五中学校　建具改修（体育館）　SD-1　２Ｆ

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
戸袋付防火戸取換 片開き　潜戸両面 フラッシュ	W1805×H2050 潜戸W800×H1800 SOP塗り	1	か所			
レリーズ装置（試験含む）		1	式			
土間はつり補修		1	式			
運搬費		1	式			
計						

第五中学校　建具改修（体育館）　SD-11　３Ｆ

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
戸袋付防火戸取換 片開き　潜戸両面 フラッシュ	W1635×H2288 潜戸W800×H1800 SOP塗り	1	か所			
レリーズ装置（試験含む）		1	式			
土間はつり補修		1	式			
運搬費		1	式			
計						

大和中学校　建具改修　SD-1　２Ｆ

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
防火戸建付調整		1	か所			
補修塗装工事		1				
フロアヒンジ交換		2				
計						

共通仮設費(積上)　明細

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
仮設簡易間仕切り	カラーコーン，塩ビバーポール	41	m			
警備員	施設管理（出入管理業務） 1人/日・現場×1日	8	人日			
計						